

種類番号



ご契約のしおり 約款

契約概要／注意喚起情報

無配当認知症介護一時金保険(返戻金なし型) □

無配当生活習慣病一時金保険(返戻金なし型) □

この冊子は、ご契約にともなう大切なことからを記載しています。
ぜひ、ご一読ください。

～はじめに～

この冊子はご契約にともなう大切なことからを記載したもので必ずご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申込みいただきますようお願ひいたします。

本冊子の構成

契約概要

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。

注意喚起情報

ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約のしおり

ご契約についての大変な事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っておいていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

約　款

ご契約のとりきめを記載しています。

お申込みの約款・特約にチェックをして、それぞれの内容をご確認する際にご活用ください。

約　款	チェック欄	ご契約のしおり	約款・特約
無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D	<input type="checkbox"/>	32ページ	63ページ
無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D	<input type="checkbox"/>	36ページ	85ページ

特　約

保険契約者代理特約	<input type="checkbox"/>	44ページ	111ページ
指定代理請求特約D	<input type="checkbox"/>	45ページ	117ページ

※各約款・特約の支払事由等の詳細については上記該当ページをご確認ください。
※お申込内容等については保険証券でもご確認いただけますので、もう一度よくお確かめください。

朝日生命における個人情報の利用目的について

保険契約等申込みに際して、お客様からいただいた個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。

- 朝日生命の保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、一時金等のお支払い
- 朝日生命または関連会社・提携会社の各種保険商品・金融商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 朝日生命の業務の情報提供・運営管理、市場調査、商品・サービスの開発・研究
- ※朝日生命の個人情報のお取扱いにつきましては、朝日生命ホームページ（<https://www.asahi-life.co.jp>）にも掲載しておりますので併せてご確認ください。

無配当認知症介護一時金保険(返戻金なし型)D 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みください。「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますのでご確認ください。なお、「ご契約のしおりー約款」につきましては、ホームページ(<https://www.asahi-life.co.jp>)にも掲載しております。インターネット・郵送でお申込みいただけるプランはそれぞれWebサイト上で展開・郵送された資料に記載のプランのみとなります。

1 引受保険会社

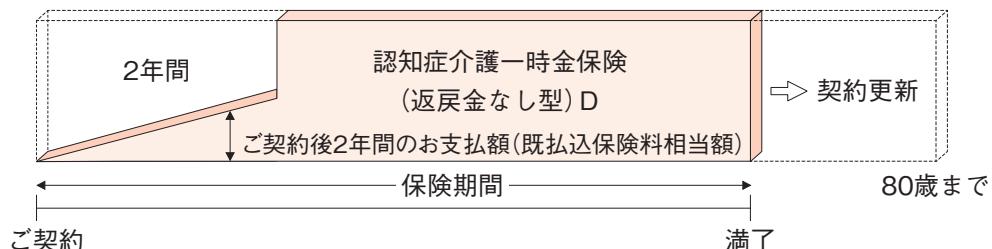
名 称	朝日生命保険相互会社
電 話	お客様サービスセンター ☎ 0120-714-532
ホームページ	https://www.asahi-life.co.jp

2 商品の特長としくみ

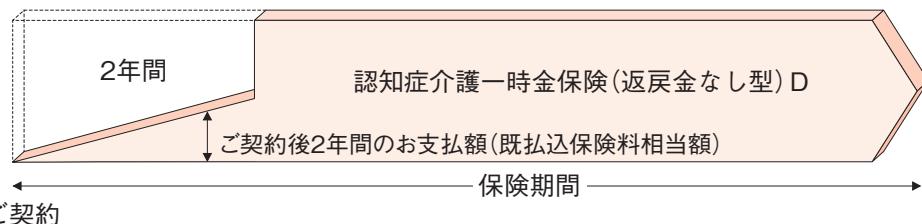
商品名称	無配当認知症介護一時金保険(返戻金なし型)D
特 長	認知症と診断されたときや、認知症と診断され、所定の状態かつ公的介護保険制度に基づく要介護1以上の状態に該当していると認定されたときの保障を一時金でご準備いただける保険です。

[しくみ]

定期タイプ



終身タイプ



■ 保険契約の型は、認知症診断一時金の有無により、朝日生命の取扱いの範囲内で以下のI型、II型のいずれかを選択していただきます。

保険契約の型	認知症介護一時金	認知症診断一時金
I型	○	○
II型	○	—

*○:当該一時金が組み込まれていることを表します。

■ 選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。ただし、I型の場合で、保険期間満了日までに認知症診断一時金の支払いがあった場合には、保険契約の型をII型に変更した上で、保険契約の更新および保険期間が終身の保険契約への変更を取り扱います。

お取扱い

取扱金額	50万円～1,000万円
契約年齢	40歳～79歳
保険料払込期間	保険期間終身の場合:60～90歳払込満了(5歳ぎざみ)・終身払 保険期間定期の場合:5～49年・70～90歳(5歳ぎざみ)
保険料払込方法	口座振替扱(月払・年払)、団体・集団扱(月払・年払)、クレジットカード扱(月払・年払)
最低保険料	月払:500円／年払:5,500円

* 保険期間終身(有期払)の場合、保険料払込期間は5年以上かつ60～90歳払込満了(5歳ぎざみ)とするお取扱いになります。

* 保険期間定期の場合、保険料払込期間は5年以上、かつ保険期間の終期は70歳以上かつ90歳を超えない範囲でのお取扱いとなります。

* 朝日生命の他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取扱いとなる場合があります。

* 上記のほか、ご加入には所定の要件があります。

3 保障内容

(1)認知症介護一時金

以下の支払事由に該当した場合に認知症介護一時金をお支払いします。

お支払いする 一時金	支払事由	支払金額
認知症 介護一時金	<p>責任開始の時前に器質性認知症と診断確定されたことがなく、かつ器質性認知症の疑いがあると医師によって診断されたことのない被保険者が、次のいずれかに該当したとき</p> <p>(1)契約成立日からその日を含めて2年以内の保険期間中に、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病により、器質性認知症と診断確定されたとき</p> <p>(2)契約成立日からその日を含めて2年経過後の保険期間中に、次のすべてを満たしたとき</p> <p>①被保険者が、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病により、器質性認知症と診断確定および所定の状態と医師によって判定されていること</p> <p>②被保険者が、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病により、公的介護保険制度に基づく要介護1以上の状態に該当していると認定されていること</p>	<p>(認知症介護一時金額に対する月払保険料) × (保険料を払い込んだ回数) の金額</p> <p>認知症介護 一時金額</p>

(2)認知症診断一時金

以下の支払事由に該当した場合に認知症診断一時金をお支払いします。

お支払いする 一時金	支払事由	支払金額
認知症 診断一時金	<p>責任開始の時前に器質性認知症と診断確定されたことがなく、かつ器質性認知症の疑いがあると医師によって診断されたことのない被保険者が、次のいずれかに該当したとき</p> <p>(1)契約成立日からその日を含めて2年以内の保険期間中に、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病により、器質性認知症と診断確定されたとき</p> <p>(2)契約成立日からその日を含めて2年経過後の保険期間中に、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病により、器質性認知症と診断確定されたとき</p>	<p>(認知症介護一時金額に対する月払保険料) × (保険料を払い込んだ回数) の金額</p> <p>認知症介護 一時金額の10%</p>

保障内容に関する注意事項

- 所定の状態とは「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」がⅢ、Ⅳ、Mのいずれかであると判定されている状態です。
- 公的介護保険制度は満40歳以上の方が対象です。なお、満64歳以下の方は16種類の特定疾病が原因である場合に限り、要介護認定を受けることができます。(2023年2月現在)
- 認知症介護一時金および認知症診断一時金は、契約成立日からその日を含めて2年以内に器質性認知症と診断確定されたときは、既払込保険料相当額をお支払いしご契約は消滅します。なお、認知症介護一時金と認知症診断一時金は、重複してお支払いしません。
- 認知症診断一時金のお支払いは、1回限りです。
- 認知症介護一時金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- 「認知症介護一時金保険(返戻金なし型)D」の責任開始の時より前に、器質性認知症と診断確定されていた(疑い含む)場合には、「認知症介護一時金保険(返戻金なし型)D」は無効となり、一時金はお支払いしません。
- 器質性認知症とは、次のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つものによって診断確定された場合をいいます。
 1. 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 2. 正常に成熟した脳が、1. による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること軽度認知障害、健忘症、統合失調症、うつ病、仮性認知症、知的障害<精神遅滞>などは、「器質性認知症」には含まれません。

4 保険契約者代理特約

- 保険契約者が自らご契約に関するお手続きを行うことができない事情があるときに、保険契約者代理人が代理手続き※を行うことができる特約です。（※「代理手続き」とは、保険契約者に代わって保険契約者代理人が行うことができる手続きをいいます。以下同じ）
- 代理手続きの範囲は、主契約の普通保険約款および特約に定める保険契約者が行うことができる手続きです。ただし、次の手続きは対象外です。
 - 一時金等の受取人の変更手続き
 - 保険契約者の変更手続き
 - 告知を要する手続き
 - 保険契約者代理人の変更手続き
 - 保険契約者、被保険者および一時金等の受取人が同一人である場合で、被保険者が行うことができる一時金等の請求手続き
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、朝日生命は被保険者および一時金等の受取人、またはその一方から同意を求めることがあります。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、保険契約者代理人から申出があり、朝日生命が認めたときは、朝日生命の取扱いの範囲内で保険契約者代理人に対し、この特約が付加されている保険契約に関する情報を開示することがあります。

5 指定代理請求特約D

- 一時金等の受取人となる被保険者が一時金等を請求できない事情があるときに、指定代理請求人がその一時金等を請求することができる特約です。
- 指定代理請求人に一時金等をお支払いした場合、それ以後重複して一時金等の請求を受けてもお支払いしません。
- 指定代理請求人に一時金等をお支払いしても、保険契約者・被保険者にその旨をご連絡しません。そのため、保険契約者・被保険者が認識しないまま、保険契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者から契約内容について照会を受けたときは、一時金等をお支払いしていること、保険契約の全部または一部が消滅していることを回答せざるを得ない場合があります。そのため、被保険者がご自身の健康状態について知る可能性があります。

6 ご契約内容ご家族説明制度

- 保険契約者にご家族の連絡先を事前にご登録いただき、登録されたご家族に対して、保険契約者と同等の範囲で契約内容の説明を可能とする制度です。
- 登録されたご家族はご契約に関するお手続きはできません。ただし、登録されたご家族が保険契約者代理人と同一人である場合を除きます。

7 法令改正等による支払事由の変更について

- 法令改正等による公的介護保険制度等の改正や介護に関する技術または環境の変化（公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等）のいずれかの事由が、認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dの支払事由に影響を及ぼす場合には、朝日生命は、主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することができます。なお、この場合は、支払事由を変更する2か月前までに保険契約者へご連絡します。

8 解約返戻金について

- この保険契約には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、認知症介護一時金額の10%の解約返戻金があります。

9 死亡給付金について

- この保険契約には死亡給付金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、認知症介護一時金額の10%の死亡給付金があります。なお、認知症介護一時金・死亡給付金は重複してお支払いしません。

10 満期保険金等について

- この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付の取扱いもありません。

11 配当金について

- この保険契約には配当金はありません。

12 保険料について

- 具体的な保険料はお申込み画面等でご確認ください。

無配当生活習慣病一時金保険(返戻金なし型) □ 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みください。「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますのでご確認ください。なお、「ご契約のしおりー約款」につきましては、ホームページ(<https://www.asahi-life.co.jp>)にも掲載しております。インターネット・郵送でお申込みいただけるプランはそれぞれWebサイト上で展開・郵送された資料に記載のプランのみとなります。

1 引受保険会社

- 名 称 朝日生命保険相互会社
- 電 話 お客様サービスセンター ☎ 0120-714-532
- ホームページ <https://www.asahi-life.co.jp>

2 商品の特長としくみ

- 商品名称 無配当生活習慣病一時金保険(返戻金なし型) □
- 特 長 がんまたは6大疾病により所定の診断・入院・手術の保障を一時金でご準備いただける保険です。

[しくみ] I型の場合

定期タイプ



終身タイプ



- 保険契約の型は、がん診断一時金および6大疾病一時金の有無により、朝日生命の取扱いの範囲内で以下のI型、II型、III型のいずれかを選択していただきます。

保険契約の型	がん診断一時金	6大疾病一時金
I型	○	○
II型	—	○
III型	○	—

*○:当該一時金が組み込まれていることを表します。

- 選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。

お取扱い

取扱金額	50万円～300万円
契約年齢	20歳～79歳
保険料払込期間	保険期間終身の場合:60～90歳払込満了(5歳きざみ)・終身払 保険期間定期の場合:5～49年・50～90歳(5歳きざみ)
保険料払込方法	口座振替扱(月払・年払)、団体・集団扱(月払・年払)、クレジットカード扱(月払・年払)
最低保険料	月払:500円／年払:5,500円

* 保険期間終身(有期払)の場合、保険料払込期間は5年以上かつ60～90歳払込満了(5歳きざみ)とするお取扱いになります。

* 保険期間定期の場合、保険料払込期間は5 年以上、かつ保険期間の終期は90歳を超えない範囲でのお取扱いとなります。

* 朝日生命の他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取扱いとなる場合があります。

* 上記のほか、ご加入には所定の要件があります。



- 「生活習慣病一時金保険(返戻金なし型)D」のがんを原因とする給付の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- がんを原因とする給付の責任開始の時より前にがんと診断確定されていた場合には、がん診断一時金はお支払いしません。保険契約の型がⅢ型の場合、この保険契約は無効となります。保険契約の型がⅠ型の場合、この保険契約を保険期間開始の時に遡ってⅡ型に変更します。

3 保障内容

■以下の支払事由に該当した場合にがん診断一時金・6大疾病一時金をお支払いします。

お支払いする一時金	支払事由	支払金額	支払限度
がん診断一時金	<p>「がん給付」の責任開始の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時以後保険期間中に次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目のがん診断一時金 がんと診断確定されたとき</p> <p>② 2回目以後のがん診断一時金 次のいずれかに該当したとき</p> <p>ア. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、新たにがんと診断確定されたとき</p> <p>イ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき</p> <p>ウ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき</p>	生活習慣病一時金額	1年に1回 通算限度なし
6大疾病一時金	<p>被保険者が、次のいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 急性心筋梗塞または狭心症 「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金 ア. 急性心筋梗塞を発病した場合で、その疾病的治療を直接の目的として入院日数が1日以上の入院を開始したとき、もしくは手術を受けたとき</p> <p>イ. 狹心症を発病した場合で、その疾病的治療を直接の目的として手術を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(1) - ①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、急性心筋梗塞または狭心症をそれぞれ新たに発病していることを必要とします。</p> <p>(2) 脳卒中 「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金 脳卒中を発病した場合で、その疾病的治療を直接の目的として入院日数が1日以上の入院を開始したとき、もしくは手術を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(2) - ①に該当したとき ただし、脳卒中を新たに発病していることを必要とします。</p>	生活習慣病一時金額	1年に1回 通算限度なし (ただし、 (3) - ①のア、 (4) - ①のア、 (5) - ①のア、 (6) - ①のア。 については、保険期間を通じて1回限り)

お支払いする 一時金	支払事由	支払金額	支払限度
6大疾病 一時金	<p>(3) 慢性腎不全 「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、慢性腎不全を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①1回目の6大疾病一時金 ア. 慢性腎臓病のステージ4またはステージ5と医師によって診断されたとき イ. その疾病的治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき ②2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(3) - ①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき</p> <p>(4) 肝硬変 「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、肝硬変を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①1回目の6大疾病一時金 ア. 肝硬変と医師によって診断されたとき イ. その疾病的治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき ②2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(4) - ①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき</p> <p>(5) 糖尿病 「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、糖尿病を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①1回目の6大疾病一時金 ア. 糖尿病性網膜症と医師によって診断されたとき イ. その疾病により糖尿病性網膜症または糖尿病性壞疽を発病し、その治療を直接の目的として手術を受けたとき ②2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(5) - ①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、糖尿病性壞疽については新たに生じていることを必要とします。</p> <p>(6) 高血圧性疾患 「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、高血圧性疾患を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①1回目の6大疾病一時金 ア. その疾病により生じた大動脈瘤もしくは解離性大動脈瘤と医師によって診断されたとき イ. その疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術を受けたとき ②2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(6) - ①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、新たに大動脈瘤等が生じていることを必要とします。</p>	生活習慣病 一時金額	1年に1回 通算限度 なし (ただし、 (3) - ①のア、 (4) - ①のア、 (5) - ①のア、 (6) - ①のア。 については、保険期間を通じて 1回限り)

保障内容に関する注意事項

- がん診断一時金、6大疾病一時金を複数回お支払いするときは、その原因が新たに生じていることが要件となります。ただし、「がん」、「6大疾病」それぞれについて、がん診断一時金、6大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年以内に支払事由に該当したときは、お支払いしません。なお、慢性腎臓病・肝硬変・糖尿病性網膜症・(解離性)大動脈瘤と診断されたことによるお支払いは、保険期間を通じてそれぞれ1回限りとなります。
- 同時期にがん診断一時金の支払事由に複数該当した場合でも、がん診断一時金を重複してお支払いしません。また、同時期に6大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、6大疾病一時金を重複してお支払しません。

4 保険契約者代理特約

- 保険契約者が自らご契約に関するお手続きを行うことができない事情があるときに、保険契約者代理人が代理手続き※を行うことができる特約です。（※「代理手続き」とは、保険契約者に代わって保険契約者代理人が行うことができる手続きをいいます。以下同じ）
- 代理手続きの範囲は、主契約の普通保険約款および特約に定める保険契約者が行うことができる手続きです。ただし、次の手続きは対象外です。
 - 一時金等の受取人の変更手続き
 - 保険契約者の変更手続き
 - 告知を要する手続き
 - 保険契約者代理人の変更手続き
 - 保険契約者、被保険者および一時金等の受取人が同一人である場合で、被保険者が行うことができる一時金等の請求手続き
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、朝日生命は被保険者および一時金等の受取人、またはその一方から同意を求めることがあります。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、保険契約者代理人から申出があり、朝日生命が認めたときは、朝日生命の取扱いの範囲内で保険契約者代理人に対し、この特約が付加されている保険契約に関する情報を開示することがあります。

5 指定代理請求特約D

- 一時金等の受取人となる被保険者が一時金等を請求できない事情があるときに、指定代理請求人がその一時金等を請求することができる特約です。
- 指定代理請求人に一時金等をお支払いした場合、それ以後重複して一時金等の請求を受けてもお支払いしません。
- 指定代理請求人に一時金等をお支払いしても、保険契約者・被保険者にその旨をご連絡しません。そのため、保険契約者・被保険者が認識しないまま、保険契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者から契約内容について照会を受けたときは、一時金等をお支払いしていること、保険契約の全部または一部が消滅していることを回答せざるを得ない場合があります。そのため、被保険者がご自身の健康状態について知る可能性があります。

6 ご契約内容ご家族説明制度

- 保険契約者にご家族の連絡先を事前にご登録いただき、登録されたご家族に対して、保険契約者と同等の範囲で契約内容の説明を可能とする制度です。
- 登録されたご家族はご契約に関するお手続きはできません。ただし、登録されたご家族が保険契約者代理人と同一人である場合を除きます。

7 解約返戻金について

- この保険契約には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、生活習慣病一時金額の10%の解約返戻金があります。

8 死亡給付金について

- この保険契約には死亡給付金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、生活習慣病一時金額の10%の死亡給付金があります。

9 満期保険金等について

- この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付の取扱いもありません。

10 配当金について

- この保険契約には配当金はありません。

11 保険料について

- 具体的な保険料はお申込み画面等で確認ください。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みください。

以下は、お客様にとって不利益となる事項が記載されていますので、特にご留意ください。



- 5. 一時金等をお受取りいただけない場合について
- 7. 現在の保険契約を解約、減額することを前提に新たな保険契約のお申込みをご検討される場合の
留意事項
- 8. 解約と返戻金について

支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり－約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。

1 クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)について

■申込者または保険契約者(以下「申込者等」とします。)は、所定の期間内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」とします。)することができます。

クーリング・オフの取扱期間

つきの①または②のいずれか遅い日からその日を含めて**20日以内**です。

- ①クーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(注意喚起情報・ご契約のしおり)の交付日(書面の交付に代替する電磁的方法による提供日を含みます。)
- ②保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日

次の場合は、お申込みの撤回等のお取扱いができません。

- ・申込者等が法人(会社)または個人事業主(雇用主)の場合

クーリング・オフの申出方法

つきの①または②のいずれかの方法によりお申出ください。

①書面でお申込みの撤回等をする場合

お申込みの撤回等は**書面の発信時（郵便の消印日付）**に効力を生じますので、次の内容を記載した書面を郵便にてご送付ください。

<書面に記載いただく事項>

- ・お申込みの撤回等をする意思
- ・申込者等の氏名（自署）・住所・電話番号
- ・申込番号
(お申込み手続き完了時に交付された申込番号
(13桁の数字))
- ・保険料
- ・申込経路（「Webサイトによる申込み」等）
- ・申込日
- ・申出日
- ・返金先口座（銀行名、支店名、店番、預金種目、
口座番号、口座名義人（フリガナ））※

※お申込み撤回時に、朝日生命に領収金額がある場合は、
すでにお払込みいただいた保険料をお返しいたします。

<記入例>

朝日生命保険相互会社 行
今回の契約申込みを撤回します。
申込者氏名：○○ ○○
申込者住所：東京都○○区○○○
電話番号：* * * * - * * - * * * *
申込番号：* * * * * * * * * * * * * * *
保険料：* * * * * * * * 円
申込経路：○○○○○○○○○○
申込日：20XX年○○月○○日
申出日：20XX年○○月○○日
返金先口座：○○銀行 ○○支店
店番 * * *
普通 * * * * * * *
口座名義人フリガナ ○○○○ ○○○○
口座名義人 ○○ ○○

<書面の郵送先>

〒206-8611

東京都多摩市鶴牧1-23

朝日生命 契約医務部

クーリング・オフ担当 行

※個人情報保護の観点から、封書によりお申し出ください。

②電磁的方法でお申込みの撤回等をする場合

主たる窓口として、朝日生命のホームページ（<https://www.asahi-life.co.jp>）に設置している専用の受付フォームの入力画面に、必要事項を記入し、ご発信ください（お申込みの撤回等は、電磁的方法による発信時（申出日）に効力を生じます）。

お申込みの撤回等があった場合は、朝日生命は、申込者等に領収金額を全額お返しします。

2 責任開始の時について

お申込みいただいたご契約について、朝日生命がお引受けすることを決定した場合の保障の責任開始の時は、次のとおりです。

責任開始に関する特約Dを付加した場合 (第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合)	お申込みと告知(診査)がともに完了した時
上記以外の場合	お申込みと告知(診査)ならびに第1回保険料相当額のお払込みがともに完了した時*

*第1回保険料相当額のお払込みが完了した時は次のとおりです。なお、お申込内容等の変更に伴い、後日追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初のお払込みの時とします。

口座振込みでお払込みの場合	朝日生命所定の金融機関口座に着金した日
クレジットカードでお払込みの場合	取扱クレジットカード会社による利用承認日
キャッシュカード（デビット機能付き）でお払込みいただいた場合	口座からの引落とし日



■「生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D」におけるがんを原因とする給付の責任開始の時は、保険期間開始の日（復活の場合は復活の日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日です。

■生命保険募集人（朝日生命の担当者や代理店の担当者、電話等で対応させていただく者も含みます。以下同じ。）は、お客様と朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。

3 告知について

保険契約者や被保険者には朝日生命がおたずねする健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務といいます。

■生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。そのため、はじめから健康状態の良くない方が無条件でご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。

ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態など、「告知書等（電子計算機でお申込みの場合の「告知画面」を含みます。）」で朝日生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

■告知をお受けできる権利（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。生命保険募集人には告知をお受けできる権利がないため、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりません。

告知いただいた内容が事実と違っていた場合には、一時金等をお受取りいただけないことがあります。

■告知いただくことからについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかつたり、事実と違うことを告知された場合には、責任開始の日（「生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D」の場合は保険期間開始の日。）または復活の日から2年以内であれば、朝日生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することができます。

・責任開始の日（「生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D」の場合は保険期間開始の日。）または復活の日から2年を経過していても、一時金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することができます。

・**ご契約を解除したときは、たとえ一時金等の支払事由が発生していても、これをお受取りいただけません。**ただし、「一時金等の支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、「一時金等をお支払い」することができます。

・ご契約を解除するときは、返戻金があればお支払いします。

■ご契約を解除する場合以外にも、ご契約の締結状況等により一時金等をお受取りいただけないことがあります。

・例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往歴・現病歴について故意に告知をされなかつた場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、一時金等をお受取りいただけないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しません。



■傷病歴などがある場合、ご契約のお引受けをお断りすることもありますが、特別条件（「保険料の割増」「一時金等の削減」）をつけてお引受けすることができます（傷病によっては特別条件をつけずにお引受けできる場合があります）。

4 ご契約内容等の確認制度について

- ご契約のお申込みにあたり、後日、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話をさせていただく場合があります。
- 一時金等のお支払いのご請求に際しても、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が一時金等をお支払いするための確認・照会に、保険契約者等や医療機関、公的機関等を訪問させていただく場合があります。

5 一時金等をお受取りいただけない場合について

次のような場合は、一時金等をお受取りいただけません。

- 責任開始の時または復活日より前の疾病や災害を原因とする場合
なお、ご契約により、以下のような場合、責任開始の時または復活日以後の疾病によるものとみなすお取扱いがあります。
 - ・告知等により会社が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき（事実の一部について告知いただいていること等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます）
 - ・病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者等による認識・自覚もなかつたとき
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となつた場合
- 一時金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または一時金等受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなくご契約が失効した場合
- 詐欺によりご契約が取消しとなつた場合
- 一時金等の不法取得目的があつてご契約が無効になつた場合
- 責任開始に関する特約Dを付加したご契約で第1回保険料のお払込みがない場合
- 保険契約者・受取人などの故意により一時金等の支払事由が生じた場合
- 一時金等について、保険契約者・被保険者の故意または重大な過失により支払事由が生じた場合
- 責任開始の時前の認知症診断および疑いがあると診断されたことによりご契約が無効となつた場合（「認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D」にご加入の場合）
- 責任開始の時前にがんと診断確定され、保険契約がII型に変更された場合のがん診断一時金（「生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D（I型）」にご加入の場合）
- 責任開始の時前にがんと診断確定され、保険契約がII型に変更された際に、保険契約者の申出により無効となつた場合（「生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D（I型）」にご加入の場合）
- 責任開始の時前のがん診断確定によってご契約が無効となつた場合（「生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D（III型）」にご加入の場合）

6 保険料の払込方法、猶予期間と失効、失効取消、復活について

- 保険料の払込方法について

〈口座振替扱によるお払込みについて〉

朝日生命が提携している金融機関等で保険契約者が指定した口座から、保険料が自動的に振り替えられる方法です。

〈団体・集団扱によるお払込みについて〉

朝日生命と協定している団体または集団に保険契約者が所属されている場合、団体または集団を経由して、保険料をお払込みいただく方法です。

〈クレジットカード扱によるお払込みについて〉

朝日生命が提携しているカード会社を経由して保険料をお払込みいただく方法です。

- 保険料の払込方法の変更について

保険料の払込方法の変更を希望される場合や、転居および勤務先団体からの脱退等の場合、すみやかに生命保険募集人またはお客様サービスセンターまでお申出ください。払込方法の変更についてお申出があり、朝日生命が承諾した場合、所定の事務手続きを経て、新たな払込方法に変更させていただきます。この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料をお払込みいただくことがあります。

- 保険料払込みの猶予期間と失効、失効取消、復活について

・保険料は払込期月（本来保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。払込期月内にお払込みのご都

合がつかない場合のために、保険料払込猶予期間を設けています。

- ・保険料のお払込みがないまま保険料払込猶予期間が過ぎた場合には、ご契約は失効となり、ご契約の効力が失われます。
- ・ご契約が失効となり、効力が失われた場合でも、失効した日からその日を含めて1か月以内に延滞保険料のお払込みがあり、かつ、朝日生命が認めたときは、ご契約の効力が失われなかつたものとして取り扱います。
- ・ご契約が失効となり、効力が失われた場合でも、失効した日からその日を含めて3年以内（「認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D」の場合は3か月以内）の場合、朝日生命の定める手続きをとっていただき、ご契約の復活をお申込みいただけます。この場合、あらためて告知が必要となります（健康状態などによっては、ご契約の復活をお断りすることがあります）。なお、ご契約の復活を朝日生命が承諾した場合には、告知と復活保険料のお払込みが、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。

7 現在の保険契約を解約、減額することを前提に新たな保険契約のお申込みをご検討される場合の留意事項

■現在のご契約を新たなご契約に見直す場合、以下の点にご留意ください。

- ・保険料は、保険料算出用利率（予定利率）のほか、将来見込まれる死亡率などにより算出しています。保険料算出用利率（予定利率）は、将来の運用収益を見込んであらかじめ定められた割引率です。新たなご契約のお申込みをされることにより、保険料算出用利率（予定利率）が下がったときは、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。
- ・一般のご契約と同様に告知義務があります。
- ・詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
- ・告知が必要な傷病歴等がある場合には、新たなご契約のお引受けができなかつたり、その告知をされなかつたために解除・取消しとなることもあります。

■多くの場合、返戻金は、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約された場合の返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

8 解約と返戻金について

■解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、一時金額の10%の解約返戻金があります。

9 生命保険契約者保護機構について

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経た上で、ご契約時にお約束した一時金額等が削減されることがあります。

■朝日生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時にお約束した一時金額等が削減されることがあります。

■詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

(受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～12:00、13:00～17:00)

ホームページ:<https://www.seihohogo.jp/>

10 一時金等のご請求時の留意事項

■一時金等をもれなくご請求いただくには、お客様からのご連絡が重要な情報となりますので、一時金等の支払事由が生じた場合（お受取りいただける可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等も含みます）は、すみやかに朝日生命お客様サービスセンターまでご連絡ください。

■支払事由、ご請求手続き、一時金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合は、「ご契約のしおり-約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

■一時金等の支払事由が生じたときは、ご加入の契約内容によっては、複数の一時金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■「保険契約者代理特約」を付加されますと保険契約者が自らご契約に関する手続きを行うことができない事情があるときは、保険契約者代理人が保険契約者に代わって所定の手続きを行なうことができます。

■「保険契約者代理特約」を付加されたときは、保険契約者代理人に対し、「保険契約者代理特約」についてのご説明をお願いいたします。

- 「指定代理請求特約D」を付加されると被保険者が受取人となる一時金等について、被保険者がご請求できない事情があるときは、指定代理請求人が被保険者に代わって一時金等をご請求することができます。
- 「指定代理請求特約D」を付加されたときは、指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨についてのご説明をお願いします。
- 「ご契約内容ご家族説明制度」は、保険契約者にご家族のご連絡先を事前に登録いただき、登録されたご家族に対して、保険契約者と同等の範囲内で契約内容の説明を可能とする制度です。
- 「ご契約内容ご家族説明制度」に登録されたご家族はご契約に関するお手続きはできません。ただし、登録されたご家族が保険契約者代理人と同一人である場合を除きます。

■生命保険のお手続きやご契約に関する相談・苦情につきましては、朝日生命お客様サービスセンターへご連絡ください。

TEL:0120-714-532

(受付時間:月曜日～土曜日 9:00～17:00)
(日曜日、祝日、年末年始を除く)

朝日生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、保険契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

一時金等のご請求手続きについて

このようなときにはご連絡ください

次の場合には下記連絡先（お客様サービスセンター）へ、ご連絡ください。

※保障内容によっては、支払事由に該当しない場合があります。

- 病気で入院・手術をした場合
- 亡くなられた場合
- がんと診断された場合
- 要介護状態になった場合
- その他の支払事由に該当するかどうかご不明の場合

〈連絡先〉

●お客様サービスセンター  0120-714-532

受付時間：月曜日～土曜日 9：00～17：00
(日曜日、祝日、年末年始を除きます)

一時金等ご請求手続きの流れ

一時金等をもれなくご請求いただくためには、お客様からのご連絡が重要な情報となります。病気で入院・手術をした場合、亡くなられた場合など、一時金等をお受取りいただける可能性があると思われる場合やご不明な点につきましては、朝日生命お客様サービスセンターまでご連絡ください。

1. お客様	<p>朝日生命へのご連絡 受取人より、朝日生命お客様サービスセンターにご連絡ください。 ●お手元に、ご契約の証券記号番号が分かる書類（保険証券・インフォメールあさひ等）をご用意ください。 ●一時金等をもれなくご請求いただくために、以下の内容をお伺いします。 ・証券記号番号・お電話をいただいた方のお名前・被保険者名 ・入退院日、死亡日、事故日、病名、手術名、手術日など ※ 病名等は、必要書類をご案内するためにお伺いするものですので、差支えのない範囲でお申出ください。</p>
2. 朝日生命	<p>請求のご案内 ご連絡いただいた内容に基づき、ご請求のくわしいご案内と請求書類をお届けします。</p>
3. お客様	<p>請求書類のご提出 ご案内した必要書類をお取りそろえのうえ、ご提出ください。</p>
4. 朝日生命	<p>一時金等のお支払い 一時金等をお支払いします。</p>
5. お客様	<p>お支払明細書をご確認ください お支払金額などを記載したお支払明細書またはお支払通知書をご郵送しますので、ご確認ください。</p>

もくじ

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項、諸手続き、税制上の取り扱いなど、ぜひ知っておいていただきたい事項を記載しています。

目的別もくじ (主な項目について、知りたい内容の記載箇所が確認できます。) 4

主な保険用語の説明 6

朝日生命は相互会社です 8

お知らせとお願い（ご契約に際して）

1. ご契約お申込手続きの際の留意点について	9
2. 保険契約の締結および生命保険募集人について	10
3. 告知について	12
4. 責任開始の時について	14
5. クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回等）について	17
6. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ	18
7. ご契約の取消し、無効、解除について	19
8. 一時金等をお受取りいただけない場合について	22
9. 特別条件について	26
10. ご契約内容等の確認制度について	27
11. 支払査定時照会制度について	28
12. 生命保険契約者保護機構について	30

特長としくみ

13. 保険の特長としくみについて	32
1. 認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dの特長としくみについて	32
2. 生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dの特長としくみについて	36
14. 公的介護保険制度について	42
15. 保険契約者代理特約・指定代理請求特約D・ご契約内容ご家族説明制度について	44

保険料のお払込み

16. 保険料の払込方法、猶予期間と失効、失効取消、復活について	48
17. 一時金等の支払事由が発生した時の保険料について	51

ご契約後について

18. 保険契約者、一時金等受取人の変更について	52
19. 解約・減額と返戻金について	53
20. 生命保険と税金について	54
21. 一時金等のご請求に関する訴訟について	56
22. 諸請求に必要な書類について	57
23. 一時金等の支払期限について	59

約款

「約款」は、ご契約のとりきめを記載したものです。

無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D普通保険約款	63
無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D普通保険約款	85

保険契約者代理特約	111
指定代理請求特約D	117

第1回保険料電子決済扱特約D	122
----------------	-----

保険料口座振替特約D	123
------------	-----

団体特約D	126
-------	-----

クレジットカード特約D	128
-------------	-----

集団特約D	130
事業保険特約D	132
責任開始に関する特約D	133
電磁的方法による保険契約申込みに関する特約D	135

朝日生命からのお願い	137
-------------------------	-----

ご契約のしおり

【ご契約のしおり】は、ご契約についての大切な事項、諸手続き、税制上の取り扱いなど、ぜひ知っておいていただきたい事項を記載しています。
必ずご一読のうえ、ご契約内容を十分にご理解ください。
特にご確認いただきたい項目、約款等のページを「➡」で示しています。

目的別もくじ

ご契約に際して

ことば（保険用語）の意味を
知りたい

主な保険用語の説明

6
ページ

申込みを撤回したい

5. クーリング・オフ制度（ご契約の
お申込みの撤回等）について

17
ページ

告知義務について知りたい

3. 告知について

12
ページ

いつから保障が開始するか
知りたい

4. 責任開始の時について

14
ページ

この保険の特長と一時金等について

各保障のしくみや支払事由に
ついて知りたい

13. 保険の特長としくみについて

認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D
の特長としくみについて 32 ページ

生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D
の特長としくみについて 36 ページ

一時金等が受け取れない場合
について知りたい

8. 一時金等をお受取りいただけない
場合について

22
ページ

一時金等をご請求されるときは

お手持ちの「保険証券」

一時金等の請求者（受取人）は誰か、支払
事由に該当しているかをご確認ください

お受取りいただけない場合に該当して
いないか、ご確認ください

13.保険の特長としくみについて

32
ページ

8.一時金等をお受取りいただけない
場合について

22
ページ

次のような場合にはご案内のページをご確認ください。

保険料について

保険料の払込みができなかつた場合について知りたい

16. 保険料の払込方法、猶予期間と失効、失効取消、復活について

48
ページ

効力を失った保険をもとに戻したい

16. 保険料の払込方法、猶予期間と失効、失効取消、復活について

48
ページ

保険契約者、受取人を変更したい

18. 保険契約者、一時金等受取人の変更について

52
ページ

解約について知りたい

19. 解約・減額と返戻金について

53
ページ

生命保険料控除、一時金等に係る税金について知りたい

20. 生命保険と税金について

54
ページ

各種手続きに必要な書類について知りたい

22. 諸請求に必要な書類について

57
ページ

契約に関するご相談や手続きの問い合わせ先等について知りたい

朝日生命からのお願い

137
ページ

「通知書」等で、ご契約内容をご確認ください

ご請求に必要な書類等をご確認ください

くわしいお手続き方法は、朝日生命お客様サービスセンターでご案内します

22.諸請求に必要な書類について

57
ページ

23.一時金等の支払期限について

59
ページ

朝日生命からのお願い

137
ページ

主な保険用語の説明

保 険 用 語	ご 説 明
い 一 時 金 等	支払事由が生じたときにお支払いする一時金または給付金のことをいいます。
か 会 社	朝日生命のことをいいます。
け 契 約 成 立 日	契約年齢や保険期間の計算の基準となる日をいい、原則として責任開始の日を含む月の翌月1日とします。
契 約 成 立 日 の 応 当 日	契約後の保険期間中にむかえる契約成立日に対応する日をいいます。 ○契約成立日の応当日（年単位） 毎年の契約成立日に対応する日をいいます。 ○契約成立日の応当日（月単位） 毎月の契約成立日に対応する日をいいます。
契 約 年 齢	契約成立日における年齢を契約年齢といい、保険料算定等の基準となります。この保険契約は、被保険者の契約年齢を満年齢で計算します。契約後の年齢は、契約成立日の応当日（年単位）ごとに、契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。（「ご契約のしおり一約款」で「年齢」または「〇歳」と記載している場合は、契約時においては契約年齢を、契約後においては契約成立日の応当日（年単位）ごとに契約年齢に1歳ずつ加えた年齢を指します）。
こ 告 知 義 務 と 告 知 義 務 違 反	保険契約者と被保険者は、ご契約のお申込みや復活のお申込みなどをされるときに、現在の健康状態や過去の傷病歴など朝日生命がおたずねする重要なことからについて書面（電子計算機上の告知画面を含みます。）でお知らせ（告知）していただきます。これを「告知義務」といいます。 朝日生命がおたずねした重要なことからについて告知がなかったり、故意に事実と異なることを告知されたりした場合などは、告知義務に違反したことになり、朝日生命はご契約の効力を消滅（契約解除）させることができます。
し 失 効	猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがないなどの理由により、ご契約の効力が失われることをいいます。
指 定 代 理 請 求 人	一時金等受取人が被保険者の場合で一時金等をご請求できない事情があるときに備えて、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した、被保険者に代わって一時金等をご請求することができる人のことをいいます。
支 払 事 由	一時金等をお支払いする条件のことをいいます。
死 亡 給 付 金	被保険者が死亡した場合にお支払いする給付金のことをいいます。
主 契 約 と 特 約	普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料の払込方法（経路）など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
せ 生 命 保 険 募 集 人	生命保険契約の募集を行う人（朝日生命の担当者や代理店の担当者、電話等で対応させていただく者も含みます）のことをいいます。
責 任 開 始 の 時 と 責 任 開 始 の 日	朝日生命が契約上の責任を開始する時期を責任開始の時といい、その責任開始の時を含む日を責任開始の日といいます。なお、復活の場合は最終の復活の時を指します。
責 任 準 備 金	将来の一時金等を支払うために、保険契約者が払い込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
た 第 1 回 保 険 料 相 当 額	「責任開始に関する特約D」を付加していないご契約のお申込時にお払込みいただくお金のことをいい、契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。

この冊子をお読みいただくにあたって、ご確認ください。

保険用語		ご説明
て	電磁的方法	電子計算機を使用して通知、表示または意思表示を行う方法のことをいいます（例えば、インターネットを利用して保険契約の申込手続きを行うことなど）。
は	払込期月	保険料の払込方法（回数）により、次のとおりとなります。 ○年払契約の場合は、契約成立日の応当日（年単位）を含む月 ○月払契約の場合は、毎月
ひ	被保険者	生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。
へ	返戻金	保険契約を解約された場合などに、保険契約者にお払戻しするお金のことをいいます。
ほ	保険期間開始の時と保険期間開始の日	生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）において、お申込みの時、第1回保険料相当額のお払込みがあった時または告知の時のいずれか遅い時をいいます。 ただし、「責任開始に関する特約」を付加した場合は、お申込みの時または告知の時のいずれか遅い時を保険期間開始の時といいます。 保険期間開始の時を含む日を保険期間開始の日といいます。
	保険契約者	保険会社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。
	保険契約者代理人	保険契約者が保険契約に関するお手続きを行うことができない事情があるときに備えて、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した、保険契約者に代わって保険契約に関するお手続きを行うことができる人のことをいいます。
	保険証券	ご契約の一時金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
	保険料	保険契約者からお払込みいただくお金のことをいいます。
や	約款	ご契約のとりきめを記載したものをいいます。

朝日生命は相互会社です

1. 相互会社について

○保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、朝日生命は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剩余金の分配のない保険契約を除き、保険契約者がご契約の当事者となると同時に、「社員（構成員）」として会社の運営に参加するというものです。

○この保険は、剩余金の分配のない保険契約であるため、この保険のみご加入の保険契約者は、朝日生命の社員とはなりません。したがって、この場合の保険契約者は、一時金等の支払請求権や保険料の払込義務などの保険約款に定める保険契約に関する権利・義務のみを有し、総代の選出に関する社員の権利、総代会の開催を請求する権利等の社員の権利を有しません。

2. 経営にご意見・ご提言を寄せる制度について

朝日生命では、ご契約者のご意見を積極的に経営に反映させるため、次の制度を実施しています。

ご契約者懇談会について

ご契約者懇談会は、広く全国各地の保険契約者から生命保険に関するご意見、ご要望や朝日生命の経営に対する諸提言を直接お聞きし、あわせて、朝日生命の事業概況をご報告することにより、朝日生命と生命保険に関し一層のご理解とご認識を深めていただくことを目的として、毎年、全国の支社等で開催しています。この懇談会で伺いましたご意見、ご提言等は、会社経営に反映させるよう努力を重ねています。

3. 基金の状況について

朝日生命の「基金の総額（基金と基金償却積立金の合計額）」は、2023年2月現在2,570億円となっています。

(注)・「基金」とは、保険業法の規定に基づき、基金の拠出者と相互会社との間で締結した契約に基づき、基金拠出者に拠出いただく資金です。

基金拠出者にとっては貸付債権としての性格を有する一方で、相互会社にとっては、保険業法の規定に基づき、資本勘定を構成するものです。

・拠出を受けた基金を返済することを「償却」といいます。保険業法によって、基金を償却する際、同じ金額の積立金（これを「基金償却積立金」といいます）を会社内部に積み立てることが定められています。

1. ご契約お申込手続きの際の留意点について

ご契約の前には、必ず「契約概要」、「意向確認書（意向確認画面）」、「注意喚起情報」の内容について十分ご確認のうえお申込みください。

1. お申込みと重要な事項の確認について

- お申込みにあたっては、「契約概要」、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり一約款」をご確認ください。
- 「契約概要」については、特に以下の点についてご注意ください。

- 特にご確認いただきたい契約の内容等に関する重要な事項が記載されていること
- 記載されている支払事由や一時金等のお支払いについての事項は、概要や代表的な事例を示していること

- 「注意喚起情報」については、特に以下の点についてご注意ください。

- 保険契約のお申込みについて、特にご注意いただきたい事項が記載されていること
 - 一時金等をお支払いできない場合など、保険契約者や被保険者にとって、特に不利益な情報が記載されていること
 - 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合、保険契約者にとって不利益になる可能性があること
 - 保険契約を解約された場合、解約返戻金がないこと
- (注)** 保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込満了日までの保険料が払い込まれている場合は、一時金の10%の解約返戻金があります。

2. お申込みと告知について

- お申込みにあたっては、保険契約者（被保険者欄は被保険者）がご自身でお手続きください。
- 告知にあたっては、朝日生命がおたずねする告知項目について、被保険者がご自身で正確にお答えください。
- 「告知」について、くわしくは**3項**（**p.12**）をご参照ください。

3. 第1回保険料相当額のお払込みについて

(1) 口座振替扱によるお払込み

- 「保険料口座振替特約D」および「責任開始に関する特約D」を付加した場合には、保険契約者が指定した口座から振り替えます。
- 第1回保険料相当額の領収日は、朝日生命所定の金融機関口座に着金した日となります。

(2) クレジットカード扱によるお払込み

- 「クレジットカード特約D」を付加した場合には、朝日生命が提携しているカード会社を経由してお払込みいただきます。
- 第1回保険料相当額の領収日は、取扱クレジットカード会社による利用承認日となります。

(3) 第1回保険料電子決済扱によるお払込み

- 「第1回保険料電子決済扱特約D」を付加した場合には、キャッシュカード（デビット機能付き）でお払込みいただきます。
- 第1回保険料相当額の領収日は、口座からの引落とし日となります。

!**ご留意ください**

- お払込みいただいた保険料について、領収証は発行しません。
- 払込方法については、朝日生命所定の要件があります。
- 払込方法の詳細については、**16項 (⇒ p.48)**をご参照ください。
- 生命保険募集人がお客様から現金をお預かりすることや、朝日生命の口座以外へのお振込みをご案内することはできません。

4. お申込み内容の確認について

- お申込み内容によっては、朝日生命から保険契約者または被保険者宛にお申込み内容についての確認を行うことがあります。
- お申込み内容によっては、保険契約者および被保険者に、本人確認書類をご提出いただくことがあります。
- ご契約をお受けしますと、朝日生命は、「保険証券」等を保険契約者にお送りしますので、お申込みいただいた内容およびお支払いいただいた保険料と相違ないか、もう一度よくお確かめください。
- ご不明な点がございましたら、お手数ですが、すぐに「ご契約のしおり一約款」に記載の朝日生命お客様サービスセンターにご連絡ください。

2. 保険契約の締結および生命保険募集人について

1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

2. 生命保険募集人について

- 生命保険募集人は、お客様と朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約内容の変更等をする場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する朝日生命の承諾が必要になります。
(例) 保険契約の復活 など
- 告知をお受けできる権利（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。

① ご留意ください

生命保険募集人には告知をお受けできる権利（告知受領権）がないため、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

お知らせとお願い
(ご契約に際して)

特長としくみ

保険料のお払込み

ご契約後について

1 2 保険契約の締結および生命保険募集人について
ご契約お申込手続きの際の留意点について

3. 告知について

1. 告知義務について

○保険契約者や被保険者は健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務といいます。

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、はじめから健康状態の良くない方が無条件でご契約されますと、保険料負担の公平性は保たれません。

ご契約にあたっては、**過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態など、「告知書等」（電子計算機でお申込みの場合の「告知画面」を含みます。以下同じ。）**で朝日生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

○告知をお受けできる権利（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。生命保険募集人には告知をお受けできる権利がないため、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**また、生命保険募集人が、傷病歴や健康状態などについて事実を告知いただかないよう誘導することはありません。

○現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入の場合、一般のご契約と同様に告知義務があります。したがって、「新たなご契約の責任開始の時」から、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による契約の取消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。よって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために解除または取消となることもありますので、ご留意ください。**

2. 告知義務違反について

○もし事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約を解除させていただき、一時金等をお受取りいただけないことがあります。

○告知いただくことについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dの場合は保険期間開始の日。以下同じ。）または復活の日から2年以内であれば、朝日生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することができます。責任開始の日または復活の日から2年を経過していても、一時金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することができます。

○ご契約を解除した場合には、たとえ一時金等の支払事由が発生していても、これをお受取りいただくことはできません。ただし、「一時金等の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との間に、全く因果関係が認められない場合には、一時金等をお支払いします。

○ご契約を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

○告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、朝日生命はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、朝日生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、朝日生命はご契約を解除することができます。

なお、ご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、一時金等をお受取りいただけないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往歴・現病歴について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、一時金等をお受取りいただけないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しません。

3. 傷病歴・通院事実等を告知された場合

- 所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- 傷病歴がある場合でも、その内容や上記の結果等によってはご契約をお引受けさせていただくことがあります。（ご契約をお引受けできることや「割増保険料の払込み」および「一時金の削減支払」の特別条件をつけてお引受けさせていただくこともあります。）

4. ご契約のほかに告知が必要な場合

- ご契約されるときのほか、ご契約を復活される場合にも告知が必要です。ご契約によっては、さらに診査が必要です。
- 告知義務違反があった場合は、その責任開始の日を基準にして同様にご契約を解除することができます。

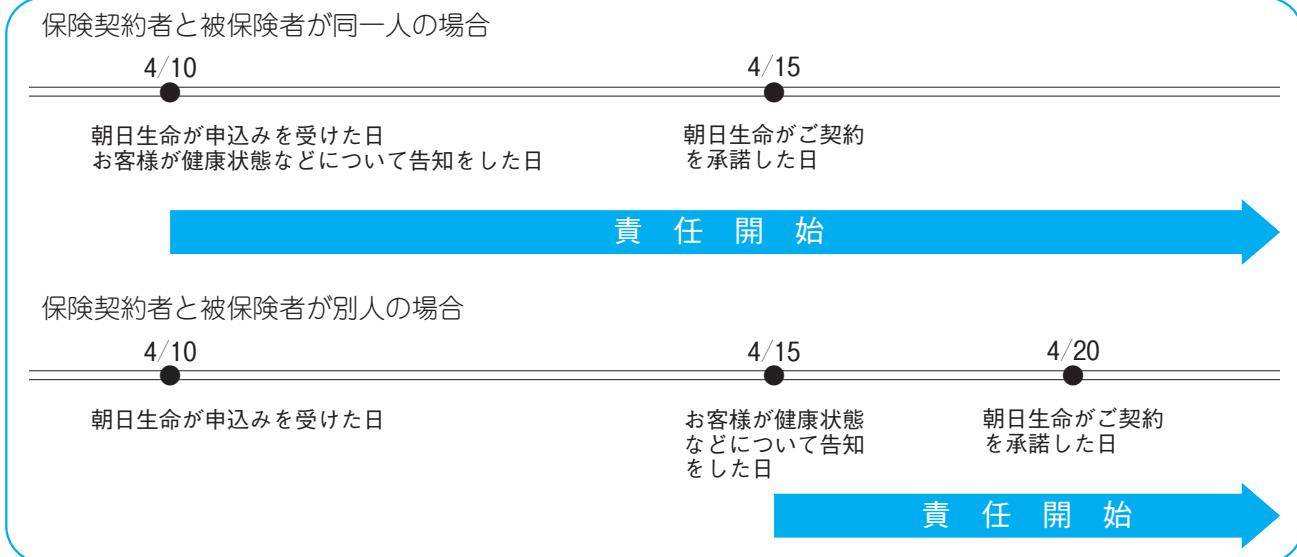
4. 責任開始の時について

○保険契約は、保険契約者からのお申込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。承諾をした場合、保障は以下の時から開始します。

- 「責任開始に関する特約D」を付加した場合

お申込みと告知（診査）がともに完了した時からご契約上の責任を開始します。

[例]



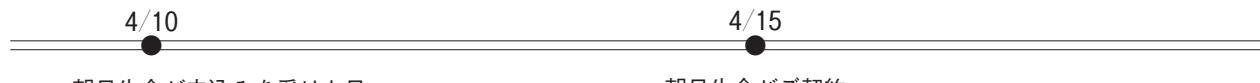
- 上記以外の場合

お申込み、告知（診査）ならびに第1回保険料相当額のお払込み（注）が、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。

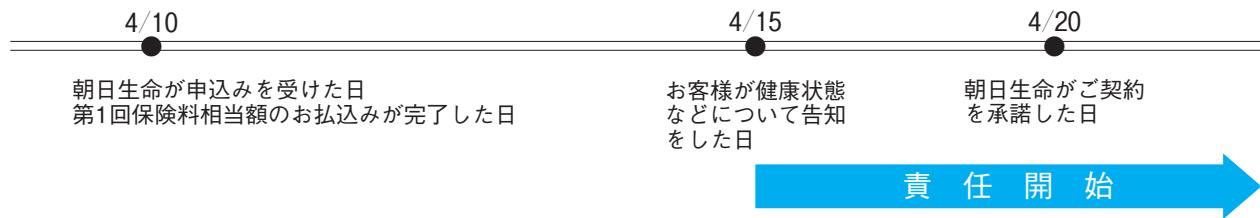
（注）第1回保険料相当額のお払込みが完了した時とは、第1回保険料充当金を口座振込みでお払込みいただいた場合は朝日生命着金日、クレジットカードでお払込みいただいた場合は取扱クレジットカード会社による利用承認日、キャッシュカード（デビット機能付き）でお払込みいただいた場合は口座からの引落とし日とします。なお、お申込内容の変更等に伴い、後日、追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初お払込みの時とします。

[例]

保険契約者と被保険者が同一人の場合



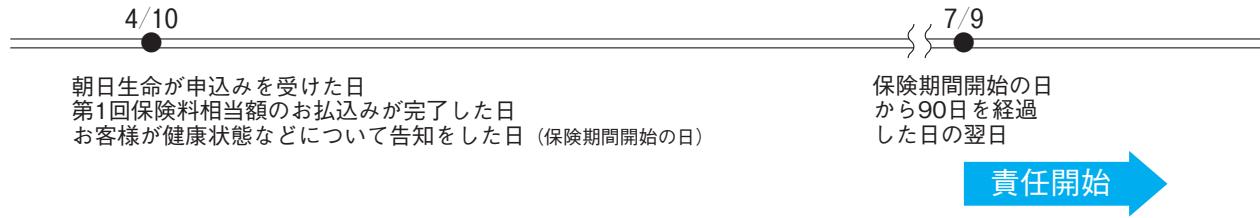
保険契約者と被保険者が別人の場合



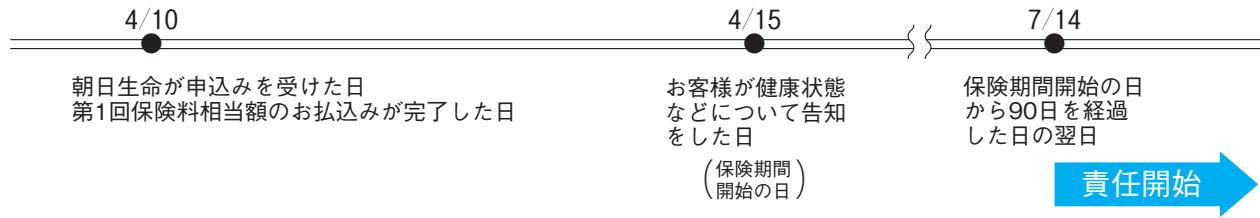
○生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dのうち、がん診断一時金については、**保険期間開始の日（復活の場合は復活の日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日**から、保険契約上の責任を開始します。

[例] がん診断一時金

保険契約者と被保険者が同一人の場合



保険契約者と被保険者が別人の場合



○お申込みいただいたご契約についてお引受けするか否かを朝日生命が決定する前に被保険者となる方が死亡した場合には、死亡していなかったならばご契約をお引受けしたであろうと認められ、死亡時までに告知も第1回保険料相当額も受領している時に限り、ご契約をお引受けしたものとしてお取扱いします。

○ご契約のお引受けにあたり、被保険者の健康状態を原因として特別条件をつけることを要した場合は、特別条件のお取扱いを承諾された時に、第1回保険料相当額のお払込みと告知がともに完了した時（「責任開始に関する特約D」を付加した場合は、告知が完了したとき）にさかのぼってご契約上の責任を開始します。ただし、生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dのうち、がん診断一時金については、90日を経過した日の翌日からご契約上の責任を開始します。

◇「責任開始に関する特約D」について

- この特約を付加したご契約の第1回保険料は、払込期間（注1）中の振替日に保険契約者が指定した口座から振り替えます。
- 振替日に振り替えができなかったときは、翌月の振替日に再度振り替えます。（保険料の払込方法が月払の場合には、第2回保険料とともに振り替えます。）
- 猶予期間（注2）満了日までに、第1回保険料のお払込みがないとき、**ご契約は無効となります。**この場合、以後、**新たに責任開始に関する特約Dを付加したご契約のお申込みがあってもお引受けできない場合があります。**
- 第1回保険料をお払込みいただく前に、一時金等の支払事由が発生した場合、お支払いする一時金等から第1回保険料を差し引きます。また、第2回保険料の払込期月の契約応当日が到来している場合には、第2回保険料も差し引きます。なお、お支払いする一時金等が、当該期間までにお払込みいただく必要がある保険料に不足する場合、未払込保険料をお払込みいただきます。
- 第1回保険料のお払込み前は、減額ができないなど、朝日生命所定の条件があります。

（注1）責任開始の日からその翌月末日までをいいます。

（注2）払込期間の翌月1日から末日までをいいます。

6. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

○現在ご契約の保険契約を解約、減額するときには、一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。

○新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りする場合があります。

○新たにお申込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合には、一時金等をお支払いできないことがあります。

○新たにお申込みの生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）の保険期間開始の日からその日を含めて**90日以内**にがんと診断確定された場合は、がん診断一時金はお支払いしません。

○保険料は、保険料算出用利率（予定利率）のほか、将来見込まれる死亡率などにより算出しています。保険料算出用利率（予定利率）は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たな保険契約のお申込みをされることにより、保険料算出用利率（予定利率）が下がった場合には、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。

7. ご契約の取消し、無効、解除について

1. 詐欺による取消しについて

- 保険契約者または被保険者の詐欺により、朝日生命が契約（または復活等）のお申込みを承諾したときは、ご契約を取消し、一時金等はお支払いしません。
- この場合、お払込みいただいた保険料は払い戻しません。

2. 不法取得目的による無効について

- 朝日生命は、契約の加入状況、契約成立後の一時金等の請求の状況などから判断して、保険契約者が一時金等を不法に取得する目的または他人に一時金等を不法に取得させる目的で契約を締結（または復活等）されたものと認められる場合は、その契約は無効とし、一時金等はお支払いしません。
- この場合、お払込みいただいた保険料は払い戻しません。

3. 責任開始の時前の認知症診断および疑いによる無効について（認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dの場合）

- 認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dにご加入の場合で、責任開始の時前に器質性認知症と診断確定されていた、もしくは器質性認知症の疑いがあると医師によって診断されていた場合には、その保険契約は無効となり、一時金等はお支払いしません。
- この場合、お払込みいただいた保険料は保険契約者に払い戻します。ただし、被保険者と保険契約者が別の場合で、保険契約者がその事実を知っていたときは、払い戻しません。

4. 責任開始の時前のがん診断確定によるⅡ型への変更と保険契約者の申出による無効について（生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D（I型）の場合）

- 生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D（I型）にご加入の場合で、告知の時前または告知の時からがん給付の責任開始の時前にがんと診断確定されていた場合（注）、保険契約をⅡ型に変更し、がん診断一時金はお支払いしません。
- この場合、I型からⅡ型への変更に伴う差額保険料は次のとおり取り扱います。

- ①告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
- ②告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
- ③告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からがん給付の責任開始の時の前日までにがんと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。

- がんと診断確定された日からその日を含めて180日以内に保険契約者からお申出があったときは、その保険契約（Ⅱ型）を無効とすることができます。このとき、お払込みいただいた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、6大疾病一時金の支払いがある場合は、無効をお申出いただくことはできません。
- 告知義務違反による解除（⇒3項：p.12）または重大事由による解除（⇒7項：p.19）に該当する場合は、告知義務違反または重大事由による解除の取扱いとすることがあります。

（注）保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます。

5. 責任開始の時前のがん診断確定による無効について（生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D（Ⅲ型）の場合）

○生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D（Ⅲ型）にご加入の場合で、告知の時前または告知の時からがん給付の責任開始の時前にがんと診断確定されていた場合（注）には、保険契約は無効とし、がん診断一時金はお支払いしません。

○この場合、すでにお払込みいただいた保険料は次のとおり取り扱います。

- ①告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
- ②告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人も知っていたときは、払い戻しません。
- ③告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からがん給付の責任開始の時の前日までにがんと診断確定していたときは、保険契約者に払い戻します。

○告知義務違反による解除（⇒3項：p.12）または重大事由による解除（⇒7項：p.19）に該当する場合は、告知義務違反または重大事由による解除の取扱いとすることがあります。

（注）保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます。

6. 告知義務違反による解除について

○告知いただくことからについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dの場合は保険期間開始の日。以下同じ。）または復活の日から2年以内であれば、朝日生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することができます。

責任開始の日または復活の日から2年を経過していても、一時金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することができます。ご契約を解除した場合には、たとえ一時金等の支払事由が発生していても、これをお受取りいただくことはできません。

ただし、「一時金等の支払事由」と「解除の原因となった事実」との間に、全く因果関係が認められない場合には、一時金等をお支払いします。

○ご契約を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

○告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、朝日生命はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、朝日生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、朝日生命はご契約を解除することができます。

7. 重大事由による解除について

○朝日生命は、次のいずれかの重大事由が生じたときには、契約解除します。

- ①保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は、被保険者を除きます。）または一時金等受取人が、一時金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ②一時金等のご請求に関して、一時金等受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- ③他の契約との重複によって、被保険者にかかる一時金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④保険契約者、被保険者または一時金等受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ・暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ・反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ・保険契約者または一時金等受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ・その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ⑤次の事由などにより、保険契約者、被保険者または一時金等受取人に対する信頼を損ない、かつ、この契約を継続することを期待しえない上記①～④と同等の事由があるとき
 - ・この契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ・保険契約者、被保険者または一時金等受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

重大事由が生じた時から解除までの間に、一時金等の支払事由が生じていたときは、朝日生命は一時金等を支払いません。すでに一時金等をお受取りいただいたときでも、その返還を請求することができます。なお、契約を解除した場合にお支払いする返戻金があるときは、その金額を保険契約者にお支払いします。

8. 第1回保険料のお払込みがないことによる無効の場合

責任開始に関する特約Dを付加したご契約で、第1回保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。

8. 一時金等をお受取りいただけない場合について

1. 免責事由に該当した場合

(1)認知症介護一時金、認知症診断一時金について

被保険者が次のいずれかによって認知症介護一時金または認知症診断一時金の支払事由に規定する状態になつたとき

- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- 被保険者の犯罪行為
- 戦争その他の変乱 (注)

(2)死亡給付金について

被保険者が次のいずれかによって死亡したとき

- 保険契約者または死亡給付金受取人の故意
- 戦争その他の変乱 (注)

(注) 支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、一時金等の金額の一部または全部をお受取りいただけます。

2. 告知義務違反による解除の場合

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約を解除したとき

(注) 「告知」について、くわしくは3項 (⇒ p.12) をご参照ください。

3. 重大事由による解除の場合

重大事由が生じ、ご契約を解除したとき

(注) 「重大事由による解除」について、くわしくは7項 (⇒ p.19) をご参照ください。

4. 詐欺による取消しの場合

保険契約者または被保険者の詐欺によって朝日生命がご契約のお申込みを承諾したとき

(注) 「詐欺による取消し」について、くわしくは7項 (⇒ p.19) をご参照ください。

5. 不法取得目的による無効の場合

ご契約の加入状況、ご契約成立後の一時金等の請求状況などから判断して、保険契約者が一時金等を不法に取得する目的または他人に一時金等を不法に取得させる目的でご契約を締結したものと認められるとき

(注) 「不法取得目的による無効」について、くわしくは7項 (⇒ p.19) をご参照ください。

6. 責任開始の時前の認知症診断および疑いによる無効の場合（認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dの場合）

認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dにご加入の場合で、責任開始の時前に器質性認知症と診断確定されていた、もしくは器質性認知症の疑いがあると医師によって診断されていた場合で、ご契約が無効となったとき
(注)「責任開始の時前の認知症診断および疑いによる無効」について、くわしくは**7項（⇒p.19）**をご参照ください。

お知らせとお願い
（ご契約に際して）

7. 保険契約者の申出による無効の場合（生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D（I型）にご加入の場合）

告知の時前または告知の時からがん給付の責任開始の時前にがんと診断確定され、保険契約がⅡ型に変更された場合で、がんと診断確定された日からその日を含めて180日以内に保険契約者からお申出があり、ご契約が無効となったとき

(注)「責任開始の時前のがん診断によるⅡ型へ変更と保険契約者の申出による無効」について、くわしくは**7項（⇒p.19）**をご参照ください。

特長としくみ

保険料のお払込み

ご契約について

8 一時金等をお受取りいただけない場合について

8. 責任開始の時前のがん診断確定による無効の場合（生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D（Ⅲ型）にご加入の場合）

告知の時前または告知の時からがん給付の責任開始の時前にがんと診断確定され、ご契約が無効となったとき

(注)「責任開始の時前のがん診断確定による無効」について、くわしくは**7項（⇒p.19）**をご参照ください。

9. ご契約が失効した場合

「失効」について、くわしくは**16項（⇒p.48）**をご参照ください。

10. 支払事由に該当しないその他の場合

（1）認知症介護一時金、認知症診断一時金について

○責任開始の時前の不慮の事故または疾病等を原因とするとき

ただし、以下のような場合、責任開始の時以後の疾病によるものとみなします。

- 告知等により会社が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき（事実の一部について告知いただいたいないこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかったときを除きます。）
- 病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者等による認識・自覚もなかったとき

○被保険者の薬物依存によるとき

（2）がん診断一時金について

責任開始の時前にがんと診断確定されていた被保険者が、責任開始の時以後新たにがんになったと診断確定されたとき

(3) 6大疾病一時金について

責任開始の時前の不慮の事故または疾病等を原因とするとき

ただし、以下のような場合、責任開始の時以後の疾病によるものとみなします。

- 告知等により会社が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき（事実の一部について告知していないこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかつたときを除きます。）

- 病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者等による認識・自覚もなかつたとき

（注）「責任開始の時」について、くわしくは4項（⇒p.14）をご参照ください。

11. 一時金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合の具体的な事例について

以下の各事例は、一時金等をお受取りいただける場合またはお受取りいただけない場合の代表例をご参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご加入の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約内容・約款を必ずご確認ください。なお、記載以外に認められる事実関係等によってはお取扱いに違いが生じことがあります。

【事例1】認知症診断一時金のお受取り〈責任開始の時前の発病および認知症診断〉

 お受取りいただける場合	 お受取りいただけない場合
責任開始後に発病した「アルツハイマー病」を原因として、器質性認知症と診断確定された場合。	〈責任開始の時前の発病〉 責任開始の時前に発病した「アルツハイマー病」を原因として、責任開始後に器質性認知症と診断確定された場合。 〈責任開始の時前の認知症診断〉 責任開始の時前に器質性認知症と診断確定されていたことにより契約が無効となった場合。
解 説	
認知症診断一時金は、責任開始の時前に器質性認知症と診断（疑いを含む。）されたことのない被保険者が、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病により器質性認知症と診断確定された場合にお支払いの対象となります。なお、ご契約後2年以内に支払事由に該当した場合のお支払金額は既払込保険料相当額となります。 ※責任開始の時前に器質性認知症と診断（疑いを含む。）されていた場合、ご契約は無効となります。 「責任開始の時前の認知症診断および疑いによる無効」について、くわしくは7項（⇒p.19）をご参照ください。	

【事例2】認知症介護一時金のお受取り〈公的介護保険制度による要介護認定の有効期間切れの場合〉

 お受取りいただける場合	 お受取りいただけない場合
責任開始後に発病した「アルツハイマー病」を原因として、器質性認知症と診断確定され、その後公的介護保険制度に基づく要介護1以上の状態となった場合。	責任開始後に公的介護保険制度に基づく要介護1以上の状態と認定されたのち、回復して要支援2となった後に責任開始後に発病した「アルツハイマー病」を原因として、器質性認知症と診断確定された場合。
解 説	
認知症介護一時金は、責任開始の時前に器質性認知症と診断（疑いを含む。）されたことのない被保険者が、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病により器質性認知症と診断確定されたこと、所定の状態と医師によって判定されていること、および公的介護保険制度に基づく要介護1以上の認定の有効期間内であることのすべてを満たしている場合にお支払いの対象となります。なお、ご契約後2年以内に支払事由に該当した場合のお支払金額は既払込保険料相当額となります。	

【事例3】がん診断一時金のお受取り〈責任開始の時前のがん診断〉

 お受取りいただける場合	 お受取りいただけない場合
保険期間開始の日から90日経過した日の翌日に初めてがんと診断確定された場合。	保険期間開始の日から30日経過後にがんと診断確定された場合。
解説	
<p>がん診断一時金は、がんと診断確定したことのない被保険者ががん診断一時金の責任開始（保険期間開始の日から90日経過した日の翌日）以後にがんと診断確定された場合にお受取りいただけます。</p> <p>責任開始の時前にがんと診断確定された場合は、Ⅰ型契約はがんの保障のないⅡ型契約に変更され、Ⅲ型契約は無効となります。また、2回目以後のがん診断一時金は、前回のがん診断一時金の支払事由に該当した日から1年経過した日の翌日以後に、次のいずれかに該当した場合にお受取りいただけます。</p> <p>①新たながんの診断確定 ②がんの治療を直接の目的とする継続入院 ③がんの治療を直接の目的とする入院の開始 責任開始前のがん診断確定によるⅡ型への変更および無効について、くわしくは7項（p.19）をご参照ください。</p>	

【事例4】6大疾病一時金のお受取り〈2回目以後のお受取りについて〉

 お受取りいただける場合	 お受取りいただけない場合
前回の6大疾病一時金の支払事由に該当した日から1年経過した日の翌日に、脳卒中により入院した場合。	前回の6大疾病一時金の支払事由に該当した日から180日後に、脳卒中により入院した場合。
解説	
<p>6大疾病一時金は前回の支払事由該当日からその日を含めて1年以内に支払事由に該当したときはお受取りいただけません。</p> <p>また、医師の診断による慢性腎臓病・肝硬変・糖尿病性網膜症・（解離性）大動脈瘤に該当した場合のお支払いは、それぞれ保険期間を通じて1回限りとなります。</p>	

お知らせとお願い
(ご契約に際して)

特長としくみ

保険料のお払込み

ご契約後について

8 一時金等をお受取りいただけない場合について

9. 特別条件について

被保険者の健康状態などによってはご契約をお断りしたり、特別条件をつけてご契約をお引受けする場合があります。

1. 特別条件について

被保険者の健康状態によっては、他のご契約との公平性を保つために、ご契約をお断りしたり、「割増保険料の払込み」および「一時金の削減支払」の特別条件をつけてご契約をお引受けしたりする場合があります。

(注) 認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dを除きます。

2. 生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dに適用の場合

次のお取扱いはできません。

- ①保険契約の更新
- ②保険期間の終身への変更
- ③失効後2年を経過した後の復活

(注) ただし①および②については、一時金等の削減期間経過後の場合はお取扱いします。

10. ご契約内容等の確認制度について

朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者がご契約内容等の確認のため、電話をさせていただく場合があります。なお、この確認制度は生命保険会社各社が行っております。

1. お申込時の契約確認について

ご契約のお申込みにあたり、後日、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が、申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話をさせていただく場合があります。

お申込時に告知された内容が事実と相違したり、告知もれがありますと、将来、一時金等をお支払いできない場合がありますので、確認の際にはご協力くださいますようお願ひいたします。

2. 一時金等のご請求時の確認・照会について

一時金等のお支払いのご請求に際して、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が一時金等をお支払いするための確認・照会（以下、「支払確認・照会」といいます。）に、保険契約者等や医療機関、公的機関等を訪問させていただく場合があります。

この支払確認・照会にあたりましては、お客様のプライバシーの保護に関し細心の注意をもってお取扱いさせていただきますので、ご協力くださいますようお願ひいたします。

(注) 支払確認・照会に際し、保険契約者、被保険者または受取人が会社からの支払確認・照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て支払確認・照会が終わるまで一時金等をお支払いしません。

お知らせとお願い
(ご契約に際して)

特長としくみ

保険料のお払込み

ご契約後について

9 10 ご契約内容等の確認制度について
特別条件について

11. 支払査定時照会制度について

朝日生命は、生命保険制度が健全に運営され、一時金等のお支払いが正しく確実に行われるよう「支払査定時照会制度」に基づき、下記の通り、朝日生命の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

一時金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

○朝日生命は、（一社）生命保険協会、（一社）生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とする目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、朝日生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

○保険金、年金、給付金または共済金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、（一社）生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

○朝日生命が保有する相互照会事項記載の情報については、朝日生命〔朝日生命保険（相）東京都新宿区四谷1-6-1 代表取締役社長：木村 博紀〕が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または一時金等受取人は、朝日生命の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、朝日生命の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。

- (ア) 朝日生命があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - (イ) 朝日生命が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - (ウ) 本人が識別される保有個人データを朝日生命が利用する必要がなくなった場合
- (エ) 朝日生命が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれがある場合
- (オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日および対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。）
- (3) 保険種類、契約成立日、復活の日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、（一社）生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

12. 生命保険契約者保護機構について

朝日生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時に約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）の概要は以下のとおりです。

○保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

○保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

○保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（注1）に係る部分を除了いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（注2）を除き、責任準備金等（注3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金、年金等の90%が補償されるものではありません。（注4））。

○なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額、年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集團を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（注1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります。）。

（注2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（*1）を超えていた契約を指します（*2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率 = 90% - {（過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率）の総和 ÷ 2}

（*1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、朝日生命または保護機構のホームページで確認できます。

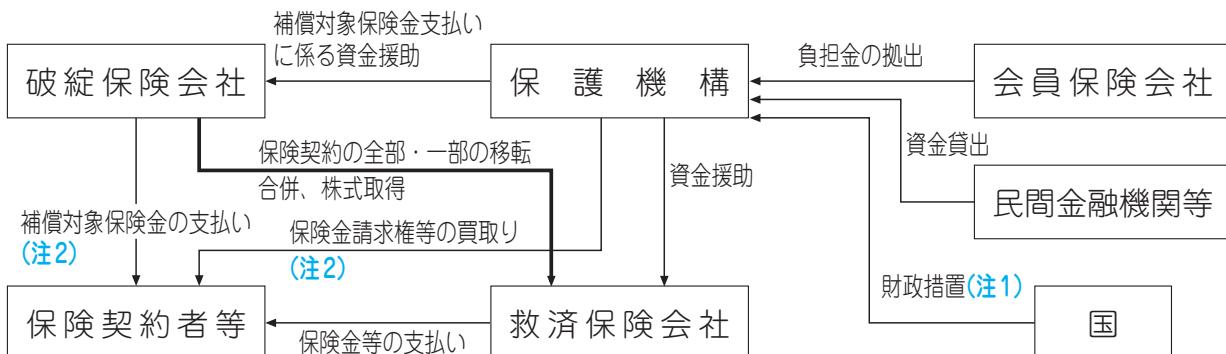
（*2）一つの保険契約において、主契約、特約の予定利率が異なる場合、主契約、特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

(注3) 責任準備金等とは、将来の保険金、年金、給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

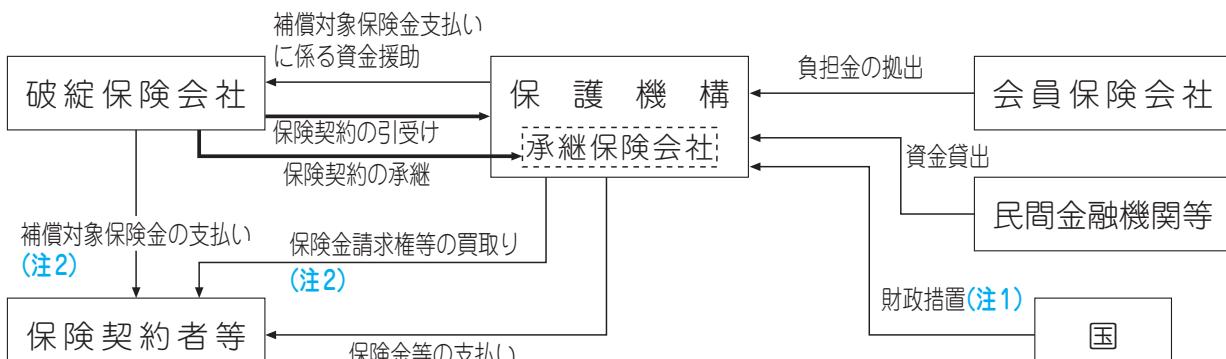
(注4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、[前ページ（注2）](#)に記載の率となります。）。

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

13. 保険の特長としくみについて

1. 認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dの特長としくみについて

(1) 認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dについて

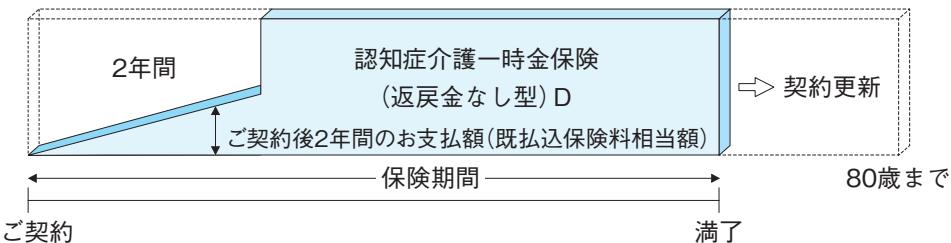
保険期間内に被保険者が認知症と診断されたときや、認知症と診断され、所定の状態かつ要介護1以上の状態になられた場合の保障を一時金でご準備いただける保険です。

○保険期間内に被保険者が器質性認知症と診断確定され、所定の状態、かつ公的介護保険制度の要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき、認知症介護一時金をお受取りいただけます。

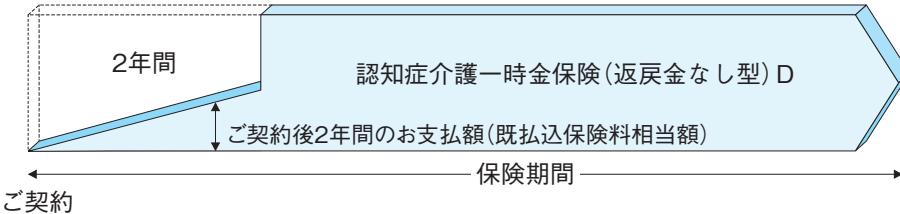
○I型の場合は、保険期間内に被保険者が器質性認知症と診断確定されたとき、認知症診断一時金をお受取りいただけます。

[しくみ]

定期タイプ



終身タイプ



○保険契約の型は、認知症診断一時金の有無により以下のI型、II型の2種類があります。

保険契約の型	I型	II型
一時金		
認知症介護一時金	○	○
認知症診断一時金	○	—

(注) ○: 当該一時金等が組み込まれていることを表します。

保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したときは、死亡給付金が支払われます。

○定期タイプについては、保険契約者から特に申出がない限り、更新の申出があったものとして、保険期間満了日の翌日に、ご契約は自動的に更新されます（更新されない場合は、保険期間満了日の2週間前までにお申ください。)。(⇒13項 : p.32)

○選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。ただし、I型の場合で、保険期間満了日までに認知症診断一時金の支払いがあった場合には、保険契約の型をII型に変更したうえで、保険契約の更新および保険期間が終身の保険契約への変更を取扱います。

お支払いする 一時金等	支払事由	支払金額	受取人
認知症 介護一時金	責任開始の時前に器質性認知症と診断確定(注1)されたことがなく、かつ器質性認知症の疑いがあると医師によって診断されたことのない被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1) 契約成立日からその日を含めて2年以内(注2)の保険期間中に、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病(注3)により、器質性認知症と診断確定(注1)されたとき	(認知症介護一時金額に対する月払保険料) ×(保険料を払い込んだ回数) の金額(注4)	認知症 介護一時金 受取人
	(2) 契約成立日からその日を含めて2年経過後の保険期間中に、次のすべてを満たしたとき ①被保険者が、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病(注3)により、器質性認知症と診断確定(注1)および所定の状態(注5)と医師によって判定されていること ②被保険者が、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病(注3)により、公的介護保険制度(注6)に基づく要介護1以上の状態(注7)に該当していると認定されていること	認知症介護 一時金額	
認知症 診断一時金	責任開始の時前に器質性認知症と診断確定(注1)されたことがなく、かつ器質性認知症の疑いがあると医師によって診断されたことのない被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1) 契約成立日からその日を含めて2年以内(注2)の保険期間中に、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病(注3)により、器質性認知症と診断確定(注1)されたとき	(認知症介護一時金額に対する月払保険料) ×(保険料を払い込んだ回数) の金額(注4)	
	(2) 契約成立日からその日を含めて2年経過後の保険期間中に、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病(注3)により、器質性認知症と診断確定(注1)されたとき	認知症介護 一時金額の10%	
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき(注8)	認知症介護 一時金額の10%	死亡給付金 受取人

(注1) 器質性認知症については「(2) 器質性認知症について」(⇒p.34)をご参照ください。

(注2) 責任開始の日から契約成立日の前日までを含みます。

(注3) 薬物依存は含みません。

(注4) 認知症介護一時金と認知症診断一時金は重複して支払いません。

(注5) 所定の状態とは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健社局長通知）」に基づく対象者の認知症の程度が「Ⅲ」、「Ⅳ」または「M」のいずれかであると医師の資格を持つものによって判定されていることをいいます。くわしくは「(3) 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準について」(⇒p.35)をご覧ください。

(注6) 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。(⇒14項：p.42)

(満40歳以上の方が、公的介護保険制度の被保険者となります（2023年2月現在）。)

(注7) 要介護認定に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）第1条第1項に定める状態をいいます。

(注8) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。

○契約成立日からその日を含めて2年以内に、認知症介護一時金の支払事由または認知症診断一時金の支払事

由に該当したときは、（認知症介護一時金額に対する月払保険料）×（保険料を払い込んだ回数）**（約款別表5）**

の金額を認知症介護一時金または認知症診断一時金として支払い、認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dは消滅します。

（注） この場合、認知症介護一時金と認知症診断一時金は重複して支払いません。

約款別表5⇒p.84

○認知症診断一時金の支払限度は、保険期間を通じて1回とします。

○契約成立日からその日を含めて2年経過後に、認知症介護一時金の支払事由および認知症診断一時金の支払事由に該当したときは、認知症診断一時金相当額を認知症介護一時金額に加算して支払います。この場合、認知症診断一時金は支払いません。

○認知症介護一時金をお支払いしたときは、支払事由に該当した時にさかのぼってご契約は消滅します。したがって、認知症介護一時金のお支払後に当該被保険者が死亡した場合は、死亡給付金はお支払いしません。

○法令改正等による公的介護保険制度等の改正または介護に関する技術または環境の変化（公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等）のいずれかの事由が、認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dの支払事由に影響を及ぼす場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、将来に向かつて支払事由を変更することができます。なお、この場合は、支払事由を変更する2か月前までに保険契約者へご連絡します。

○認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dには、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身タイプ（有期払）の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中においては返戻金があります。

(2) 器質性認知症について

○器質性認知症とは、次のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つものによって診断確定された場合をいいます**（約款別表1）**。

1. 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
2. 正常に成熟した脳が、1. による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

約款別表1⇒p.83

○軽度認知障害、健忘症、統合失調症、うつ病、仮性認知症、知的障害＜精神遅滞＞などは、「器質性認知症」には含まれません。

(3)認知症高齢者の日常生活自立度判定基準について

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応等一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたら物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢ aと同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢと同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷、他害等の精神症状や精神症状に起因する周辺症状が継続する状態等

お知らせとお願い
(ご契約に際して)

特長としくみ

保険料のお払込み

ご契約後について

13 保険の特長としくみについて

2. 生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dの特長としくみについて

がんまたは6大疾病による所定の診断・入院・手術の保障を一時金でご準備いただける保険です。

○被保険者が、がんまたは6大疾病により所定の診断・入院・手術のときにがん診断一時金または6大疾病一時金をお支払いします。

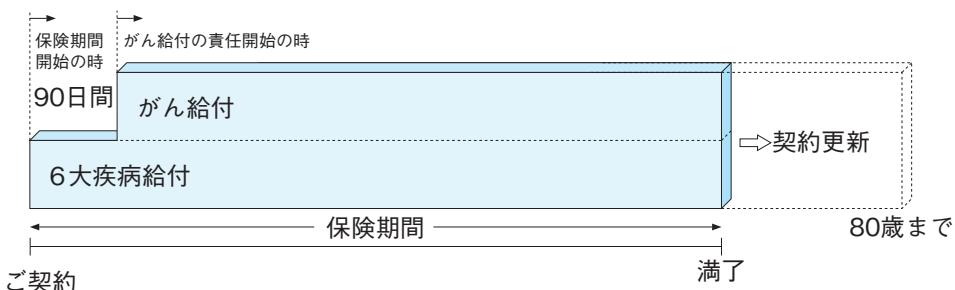
○がん診断一時金および6大疾病一時金の支払対象となる疾病は、[約款別表1・2](#)に定めるがん、心・血管疾患、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患、糖尿病、高血圧性疾患です。

[約款別表1](#)⇒ p.108、[約款別表2](#)⇒ p.109

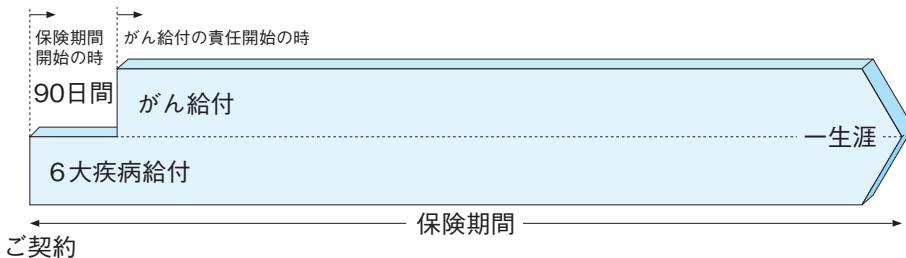
○上記給付のうち、がんを直接の原因とするがん診断一時金を「がん給付」といい、6大疾病を直接の原因とする6大疾病一時金を「6大疾病給付」といいます。

[しくみ] I型の場合

定期タイプ



終身タイプ



○保険契約の型は、がん診断一時金および6大疾病一時金の有無により以下のI型、II型、III型の3種類があります。

保険契約の型 一時金	I型	II型	III型
がん診断一時金	○	—	○
6大疾病一時金	○	○	—

(注) ○:当該一時金等が組み込まれていることを表します。

保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したときは、死亡給付金が支払われます。

○がん給付については、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から責任を開始します。[\(⇒4項 : p.14\)](#)

○定期タイプについては、保険契約者から特に申出がない限り、更新のお申出があったものとして保険期間満了日の翌日に、ご契約は自動的に更新されます（更新しない場合は、保険期間満了日の2週間前までにお申出ください。）。[\(⇒13項 : p.32\)](#)

お支払いする 一時金等	支払事由	支払金額	支払限度	受取人
がん診断 一時金	<p>「がん給付」の責任開始の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時以後保険期間中に次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目のがん診断一時金 がんと診断確定されたとき</p> <p>② 2回目以後のがん診断一時金 次のいずれかに該当したとき</p> <p>ア. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、新たにがんと診断確定されたとき</p> <p>イ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき</p> <p>ウ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき</p>	生活習慣病 一時金額	1年に1回 通算限度 なし	
6大疾病 一時金	<p>被保険者が、次のいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 急性心筋梗塞または狭心症</p> <p>「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金</p> <p>ア. 急性心筋梗塞を発病した場合で、その疾病的治療を直接の目的として入院日数が1日以上の入院(注1)を開始したとき、もしくは手術を受けたとき</p> <p>イ. 狹心症を発病した場合で、その疾病的治療を直接の目的として手術を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金</p> <p>6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(1) - ①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、急性心筋梗塞または狭心症をそれぞれ新たに発病していることを必要とします。</p> <p>(2) 脳卒中</p> <p>「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金</p> <p>脳卒中を発病した場合で、その疾病的治療を直接の目的として入院日数が1日以上の入院(注1)を開始したとき、もしくは手術を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金</p> <p>6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(2) - ①に該当したとき ただし、脳卒中を新たに発病していることを必要とします。</p>	生活習慣病 一時金額	1年に1回 通算限度 なし	生活習慣病 一時金 受取人

お支払いする 一時金等	支払事由	支払金額	支払限度	受取人
6大疾病 一時金	(3) 慢性腎不全 「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、慢性腎不全を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①1回目の6大疾病一時金 ア. 慢性腎臓病のステージ4またはステージ5と医師によって診断されたとき イ. その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき ②2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(3) -①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき	生活習慣病 一時金額	1年に1回 通算限度 なし (ただし、 (3) -①の ア、(4) - ①のア、(5) -①のア. については、 保険期間を 通じて1回 限り)	生活習慣病 一時金 受取人
	(4) 肝硬変 「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、肝硬変を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①1回目の6大疾病一時金 ア. 肝硬変と医師によって診断されたとき イ. その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき ②2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(4) -①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき			
	(5) 糖尿病 「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、糖尿病を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①1回目の6大疾病一時金 ア. 糖尿病性網膜症と医師によって診断されたとき イ. その疾病により糖尿病性網膜症または糖尿病性壞疽を発病し、その治療を直接の目的として手術を受けたとき ②2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(5) -①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、糖尿病性壞疽については新たに生じていることを必要とします。			

お支払いする 一時金等	支払事由	支払金額	支払限度	受取人
6大疾病 一時金	<p>(6) 高血圧性疾患 「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、高血圧性疾患を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金 ア. その疾病により生じた大動脈瘤もしくは解離性大動脈瘤と医師によって診断されたとき イ. その疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(6) - ①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、新たに大動脈瘤等が生じていることを必要とします。</p>	生活習慣病 一時金額	1年に1回 通算限度 なし (ただし、(6) - ①のア. について、保険期間を通じて1回限り)	生活習慣病 一時金 受取人
死亡 給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注2)	生活習慣病一時金額の 10%		死亡給付金 受取人

(注1) 入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがあるときなどをいいます。

(注2) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合、死亡給付金はありません。

○生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dには、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身タイプ（有期払）の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中においては返戻金があります。

○がんについて

- がん診断一時金の支払対象となる「がん」とは、**約款別表1-1**に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが**約款別表1-4**に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

約款別表1 ⇔ P.108

- 「がん」の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定、または病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定のいずれかである必要があります。

○生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dにおけるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による取扱い「責任開始の時前のがん診断確定によるⅡ型への変更と保険契約者の申出による無効について（生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D（I型）の場合）」および「責任開始の時前のがん診断確定による無効について（生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D（Ⅲ型）の場合）」について、くわしくは**7項**（⇨P.19）をご参照ください。

! ご留意ください

被保険者が告知日前または告知日からがん給付の責任開始の時前にがんと診断確定されていた場合でも、告知義務違反による解除（⇨3項:P.12）または重大事由による解除（⇨7項:P.19）に該当する場合は、告知義務違反または重大事由による解除の取扱いとすることがあります。

(1)がん診断一時金について

○被保険者が同時にがん診断一時金の支払事由に複数該当された場合でも、がん診断一時金を重複してお支払いしません。また、がん診断一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年以内に新たにがん診断一時金の支払事由に該当した場合でも、がん診断一時金をお支払いしません。

(2)6大疾病一時金について

○6大疾病一時金の支払対象となる〈手術〉は、[約款別表4](#)に定める手術とします。

[約款別表4](#)⇒ p.110

○6大疾病一時金のお支払いは、責任開始の時以後に発病した疾病を原因とする場合に限ります。したがって、責任開始の時前にすでに医師の治療、投薬を受けていた場合や診察、検査で異常を指摘されていた場合で、その疾病により支払事由に該当したときには、責任開始の時からの経過期間にかかわらず、6大疾病一時金はお支払いしません。[\(注\)](#)

○被保険者が同時に6大疾病一時金の支払事由に複数該当された場合でも、6大疾病一時金を重複してお支払いしません。また、6大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年以内に新たに6大疾病一時金の支払事由に該当した場合でも、6大疾病一時金をお支払いしません。

[\(注\)](#) ただし、契約締結時に責任開始の時前の診察、治療などの事実につき正確かつ十分な告知があったうえで朝日生命がご契約をお引受けしたときには支払対象となります（なお、特別条件を付けてご契約をお引受けする場合には、その特別条件の範囲内でのお支払いとなります。）。

3. 保険契約の更新について

○保険期間満了の2週間前までに更新しない旨のお申出がないときは、更新のお申出があったものとして、保険期間満了日の翌日に、ご契約は自動的に更新されます。（更新日に朝日生命が更新の対象となる保険契約を取り扱っていないときは、更新のお取扱いに準じて朝日生命の定める同種の保険契約を締結します。また、会社の取扱いの範囲内で、会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。）この場合、診査および告知は不要です。

○更新後のご契約の保険期間は、被保険者の年齢が80歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度として、更新前のご契約の保険期間と同一とします。なお、お申出により会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更することができます。

○更新後のご契約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢等により計算します。その場合、更新日現在の保険料率が適用され、一般的には、同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は更新前よりも高くなります。

○更新のお取扱いにあたっては、更新前のご契約の最終の保険料が払い込まれることが必要です。

○一時金額等は、更新前のご契約と同一とします。ただし、お申出により一時金額等を減額することができます。

○更新前後の保険期間は継続したものとして取り扱いますので、更新後のご契約の給付限度の判定は、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。

○朝日生命所定の条件を満たさない場合には、更新のお取扱いをしない場合があります。

4. 保険期間について

○ご契約時に保険期間を選択していただきます。

○次の「[5. 保険期間の終身変更について](#)」の場合を除いて保険期間および保険料払込期間の変更はできません。

5. 保険期間の終身変更について

- 認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dおよび生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dのそれぞれの定期タイプは、保険期間満了日の被保険者の年齢が74歳以下のとき、保険期間満了日の翌日に、元のご契約に代えて、その一時金額を限度として、診査や告知をしないで同種の保険契約（終身タイプ）に変更することができます。同種の保険契約（終身タイプ）への変更は、保険期間満了日の1か月前までにお申込みください。
- 変更後契約の保険料は、変更日の被保険者の年齢によって定めます。その場合、変更日現在の約款および保険料率が適用されます。
 - 変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として変更後契約への変更をお取扱いします。
 - 変更のお取扱いにあたっては、変更前契約の最終の保険料が払込まれることが必要です。
 - 変更後契約の第1回保険料は、変更日を含む月の末日までにお払込みいただきます。

！ ご留意ください

○次の場合には、保険期間を終身に変更することができません。

- 認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dについては、契約成立日からの日を含めて2年以内のご契約
- 変更前契約に特別条件の適用を受けたご契約（ただし、一時金の削減期間経過後の場合にはお取扱いします。）
- 上記以外で、朝日生命所定の要件に該当するご契約

6. その他の留意事項について

○認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dおよび生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dには満期保険金はありません。

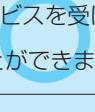
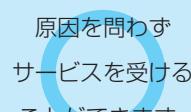
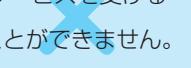
また、契約者貸付、保険料振替貸付、払済保険・延長保険への変更のお取扱いはできません。

14. 公的介護保険制度について

1. 公的介護保険制度のしくみについて

公的介護保険制度は、満40歳以上の方が加入します。

介護が必要な状態と認定された場合には、介護サービスを1割の自己負担で受けることができます。（※1）

被保険者		～満39歳 (加入対象外)	満40～満64歳の公的医療保険 加入者(第2号被保険者)	満65歳～(第1号被保険者)
介護が必要になった 原因	16種類の 特定疾病（※2）	サービスを受ける ことができません。 	サービスを受ける ことができます。 	原因を問わず サービスを受ける ことができます。 
	上記以外の疾病 ・あらゆるケガ		サービスを受ける ことができません。 	

（※1）第1号被保険者については、所得金額等によって自己負担割合が2～3割となる場合があります。介護サービスの支給限度額を超えたサービス利用分は全額自己負担になります。

（※2）「16種類の特定疾病」とは以下のとおりです。

- ①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患） ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2. 要介護・要支援の認定について

公的介護保険制度では、最も軽度の要支援1から最も重度の要介護5まで、7段階の要介護度があり、介護を必要とする度合いに応じて、要介護度が認定されます。

■要介護度別の身体状態の目安（※3）

要介護度	身体の状態
要支援1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態 (例) 食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支えを必要とすることがある。入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
要支援2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 (例) 食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、日常生活に見守りや手助けが必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。問題行動や理解の低下がみられることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
要介護1	軽度の介護を必要とする状態 (例) 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は誰とかができる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
要介護2	中等度の介護を必要とする状態 (例) 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
要介護3	重度の介護を必要とする状態 (例) 食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
要介護4	最重度の介護を必要とする状態 (例) 食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。
要介護5	

（※3）公益財団法人生命保険文化センター「介護保障ガイド」（2021年7月改訂版）をもとに作成

① ご留意ください

記載の内容は、2023年2月現在の制度によるものです。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

15. 保険契約者代理特約・指定代理請求特約D ・ご契約内容ご家族説明制度について

1. 保険契約者代理特約の特長としくみについて

保険契約者が自らご契約に関するお手続きを行うことができない事情があるときに、保険契約者代理人が代理手続き(注)を行うことができる特約です。

(注)「代理手続き」とは、保険契約者に代わって保険契約者代理人が行うことができる手続きをいいます（以下同じ）。

(1)代理手続きを行うことができる場合

- 保険契約者代理特約は、あらかじめ保険契約者が被保険者の同意を得て付加する必要があります。
- 保険契約者に次のいずれかの事情があるため、保険契約者が自ら朝日生命所定の手続きを行うことができないと朝日生命が認めたときは、保険契約者代理人が代理手続きを行うことができます。

- ・傷害または疾病により、所定の手続きを行う意思表示ができないこと
- ・その他上記に準じる状態であること

(2)保険契約者代理人について

- 保険契約者代理人は、あらかじめ保険契約者が被保険者の同意を得て指定する必要があります。
- 保険契約者代理人は1名とし、代理手続きを行う場合には、その手続き時に次のいずれかに該当する必要があります。

- ① 次の範囲内の者
 - (ア) 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 保険契約者の直系血族
 - (ウ) 保険契約者の3親等内の血族
 - (エ) 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
- ② 次の範囲内の者のうち、朝日生命所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために代理手続きを行うべき適当な理由があると朝日生命が認める者
 - (ア) 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている①以外の範囲の者
 - (イ) 保険契約者との財産管理契約により財産管理を行っている者

- 保険契約者は、被保険者の同意および朝日生命の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。
- 保険契約者は、保険契約者代理人の指定が不要となった場合には、被保険者および朝日生命の承諾を得て、保険契約者代理人の指定を取り消すことができます。この場合、保険契約者代理特約は消滅します。

① ご留意ください

- 保険契約者の法令に定める代理人に保険契約の手続きに関する代理権等が付与されている登記がある場合、保険契約者代理人が故意に一時金等の支払事由を生じさせた場合、または故意に保険契約者を自ら保険契約の手続きを行うことができない状態に該当させた場合は、保険契約者代理人は代理手続きを行うことができません。
- 保険契約者代理特約を付加したときは、確実にお手続きいただけるよう、保険契約者代理人にあらかじめ保険契約者代理特約についてのご説明をお願いいたします。

(3)代理手続きの範囲について

- 代理手続きの範囲は、住所変更、一時金額等の減額、解約等の主契約の普通保険約款および特約に定める保険契約者が行うことができる手続きです。ただし、次の手続きは対象外です。
 - ・一時金等の受取人の変更手続き
 - ・保険契約者の変更手続き
 - ・告知を要する手続き
 - ・保険契約者代理人の変更手続き
 - ・保険契約者、被保険者および一時金等の受取人が同一である場合で、被保険者が行うことができる一時金等の請求手続き

(4)保険契約者代理特約の留意事項について

- 保険契約者代理人に一時金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその一時金等のご請求を受けてもお支払いしません。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行うときは、朝日生命の取扱いの範囲内で保険契約に関する情報を保険契約者代理人に対し開示することができますので、お含み置きください。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際、朝日生命は、被保険者および一時金等の受取人、またはその一方から同意を求めることがあります。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う場合、朝日生命所定の各種手続き書類等に加え、保険契約者代理人の範囲内であることを証明する書類および代理手続きの請求目的等をご記入いただく書類を提出いただきます。ご提出いただいた書類等で保険契約者代理人の範囲内であることおよび保険契約者に代わって手続きを行うべき適当な理由が確認できない場合には、代理手続きを行うことができないことがあります。
- 保険契約者が死亡した場合または保険契約者を変更した場合、保険契約者代理特約は消滅します。

2. 指定代理請求特約Dの特長としくみについて

**一時金等の受取人となる被保険者が一時金等をご請求できない事情があるときに、
指定代理請求人が被保険者に代わって一時金等をご請求することができる特約です。**

(1)代理請求できる場合

- 指定代理請求特約Dは、あらかじめ保険契約者が被保険者の同意を得て付加する必要があります。
- 一時金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が一時金等を自らご請求できないと朝日生命が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって一時金等をご請求することができます。

- ・傷害または疾病により、一時金等をご請求する意思表示ができないこと
- ・治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- ・その他上記に準じる状態であること

(2)指定代理請求人について

- 指定代理請求人は、あらかじめ保険契約者が被保険者の同意を得て指定する必要があります。
- 指定代理請求人は1名とし、一時金等のご請求を行う場合には、そのご請求時に次のいずれかに該当する必要があります。

- ① 次の範囲内の者
 - (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 被保険者の直系血族
 - (ウ) 被保険者の3親等内の血族
 - (エ) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ② 次の範囲内の者のうち、朝日生命所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために一時金等を請求すべき適当な理由があると朝日生命が認める者
 - (ア) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている①以外の範囲の者
 - (イ) 被保険者との財産管理契約により財産管理を行っている者

- 保険契約者は、被保険者の同意および朝日生命の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- 保険契約者は、指定代理請求人の指定が不要となった場合には、被保険者の同意および朝日生命の承諾を得て、指定代理請求人の指定を取り消すことができます。この場合、指定代理請求特約Dは消滅します。

!**ご留意ください**

- 被保険者の法令に定める代理人に一時金等のご請求の代理権等が付与されている登記がある場合、指定代理請求人が故意に一時金等の支払事由を生じさせた場合、または故意に一時金等受取人を一時金等を自らご請求できない状態に該当させた場合は、指定代理請求人は一時金等をご請求することができません。
- 指定代理請求特約Dを付加したときは、確実にご請求いただけるよう、指定代理請求人にあらかじめ指定代理請求特約Dについてのご説明をお願いいたします。

(3)代理請求の対象となる一時金等について

- 指定代理請求人は次のの一時金等をご請求することができます。

- 被保険者が受取ることとなる次の一時金等

(被保険者と保険契約者が同一である場合の保険契約者が受取ることとなる一時金等を含みます（主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合を除く。）。

・認知症介護一時金	・認知症診断一時金	・がん診断一時金	・6大疾病一時金
-----------	-----------	----------	----------

(4)指定代理請求特約Dの留意事項について

- 指定代理請求人に一時金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその一時金等のご請求を受けてもお支払いしません。
- 指定代理請求人に一時金等をお支払いした場合、朝日生命は保険契約者または被保険者にその旨をご連絡しませんので、保険契約者または被保険者が認識しないまま、ご契約の全部または一部が消滅する場合があります。

○保険契約者または被保険者からご契約内容について朝日生命あてご照会を受けたときは、一時金等のお支払いをしていること、またはご契約の全部または一部が消滅していること等を回答せざるを得ない場合があります。また、一時金等が支払われたことによりその事実を知る場合のように、被保険者本人がご自身の健康状態について知る可能性がありますので、お含み置きください。

○指定代理請求人からご請求いただく場合、朝日生命所定の請求書や一時金等の支払事由に該当したことを証明する書類等に加え、指定代理請求人の範囲内であることを証明する書類を提出いただきます。ご提出いただいた書類等で指定代理請求人の範囲内であることおよび一時金等を請求すべき適当な理由が確認できない場合には、一時金等のお支払いができないことがあります。また、親族以外の指定代理請求人からのご請求に対してお支払いする一時金等は原則一時金等の受取人ご本人様の口座へお振込みさせていただきます。

3. ご契約内容ご家族説明制度について

保険契約者にご家族の連絡先を事前に登録いただき、登録されたご家族に対して、保険契約者と同等の範囲で契約内容(注)の説明を可能とする制度です。

(注) 過去の一時金等のお支払い内容や診断書などのセンシティブ情報は除きます。

(1) 登録いただけるご家族について

○登録いただけるご家族の範囲は次のいずれかに該当する方のうち2名までです。なお、主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合、1名は保険契約者代理人と同一人となります。

- ①保険契約者の配偶者、直系血族、3親等内親族
- ②被保険者の配偶者、直系血族、3親等内親族
- ③その他保険契約者代理人または指定代理請求人として朝日生命が認める範囲の者

○海外に居住している方は、ご登録の対象外となります。

○保険契約者は、上記の範囲内でご登録された家族を変更することができます。

○保険契約者は、ご家族の登録が不要となった場合には、登録を廃止することができます。この場合、本制度は終了します。

(2) ご契約内容ご家族説明制度の留意事項について

○保険契約者は、本制度の利用にあたり、事前にご家族に説明・了解を得てからお申込みください。

○登録時や保険契約者と連絡がとれない場合等、朝日生命から登録されたご家族へ連絡することができます。

○登録されたご家族への説明を希望された場合、定期的な通知を登録されたご家族へお送りする場合があります。

○登録されたご家族はご契約に関するお手続きはできません。ただし、登録されたご家族が保険契約者代理人と同一人である場合を除きます。

○保険契約者が死亡した場合または保険契約者を変更した場合、本制度は終了します。

16. 保険料の払込方法、猶予期間と失効、失効取消、復活について

保険料のお払込みには猶予期間がありますが、お払込みが遅れますとご契約の効力が失われます。

1. 保険料の払込方法（経路）について

〈口座振替扱によるお払込みについて〉

朝日生命が提携している金融機関等で保険契約者が指定した口座から、保険料が自動的に振り替えられる方法です。なお、お払込みいただいた保険料について、保険料領収証は発行しません。

〈団体・集団扱によるお払込みについて〉

朝日生命と協定している団体または集団に保険契約者が所属されている場合、団体または集団を経由して、保険料をお払込みいただく方法です。この場合の保険料領収証は、個々の保険契約者には発行しません。

〈クレジットカード扱によるお払込みについて〉

朝日生命が提携しているカード会社を経由して保険料をお払込みいただく方法です。なお、お払込みいただいた保険料について、保険料領収証は発行しません。

2. 保険料の払込方法の変更について

保険料の払込方法の変更を希望される場合や、転居および勤務先団体からの脱退等の場合、すみやかに生命保険募集人またはお客様サービスセンターまでお申出ください。払込方法の変更についてお申出があり、朝日生命が承諾した場合、所定の事務手続きを経て、新たな払込方法に変更させていただきます。

この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料をお払込みいただくことがあります。

! ご留意ください

生命保険募集人がお客様から現金をお預かりすることや、朝日生命の口座以外へのお振込みをご案内することはありません。

3. 保険料払込みの猶予期間と失効について

保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合でも、払込期月の翌月の1日から末日までを保険料のお払込みの猶予期間とします。

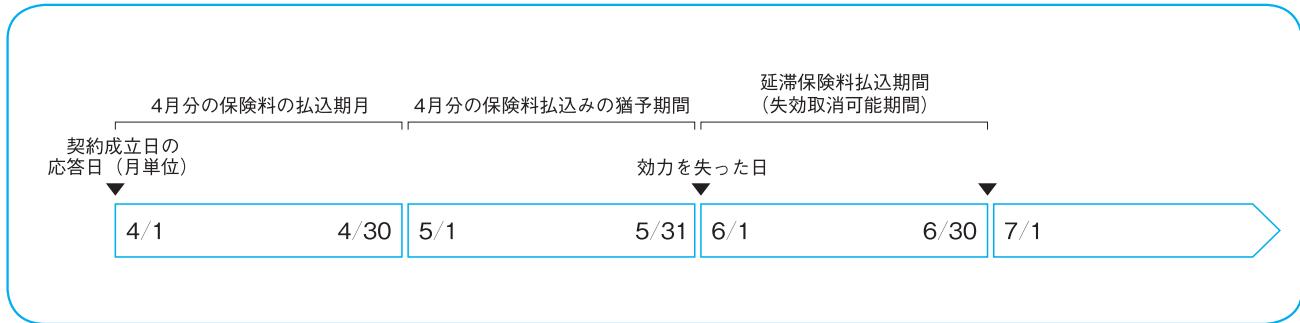
保険料のお払込みがないまま猶予期間が経過しますと、失効となり、ご契約の効力が失われます。

4. ご契約の失効取消について

○ご契約が失効となり、効力が失われた場合でも、失効した日からその日を含めて1か月以内（以下、「延滞保険料払込期間（失効取消可能期間）」**(注)**といいます。）に延滞保険料のお払込みがあり、かつ、朝日生命が認めたときは、ご契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。この取扱いを「失効取消」といいます。

(注) 延滞保険料払込期間（失効取消可能期間）は、ご契約が効力を失った日からその日を含めて、ご契約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までです。ただし、ご契約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

[例] 月払契約の場合



○延滞保険料払込期間（失効取消可能期間）中に一時金等の支払事由が発生した場合で、延滞保険料払込期間（失効取消可能期間）中に延滞保険料のお払込みがないときは、一時金等のお支払いをしません。（注）

(注) 保険契約者と被保険者が同一人であるご契約で、延滞保険料払込期間（失効取消可能期間）中に被保険者が死亡した場合には、ご契約の効力が失われなかったものとして取り扱い、延滞保険料を差し引いて一時金等をお支払いすることができます。

!**ご留意ください**

○以下の場合、失効取消の取扱いは行いません。

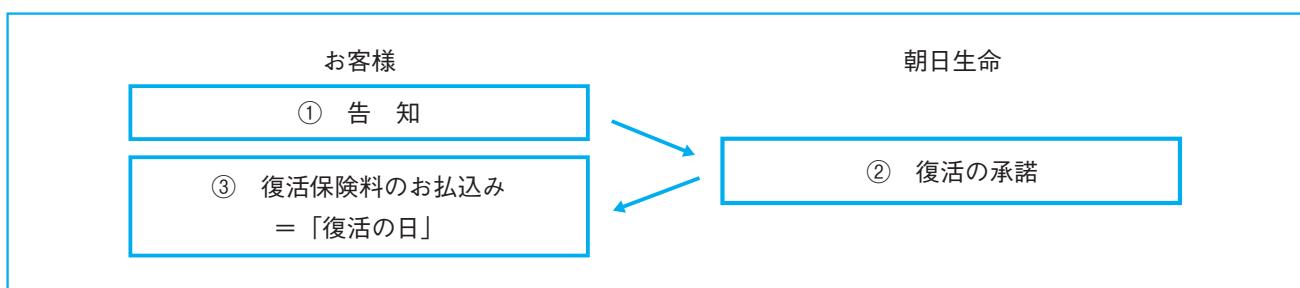
- ご契約が無効となったとき

（例）「責任開始に関する特約D」を付加したご契約で、第1回保険料の払込みが猶予期間までに行われなかったことによる無効

5. 復活について

○ご契約が失効となり、効力が失われた場合でも、ご契約の復活ができます。

失効した日からその日を含めて3年以内（認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dの場合は3か月以内）なら朝日生命の定めるお手続きをとっていただき、ご契約の復活をお申込みすることができます。



○この場合には、復活に伴う所定の金額のお払込みに先立って、あらためて告知をしていただきます。会社が復活のお申込みを承諾したときは、その承諾した日を含む月の翌月末日までに所定の金額をお払込みいただきます。このお払込みのあった時からご契約は効力を復活するものとし、その日を復活の日といいます。なお、被保険者の健康状態などによっては、ご契約の復活をお断りすることがあります。

ご留意ください

- 復活に際して告知いただいた内容が事実と異なる場合には、一時金等をお支払いできない場合があります。[\(⇒8項:p.22\)](#)
- 生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dにおけるがん給付は、復活の日から所定の期間内に支払事由が発生した場合は、お支払いできません。[\(⇒4項:p.14\)](#)
- 以下の場合、復活の取扱いは行いません。
 - ご契約が無効となったとき
(例)「責任開始に関する特約D」を付加したご契約で、第1回保険料の払込みが猶予期間までに行われなかったことによる無効
 - 特別条件付のご契約が失効した場合で、失効後2年が経過したとき [\(⇒9項:p.26\)](#)

17. 一時金等の支払事由が発生した時の保険料について

お知らせとお願い
()契約に際して

特長としくみ

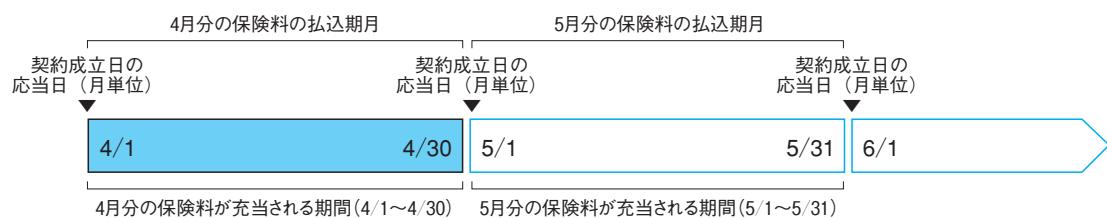
保険料のお払込み

ご契約後について

保険料は、毎払込期月の契約成立日の応当日から次の払込期月の契約成立日の応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約成立日の応当日に払い込まれるものとして計算されています。

- 保険料のお払込みがないまま、払込期月の契約成立日の応当日以後に一時金等の支払事由が発生したときには、その未払込保険料を差し引いて一時金等をお支払いします。
- 猶予期間中の契約成立日の応当日以後に一時金等の支払事由が発生した場合は、2か月分の保険料を一時金等から差し引くか、お払込みいただきます。

[例] 月払契約の場合



16 17 一時金等の支払事由が発生した時の保険料について
保険料の払込方法 猶予期間と失効、失効取消、復活について

18. 保険契約者、一時金等受取人の変更について

1. 保険契約者の変更について

- 保険契約者は、**被保険者の同意と朝日生命の承諾**を得て、保険契約者を変更することができます。
- 保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（一時金等受取人を変更する権利、保険料を支払う義務など）はすべて新しい保険契約者に引き継がれます。

2. 一時金等受取人の変更について

(1) 一時金等受取人の変更について

- 保険契約者は一時金等の支払事由が発生するまでは、**被保険者の同意**を得て、一時金等受取人を変更することができます。
 - 一時金等受取人を変更される場合には、すみやかに朝日生命へご通知ください。新しい一時金等受取人に変更するお手続きをしていただきます。
- (注) 朝日生命が通知を受ける前に変更前の一時金等受取人に一時金等をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の一時金等受取人から一時金等の請求を受けても、朝日生命は一時金等をお支払いしません。

(2) 遺言による一時金等受取人の変更について

- 保険契約者は一時金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、一時金等受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなった後、保険契約者の相続人から朝日生命へご通知ください。
 - 一時金等受取人の変更は、**被保険者の同意**がなければ、受取人変更の効力を生じません。
- (注) 朝日生命が通知を受ける前に変更前の一時金等受取人に一時金等をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の一時金等受取人から一時金等の請求を受けても、朝日生命は一時金等をお支払いしません。

(3) 一時金等受取人が死亡した場合

- 一時金等受取人がお亡くなりになったときは、すみやかに朝日生命へご通知ください。新しい一時金等受取人に変更するお手続きをしていただきます。
- 死亡給付金受取人が亡くなった時以後、死亡給付金受取人の変更が行われていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人を死亡給付金受取人とします。なお、死亡給付金受取人となった方が2人以上いる場合は、死亡給付金の受取割合は均等とします。

19. 解約・減額と返戻金について

1. 解約・減額について

○ご契約の解約・減額はいつでもできますが、解約・減額した部分については、以後の保障はなくなります。
○ご継続を迷われたときはお気軽にご相談ください。

お知らせとお願い
()契約に際して

2. 返戻金について

認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D、生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dには解約返戻金はありません。ただし、保険期間が終身タイプ（有期払）の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、一時金額の10%の解約返戻金があります。

特長としくみ

3. 被保険者による保険契約者への解約の請求について

被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、次の事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

保険料のお払込み

ご契約後について

- ①保険契約者または一時金等受取人が朝日生命に保険給付を行わせることを目的として一時金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②一時金等受取人が当該生命保険契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者の保険契約者または一時金等受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

18 19
解約
減額
と返戻金について
保険契約者
一時金等受取人の変更について

4. 債権者等による解約について

○保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が朝日生命に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
○債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が朝日生命に通知された時において、以下のすべてを満たす一時金等受取人は、ご契約を存続させることができます。

- ①保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②保険契約者でないこと

○一時金等受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が朝日生命に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。

- ①保険契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が朝日生命に到達した日に解約の効力が生じたとすれば朝日生命が債権者等に支払うべき金額を、債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を朝日生命に対して通知すること（朝日生命への通知についても期間内に行うこと）

5. 保険契約者代理人による解約について

保険契約者代理人による解約について、くわしくは15項（⇒p.44）をご参照ください。

20. 生命保険と税金について

生命保険には税制上の特典があります。

以降の記載は**2023年2月現在**の税制に基づいています。将来的に税制が変更され、取扱いが変わる場合がありますのでご注意ください。個別のお取扱い等につきましては、所轄の税務署にご確認くださいますようお願ひいたします。

1. 「生命保険料控除制度」について

「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料について、その一定額を保険契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。

(1) 契約日が2012年1月1日以降の生命保険に係る生命保険料控除について

- 「生命保険料控除」により所得から控除される金額は、お払込みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて、「控除証明区分」ごと（「一般生命保険料」「個人年金保険料」「介護医療保険料」「その他保険料」）に区分し、それぞれの「控除証明区分」ごとに下表に基づいて算出します（「その他保険料」については、「生命保険料控除」の対象外となります）。
- 契約日が2011年12月31日以前の生命保険については、取扱いが異なりますので、当該生命保険にご加入された際の「ご契約のしおり一約款」をご覧ください。ただし、次のお手続きを行った場合、契約日が2012年1月1日以降の生命保険に係る「生命保険料控除」が適用されます。

- | | |
|---|--------------|
| ・ 転換 | ・ 保障見直し |
| ・ 主契約および特約の更新（更新中止した場合を除きます） | ・ 終身増額特約への変更 |
| ・ 払込満了後有効特約の終身変更 | ・ 特約の中途増額 |
| ・ 特約の中途付加（「その他保険料」に区分される特約のみを中途付加する場合を除きます） | 等 |

① 所得税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下	年間正味払込保険料の全額
20,000円超40,000円以下	(年間正味払込保険料× $\frac{1}{2}$) + 10,000円
40,000円超80,000円以下	(年間正味払込保険料× $\frac{1}{4}$) + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

(注) 控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、120,000円が上限となります。

(2)住民税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下	年間正味払込保険料の全額
12,000円超32,000円以下	(年間正味払込保険料× $\frac{1}{2}$) + 6,000円
32,000円超56,000円以下	(年間正味払込保険料× $\frac{1}{4}$) + 14,000円
56,000円超	一律28,000円

(注) 控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、70,000円が上限となります。

(3)「控除証明区分」について

○「ご契約のしおり」に掲載の各主契約の「控除証明区分」は下表のとおりです。

介護医療保険料	
・認知症介護一時金保険（返戻金なし型）	・生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）

○その他主契約・特約の保険料がいずれの「控除証明区分」に区分されるかについては、朝日生命ホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) をご確認ください。

(2)「生命保険料控除証明書」について

○毎年10月頃に「生命保険料控除証明書」を郵送にてお届けしますので、申告のときまで大切に保管してください。

○団体特約または集団特約付のご契約は、団体代表者または集団代表者の認証印をもって「生命保険料控除証明書」に代替することが認められていますので、特別な場合を除き「生命保険料控除証明書」は発行いたしません。

2. 一時金等の税制上のお取扱いについて

○一時金等にかかる税金は保険契約者、被保険者、受取人の関係によって異なります。

(1)一時金等をお受取りの場合

受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を同一にする他の親族に該当する場合、次の一時金等は全額非課税となります。

- | | |
|-----------|----------|
| ・認知症介護一時金 | ・がん診断一時金 |
| ・認知症診断一時金 | ・6大疾病一時金 |

(2)死亡給付金をお受取りの場合

①死亡給付金の税制のお取扱いについて

契約内容	契 約 例			税 の 種 類
	保険契約者	被保険者	受取人	
保険契約者と被保険者が同一の場合	夫	夫	妻	相 続 税
	夫	夫	子	
受取人が保険契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税(一時所得) 住 民 税
	夫	子	夫	
保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈 与 税
	夫	子	妻	

②相続税に関する死亡給付金の非課税金額について

保険契約者と被保険者が同一で受取人が相続人の場合には、死亡給付金（ご契約が2件以上のときは合計します）に対し相続税法上一定範囲で非課税扱いを受けることができます。

21. 一時金等のご請求に関する訴訟について

一時金等のご請求に関する訴訟については、朝日生命の本社の所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある朝日生命の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

22. 諸請求に必要な書類について

1. 一時金等のご請求について

- 被保険者が一時金等の支払事由に該当したときには、すみやかに朝日生命お客様サービスセンターへお知らせください。
- 一時金等の請求に必要な書類は約款の別表に記載していますので、ご確認ください。

約款	該当別表	掲載ページ
無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D普通保険約款	別表6	P.84
無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D普通保険約款	別表5	P.110
保険契約者代理特約	別表	P.116
指定代理請求特約D	別表	P.121

！ご留意ください

- 朝日生命は、別表に記載された書類以外の書類のご提出を求めるごとに、別表に記載された書類の一部を省略して取り扱うこと、または別表に記載された書類の提出以外の朝日生命の定める方法を取り扱うことがあります。
- 一時金等のご請求に際し、朝日生命にご提出いただく書類の手配に関する諸費用は、受取人の負担となります。
- 代理人によるご請求の場合、別表に記載の必要書類の他に、受取人が一時金等をご請求できない事情の存在を証明する書類があわせて必要となります。
- 一時金等のお支払いの判断にあたって、内容の確認にお伺いすることや朝日生命の指定した医師の診断をお受けいただく場合があります。
- 一時金等のご請求は、請求権者が権利行使できるようになった時から3年間をすぎると、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- 成年後見（補助、保佐、後見）開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合は、朝日生命にその登記事項証明書をご提出ください。

お知らせとお願い
（）契約に際して

特長としくみ

保険料のお払込み

ご契約後について

20 22 諸請求に必要な書類について／生命保険と税金について／21 一時金等のご請求に関する訴訟について

2. 団体からの死亡給付金等のご請求について

○官公署、会社、工場、組合等の団体が保険契約者および死亡給付金等の受取人で、かつその団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とするご契約については、受取人である団体が死亡給付金等のお支払いを朝日生命にご請求する際、前記必要書類の他に、次の書類が必要となります。

- 被保険者の遺族等による請求内容確認書（注）従業員の遺族等の署名、押印が必要となります。

・死亡退職金等の受給者（従業員の遺族等）が、団体から朝日生命に対する給付金等の請求内容を確認した旨の書類です

- 保険契約者である団体が、請求内容確認書に署名、押印した方が死亡給付金等の受給者本人であることを確認した書類

！ご留意ください

○保険契約者および死亡給付金等の受取人が個人事業主である場合も同様のお取扱いとなります。

○死亡退職金等の受給者とは、退職金規程、弔慰金規程等に定める受給者のことです。

退職金規程、弔慰金規程等がない場合は、「労働基準法施行規則第42～45条に定める遺族補償を受けるべき方」となります。

○上記被保険者または受給者が2人以上いるときは、そのうち1人からのご提出で足りるものとします。

3. その他のご請求について

○保険契約に関する諸請求には、次の書類（電子計算機の画面を含みます。）が必要です。お手続きが必要となつた場合には、朝日生命お客様サービスセンターへお知らせください。

請求に必要な書類 請求する事項	朝日生命所定の 請 求 書	保険契約者の 印鑑証明書	朝日生命所定の 告 知 書
保険契約の復活（⇒16項：p.48）	●	—	●
一時金額の減額（⇒19項：p.53）	●	●	—
解約（⇒19項：p.53）	●	●	—
一時金等受取人の変更（⇒18項：p.52）	●	●	—
保険契約者の変更（⇒18項：p.52）	●	●	—

！ご留意ください

○朝日生命は、上記以外の書類のご提出を求めること、上記書類の一部を省略して取り扱うこと、または上記書類の提出以外の朝日生命の定める方法を取り扱うことがあります。

○ご契約に関する諸請求に際し、朝日生命にご提出いただく書類の手配に関する諸費用は、お客様の負担となります。

○成年後見（補助、保佐、後見）開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合は、朝日生命にその登記事項証明書をご提出ください。

23. 一時金等の支払期限について

○一時金等のご請求があった場合、朝日生命は、必要書類が会社に到着した日（注）の翌日からその日を含めて5営業日以内に一時金等をお支払いします。ただし、一時金等をお支払いするための確認・照会が必要な場合は、以下のとおりとします。

一時金等をお支払いするための確認等が必要な場合		支払期限
1	<p>一時金等をお支払いするための確認が必要な次の場合</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 一時金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合(2) 一時金等の免責事由に該当する可能性がある場合(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合(4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	必要書類が朝日生命に到着した日（注）の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いします。
2	<p>上記1の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会が必要な場合(2) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合(3) 保険契約者、被保険者または一時金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合(4) 日本国外における調査が必要な場合	必要書類が朝日生命に到着した日（注）の翌日からその日を含めて180日以内にお支払いします。

（注）必要書類が朝日生命に到着した日とは、完備された必要書類が朝日生命に到着した日をいいます。

○やむを得ず上記期限を超えてお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。

○一時金等をお支払いするための上記1・2の確認に際し、保険契約者・被保険者または一時金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、朝日生命はこれによりその確認が遅延した期間の遅延の責任を負わず、その間は一時金等をお支払いしません。



約

款

特

約

約款

約款は、ご契約のとりきめを記載しています。

別

表

■ 約款のレイアウトについて

「約款」をお読みになる際は、以下を参考にしてください。

1 〈本文〉

この約款の「本文」です。

2 〈補足説明〉

・「本文」に記載した用語について、説明しています。

(例：*1、*2…)

・補足説明の中でさらに補足を加えている場合もあります。

(例：A、B…)

※補足説明も約款の一部ですので、本文とあわせてお読みください。

【記載例】

3 給付金等の支払いについて

第4条 給付金・祝金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。なお、給付金または祝金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金・祝金の種類に限ります。

支払事由（給付金等を支払う場合）	金額	受取人
入院給付金 被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院 ^{*1} したとき (1) 責任開始の時 ^{*2} 以後に生じた傷害 ^{*3} または疾病 ^{*4} を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害 ^{*3} または疾病 ^{*4} の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所 ^{*5} への入院 (4) 入院日数が1日 ^{*6} 以上の入院	1回の入院につき、 (入院給付金額) × (入院日数)	入院給付金受取人
入院初期重点給付金 被保険者が、保険期間中に入院給付金が支払われる入院をしたとき	1回の入院につき、 (入院給付金額) × (入院日数) (注) 入院開始から入院日数30日分を限度として入院給付金に加えて支払います。	

第4条 補足説明

*1 入院

医師Aによる治療Bが必要であり、かつ自宅等での治療Bが困難なため、病院または診療所^{*5}に入り、常に医師Aの管理下において治療Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準^{*}、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

A : 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B : 柔道整復師による施術を含みます。

*2 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第19条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 傷害

責任開始の時^{*2}以後に生じた不慮の事故（別表1★）を直接の原因とする傷害をいいます。

3 〈脚注〉

「別表」や「ご契約のしおり」などを参照にしている部分について、その参照先のページを記載しています。

※脚注は約款ではありません。

※約款中の文言の後の条文の番号は、その文言について規定されている箇所を表しています。

〔例〕免責事由（第5条）

なお、同じ条文中にその文言が2回以上ある場合は、2回目以降の記載は省略します。

無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D普通保険約款目次

この保険の特色	64	10 契約内容の変更および更新等について	
1 保険契約の型について		第21条 保険料払込方法の変更	75
第1条 保険契約の型	64	第22条 保険契約の更新	76
2 保障の開始について		第23条 保険期間が終身の保険契約への変更	77
第2条 責任開始の時	64	第24条 認知症介護一時金額の減額	78
3 一時金等の支払いについて		11 解約等について	
第3条 一時金等の支払い	65	第25条 保険契約の解約	78
第4条 免責事由	68	第26条 返戻金	79
4 一時金等の支払請求手続について		第27条 保険料の未経過分に相当する返還金	79
第5条 一時金等の支払請求手続	69	第28条 一時金等の受取人による保険契約の存続	79
第6条 一時金等の支払時期	69	12 一時金等の受取人および保険契約者について	
5 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		第29条 会社への通知による一時金等の受取人の変更	79
第7条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	70	第30条 遺言による一時金等の受取人の変更	80
6 保険料の払込みについて		第31条 死亡給付金の受取人の死亡	80
第8条 保険料の払込み	70	第32条 保険契約者の権利義務の承継	80
第9条 保険料の払込方法（経路）	71	第33条 保険契約者の代表者および一時金等の受取人の代表者	80
第10条 払込期月中または猶予期間中に支払事由が生じた場合の取扱い	71	13 契約年齢の計算等について	
7 失効、失効取消および復活について		第34条 契約年齢の計算	80
第11条 保険契約の失効	71	第35条 契約年齢の誤りの処理	80
第12条 保険契約の失効取消	71	第36条 性別の誤りの処理	81
第13条 保険契約の復活	72	14 その他	
8 取消しと無効について		第37条 社員配当金	81
第14条 責任開始の時前に器質性認知症と診断（疑いを含む）されていたことによる無効	72	第38条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	81
第15条 詐欺による取消し	73	第39条 保険契約者の住所の変更	81
第16条 不法取得目的による無効	73	第40条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	81
9 告知義務と解除について		第41条 時効	81
第17条 告知義務	73	第42条 管轄裁判所	82
第18条 告知義務違反による解除	74		
第19条 告知義務違反による解除ができないとき	74		
第20条 重大事由による解除	74		
別表1 器質性認知症			83
別表2 所定の状態			83
別表3 公的介護保険制度			83
別表4 要介護1以上の状態			83
別表5 認知症介護一時金および認知症診断一時金			84
別表6 認知症介護一時金、認知症診断一時金および死亡給付金の支払いの請求に必要な書類			84

無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D普通保険約款

(実施 2020.10.2／改正 2023.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	所定の認知症の診断や所定の認知症による公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
一時金等の種類	(1) 認知症介護一時金 (2) 認知症診断一時金 (3) 死亡給付金
配当タイプ	無配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 保険契約の型について

第1条 保険契約の型

1. 保険契約の型は、一時金等の組合せにより、次のⅠ型またはⅡ型の2つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

保険契約の型	I型	II型
一時金・給付金		
認知症介護一時金	○	○
認知症診断一時金	○	—
死亡給付金	○	○

(注) ○：当該一時金等が組み込まれていることを表します。

ただし、死亡給付金については、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。

2. 本条の1.により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。ただし、Ⅰ型の場合で、更新前契約*1の保険期間満了日までに認知症診断一時金の支払いがあった場合には、保険契約の型をⅡ型に変更した上で、保険契約の更新（第22条）および保険期間が終身の保険契約への変更（第23条）を取り扱います。

第1条 補足説明

*1 更新前契約

本条において、保険期間が終身の保険契約への変更前契約を含みます。

2 保障の開始について

第2条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第17条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第34条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.6参照）。

3 一時金等の支払いについて

第3条 一時金等の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、認知症介護一時金、認知症診断一時金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して認知症介護一時金、認知症診断一時金または死亡給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金額	受取人
認知症介護一時金	責任開始の時 ^{*1} 前に器質性認知症と診断確定（別表1★）されたことがなく、かつ器質性認知症（別表1の2.★）の疑いがあると医師によって診断されたことのない被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1) 契約成立日からその日を含めて2年以内 ^{*2} の保険期間中に、責任開始の時 ^{*1} 以後に生じた傷害または疾病 ^{*3} により、器質性認知症と診断確定（別表1★）されたとき	(認知症介護一時金額に対する月払保険料) × (保険料を払い込んだ回数)（別表5★）の金額	認知症介護一時金受取人
	(2) 契約成立日からその日を含めて2年経過後の保険期間中に、次のすべてを満たしたとき ① 被保険者が、責任開始の時 ^{*1} 以後に生じた傷害または疾病 ^{*3} により、器質性認知症と診断確定（別表1★）および所定の状態（別表2★）と医師によって判定されていること ② 被保険者が、責任開始の時 ^{*1} 以後に生じた傷害または疾病 ^{*3} により、公的介護保険制度（別表3★）に基づく要介護1以上の状態（別表4★）（以下「要介護1以上の状態」といいます。）に該当していると認定されていること	認知症介護一時金額	
認知症診断一時金	責任開始の時 ^{*1} 前に器質性認知症と診断確定（別表1★）されたことがなく、かつ器質性認知症（別表1の2.★）の疑いがあると医師によって診断されたことのない被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1) 契約成立日からその日を含めて2年以内 ^{*2} の保険期間中に、責任開始の時 ^{*1} 以後に生じた傷害または疾病 ^{*3} により、器質性認知症（別表1★）と診断確定されたとき	(認知症介護一時金額に対する月払保険料) × (保険料を払い込んだ回数)（別表5★）の金額	死亡給付金受取人
	(2) 契約成立日からその日を含めて2年を経過後の保険期間中に、責任開始の時 ^{*1} 以後に生じた傷害または疾病 ^{*3} により、器質性認知症と診断確定（別表1★）されたとき	認知症介護一時金額の10%	
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	認知症介護一時金額の10%	死亡給付金受取人

第3条 補足説明

* 1 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 契約成立日からその日を含めて2年以内

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日から契約成立日の前日までを含みます。

* 3 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

2. 一時金等の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 認知症介護一時金および認知症診断一時金について

項目	内容
① 被保険者が、契約成立日からその日を含めて2年以内 ^{*2} に、認知症介護一時金の支払事由の(1)または認知症診断一時金の支払事由の(1)に該当したとき	認知症介護一時金と認知症診断一時金は重複して支払いません。I型の場合は認知症診断一時金として、II型の場合は認知症介護一時金として、(別表5★)の金額を支払います。この場合、この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
② 認知症診断一時金の支払事由に該当した場合の支払限度	保険期間を通じて1回とします。
③ 認知症介護一時金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
④ 認知症介護一時金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。
⑤ 被保険者が、責任開始の時 ^{*1} 前に生じた傷害または疾病 ^{*3} を原因として、認知症介護一時金または認知症診断一時金の支払事由に規定する状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時 ^{*1} 以後の疾病 ^{*3} によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際 ^{*4} に、会社が、告知（第17条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかつこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合には、責任開始の時 ^{*1} 以後の疾病 ^{*3} によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時 ^{*1} 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時 ^{*1} 以後の疾病 ^{*3} によるものとみなしません。
⑥ 契約成立日からその日を含めて2年経過後に、認知症介護一時金の支払事由の(2)および認知症診断一時金の支払事由の(2)に該当し、認知症診断一時金の支払前に認知症介護一時金の支払請求を受け、認知症介護一時金が支払われるとき	認知症診断一時金相当額を認知症介護一時金額に加算して支払います。この場合、認知症診断一時金は支払いません。

第3条 補足説明

* 4 この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項目	内容
⑦ 認知症介護一時金の支払事由または認知症診断一時金の支払事由が生じ、支払うべき認知症介護一時金または認知症診断一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 認知症介護一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき認知症診断一時金を死亡給付金受取人に支払います。ただし、死亡給付金受取人が指定されていない場合は保険契約者に支払います。 イ. 認知症介護一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われないときは、支払うべき認知症介護一時金または認知症診断一時金を保険契約者に支払います。 ウ. 認知症介護一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われず、被保険者と保険契約者が同一のときは、支払うべき認知症介護一時金または認知症診断一時金を戸籍上の配偶者または子（戸籍上の配偶者または子がないときは、法定相続人の協議により定めた代表者1人）に支払います。
⑧ 死亡給付金を支払ったとき	その後に認知症介護一時金の支払請求を受けても、認知症介護一時金は支払いません。

(2) 死亡給付金について

項目	内容
① 被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。
② 死亡給付金の支払前に認知症介護一時金の支払請求を受け、認知症介護一時金が支払われるとき	死亡給付金は支払いません。

★別表1 (P.83参照)、別表2 (P.83参照)、別表3 (P.83参照)、別表4 (P.83参照)、別表5 (P.84参照)

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、一時金等を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても一時金等を支払わない場合）	
認知症介護一時金	被保険者が、次のいずれかによって認知症介護一時金または認知症診断一時金の支払事由に規定する状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戰争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 戰争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。

項目	内容
(2) 「戦争その他の変乱」によって一時金等の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、一時金等の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金 ^{*1} を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

第4条 補足説明

* 1 責任準備金

認知症介護一時金額の10%の金額を限度とします。

4 一時金等の支払請求手続について

第5条 一時金等の支払請求手続

- 一時金等の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 一時金等の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等^{*1}として死亡退職金等^{*1}の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等^{*1}の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体 ^{*2}
死亡給付金受取人	当該団体 ^{*2}
被保険者	当該団体 ^{*2} から給与の支払いを受ける従業員

必要書類

- 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表6★）
- 次のいずれかの書類
 - 死亡退職金等^{*1}の受給者の請求内容確認書
 - 死亡退職金等^{*1}の受給者に死亡退職金等^{*1}を支払ったことを証明する書類
- 死亡退職金等^{*1}の受給者本人であることを当該団体^{*2}が確認した書類

★別表6 (P.84参照)

第6条 一時金等の支払時期

- 会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で一時金等を支払います。
- 会社は、一時金等を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から一時金等の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認^{*1}を行います。この場合、本条の1. の規定にかかわらず、一時金等を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

第6条 補足説明

* 1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 一時金等の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 一時金等支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	一時金等の支払事由が発生した原因

確認が必要な場合	確認事項
(3) 告知義務違反（第18条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第20条）、詐欺（第15条）または不法取得目的（第16条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第20条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは一時金等請求の意図に関する保険契約の締結時から一時金等請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、一時金等を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

- (1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、一時金等の受取人（一時金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知（電磁的方法を含む。）します。
- 5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または一時金等の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金等を支払いません。

★別表6 (P.84参照)

5 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第7条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

6 保険料の払込みについて

第8条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

第6条 補足説明

* 2 (1)から(4)に定める日数
(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

* 3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第2条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第9条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第9条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (2) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*1
- (4) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項目	内 容
本条の1. 一(1)から(3)の方 法において、この保険契約 が会社の定める保険料の払 込方法（経路）に関する取 扱いの範囲外となったとき	<ul style="list-style-type: none"> ① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第10条 払込期月中または猶予期間中に支払事由が生じた場合の取扱い

- 保険料が払込期月（第8条）の契約成立日（第2条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの保険契約が消滅したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（認知症介護一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。
- 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第8条）までに一時金等の支払事由（第3条）が生じたときは、未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないとときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第11条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかつたときは、この保険契約は、第8条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第12条 保険契約の失効取消

- 第11条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかつたものとして取り扱います。
- 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者

第8条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第9条 補足説明

* 1 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第12条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第8条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第8条）の翌日をいいます。

から本条の1. の取扱いの請求があつたものとみなします。

3. 延滞保険料払込期間^{*1}中に一時金等の支払事由（第3条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間^{*1}中に延滞保険料^{*2}が払い込まれないときは、会社は、一時金等の支払いを行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料^{*2}が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間^{*1}中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかつたものとして、次のとおり取り扱います。

項目	内容
延滞保険料払込期間 ^{*1} 中に一時金等の支払事由（第3条）が生じたとき	一時金等を支払うときは、延滞保険料 ^{*2} を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料 ^{*2} に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません

第13条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第11条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日^{*1}からその日を含めて3か月以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活^{*2}の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第17条）および告知義務違反による解除（第18条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活^{*2}の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活^{*2}の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料^{*3}を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料^{*3}の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.57参照）。

8 取消しと無効について

第14条 責任開始の時前に器質性認知症と診断（疑いを含む）されたことによる無効

1. 被保険者が、この保険契約の責任開始の時^{*1}前に器質性認知症と診断確定（別表1★）されていた、もしくは、器質性認知症（別表1の2.★）の疑いがあると医師によって診断されていたときには、この保険契約は無効とし、それまでに会社に払い込まれた保険料は保険契約者に払い戻します。ただし、被保険者と保険契約者が別の場合で、保険契約者がその事実を知っていたときは、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。この場合、返戻金（第26条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
2. 本条の1. の場合、第18条（告知義務による解除）および第20条（重大事由による解除）の規定は適用しません。
3. 本条の1. および2. の規定は、この保険契約の復活（第13条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とするまでの保険料とします。
4. 本条の3. の場合、この保険契約はその復活が行われずに、解約（第25条）されたものとして取り扱います。
5. この保険契約の責任開始の日^{*2}からその日を含めて5年以内の保険期間中に、会社が本条の1. に定める無効の原因となる事実を知らず、被保険者が責任開始の時^{*1}前および責任開始の日^{*2}からその日を含めて5年以内の保険期間中に、次の(1)および(2)のいずれにも該当しなかつたときは、本条の1. の規定は適用せず、この保険契約は有効に継続したものとみなします。
 - (1) 所定の状態（別表2★）と医師によって判定されたこと
 - (2) 公的介護保険制度（別表3★）に基づく要介護1以上の状態（別表4★）に

第13条 指定説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第8条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

第14条 指定説明

* 1 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 責任開始の日

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する日をいいます。なお、この保険契約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の日とします。

該当していると認定されたこと

6. 本条の5. の規定により、本条の1. の規定を適用しない場合、責任開始の日^{*2}からその日を含めて5年を経過した後は、第3条の1. (一時金等の支払い) を次のとおり読み替えます。
 1. 会社は、本条の5. の規定にもとづき契約が有効に継続したものとみなす場合、次の表および本条の2. の規定のとおり、一時金等の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して一時金等をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金額	受取人
認知症介護一時金	責任開始の日 ^{*1} からその日を含めて5年を経過した後の保険期間中に、次のすべてを満たしたとき (1) 被保険者が、器質性認知症と診断確定（別表1★）および所定の状態（別表2★）と医師によって判定されていること (2) 被保険者が、公的介護保険制度（別表3★）に基づく要介護1以上の状態（別表4★）（以下「要介護1以上の状態」といいます。）に該当していると認定されていること	認知症介護一時金額	認知症介護一時金受取人
	責任開始の時 ^{*1} 前および責任開始の日 ^{*2} からその日を含めて5年以内に器質性認知症と診断確定（別表1★）されたことのない被保険者が、責任開始の日 ^{*2} から5年を経過した後の保険期間中に、器質性認知症と診断確定（別表1★）されたとき	認知症介護一時金額の10%	
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	認知症介護一時金額の10%	死亡給付金受取人

[★別表1 (P.83参照)、別表2 (P.83参照)、別表3 (P.83参照)、別表4 (P.83参照)]

第15条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第13条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第16条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第13条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 一時金等を不法に取得する目的
- (2) 他人に一時金等を不法に取得させる目的

9 告知義務と解除について

第17条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第13条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を告知書等で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、一時金等の支払事由（第3条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち告知を求められた事項について、告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項に

については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第18条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第13条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第17条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、一時金等の支払事由（第3条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 一時金等は支払いません。
 - (2) すでに一時金等を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 本条の2. の規定にかかわらず、一時金等の支払事由の発生が解除の原因となつた事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、一時金等を支払います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知（電磁的方法含む。）します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または一時金等の受取人に通知（電磁的方法含む。）します。
 - (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合
5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第26条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第19条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第18条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。
 - (1) この保険契約の締結または復活（第13条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第17条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第17条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかつたとき
 - (5) 責任開始の日^{*2}からその日を含めて2年以内に一時金の支払事由（第3条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第17条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第19条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第20条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第20条 補足説明*** 1 一時金等**

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが一時金等の受取人のみであり、その一時金等の受取人が一時金等の一部の受取人であるときは、一時金等のうち、その受取人に支払われるべき一時金等をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または一時金等の受取人が一時金等を詐取する目的もしくは他人に一時金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 一時金等の請求に関し、一時金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる一時金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または一時金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不當に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または一時金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または一時金等の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または一時金等の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、一時金等の支払事由（第3条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、一時金等の支払事由が生じていたときは、その一時金等の支払いについて、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 一時金等^{*1}は支払いません。
- (2) すでに一時金等^{*1}を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第18条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第26条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によって保険契約を解除した場合で、一時金等の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し一時金等を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない一時金等に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

10 契約内容の変更および更新等について

第21条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第8条（保険料の払込み）および第9条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第8条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第22条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があつたものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日^{*1}に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日^{*1}における被保険者の年齢（第34条）が79歳以下であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 更新後契約の保険料	<ul style="list-style-type: none">① 更新日^{*1}の保険料率が適用されます。② 更新日^{*1}の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	<ul style="list-style-type: none">① 第1回保険料は、更新日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第8条(保険料の払込み)の1. および第10条(払込期月中または猶予期間中に支払事由が生じた場合の取扱い)の2. の規定を準用します。② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の認知症介護一時金額	更新前契約の保険期間満了日の認知症介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の認知症介護一時金額を減額して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	<ul style="list-style-type: none">① 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1.-(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	<ul style="list-style-type: none">① 一時金等の支払い（第3条・第4条）および告知義務違反による解除（第18条・第19条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。② 更新日^{*1}の普通保険約款が適用されます。③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日 ^{*1} の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第35条・第36条）に準じて取り扱います。
(7) 更新後契約の保険契約の型	I型の場合で、更新前契約の保険期間満了日までに認知症診断一時金の支払いがあった場合には、第1条（保険契約の型）の2. の規定に準じて、更新後契約をII型に変更して更新します。

第22条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項目	内容
(8) 更新日 ^{*1} に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	<p>① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日^{*1}に締結します。</p> <p>② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)ー①に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の認知症介護一時金額について、更新前契約の保険期間満了日の認知症介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第23条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第22条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日^{*1}に、この保険契約を保険期間が終身の無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D契約に変更することができます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 変更日^{*1}における被保険者の年齢（第34条）が75歳以下であること
- (3) 契約成立日からその日を含めて2年を経過していること

2. 保険期間が終身の無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 変更後契約 ^{*3} の保険料	<p>① 変更日^{*1}の保険料率が適用されます。</p> <p>② 変更日^{*1}の被保険者の年齢によって定めます。</p> <p>③ 保険料の払込方法（回数）（第8条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。</p>
(2) 変更後契約 ^{*3} の第1回保険料の払込み	<p>① 第1回保険料は、変更日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第8条（保険料の払込み）の1. および第10条（払込期月中または猶予期間中に支払事由が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。</p> <p>② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日^{*1}以後変更後契約^{*3}の保険料払込みの猶予期間満了日（第8条）までに、変更後契約^{*3}の一時金等の支払事由（第3条）が生じたときは、この保険契約は変更後契約^{*3}に変更されなかつたものとします。</p> <p>③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約^{*3}に変更されなかつたものとします。</p>
(3) 変更後契約 ^{*3} の認知症介護一時金額	変更前契約の保険期間満了日 ^{*4} の認知症介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日 ^{*4} の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約 ^{*3} の認知症介護一時金額を減額することができます。

第23条 準用規定

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

* 2 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

* 3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D契約をいいます。

* 4 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日^{*1}として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日^{*1}の前日とします。

項目	内 容
(4) 変更後契約*3に変更されたとき	① 変更後契約*3の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 一時金等の支払い（第3条・第4条）および告知義務違反による解除（第18条・第19条）に関する規定について、変更後契約*3の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第35条・第36条）に準じて取り扱います。
(6) 変更後契約の保険契約の型	I型の場合で、変更前契約の保険期間満了日までに認知症診断一時金の支払いがあった場合には、第1条（保険契約の型）の2. の規定に準じて、変更後契約をII型に変更します。
(7) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)～(3)に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)および(2)を満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の認知症介護一時金額について、変更前契約の保険期間満了日*4の認知症介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第24条 認知症介護一時金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって認知症介護一時金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の認知症介護一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 認知症介護一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第25条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 認知症介護一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.57参照）。

11 解約等について

第25条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第26条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.57参照）。

第26条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（認知症介護一時金額の10%の金額）と同額とします。
 - (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること
3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。

第27条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅^{*1}した場合で、保険料の未経過分に相当する返還金^{*2}があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、一時金等を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 一時金等の支払事由（第3条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第18条）または重大事由（第20条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第24条）または解約（第25条）されたとき

第28条 一時金等の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす一時金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額^{*1}を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること
3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、一時金等の支払事由（第3条）が生じ、会社が一時金等を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、一時金等の受取人に支払います。

12 一時金等の受取人および保険契約者について

第29条 会社への通知による一時金等の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知^{*}により、一時金等の受取人を変更することができます。ただし、認知症介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金等の支払事由（第3条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に一時金等を支払ったと

第27条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第8条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第28条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

きは、その支払い後に変更後の受取人から一時金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.57参照）。

第30条 遺言による一時金等の受取人の変更

1. 第29条（会社への通知による一時金等の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、一時金等の受取人を変更することができます。ただし、認知症介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金等の支払事由（第3条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の一時金等の受取人の変更是、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による一時金等の受取人の変更是、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第31条 死亡給付金の受取人の死亡

1. 死亡給付金の受取人が死亡給付金の支払事由（第3条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により死亡給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により死亡給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第32条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電磁的方法を含む。）します。

第33条 保険契約者の代表者および一時金等の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 一時金等について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。

13 契約年齢の計算等について

第34条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年末満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第35条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第34条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約

第34条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または認知症介護一時金額を調整して処理します。

第36条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または認知症介護一時金額を調整して処理します。

14 その他

第37条 社員配当金

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第38条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第39条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒お客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第40条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の認知症介護一時金の支払事由（第3条）にかかる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することができます。
 - (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
 - (2) 介護に関する技術または環境の変化*2
2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。
 - (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第25条）する方法
4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第40条 補足説明

* 1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第2条）の応当日（年単位）をいいます。

* 2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第41条 時効

一時金等（第3条）または返戻金（第26条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第42条 管轄裁判所

この保険契約における一時金等の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または一時金等の受取人^{*1}の住所地と同一の都道府県内にある支社^{*2}の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

第42条 補足説明

* 1 一時金等の受取人

一時金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

別表1 器質性認知症

1. 次の(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者によって診断確定された場合をいいます。
- (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- なお、器質性認知症の診断確定は、次のいずれかによるものとする必要があります。

- | |
|--|
| ① 画像所見による診断確定 |
| ② 画像検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定 |

2. 1. の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

- (1) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
他に分類されるその他の疾患の認知症（F02）のうち、	
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症（外傷性脳損傷を原因とした認知症を含む。）	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）のうち、	
せん妄、認知症に重なったもの	F 05.1
アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害（F10）のうち、	
残遺性および遅発性の精神病性障害（アルコール性認知症に限る。）	F 10.7
神経系のその他の変性疾患、他の分類されないもの（G 31）のうち、	
限局性脳萎縮症（前頭側頭型認知症（FTD）に限る。）	G 31.0
神経性のその他の明示された変性疾患（レビュ小体型認知症に限る。）	G 31.8

2013年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に器質性認知症に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

別表2 所定の状態

所定の状態とは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日 老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）」に基づく対象者の認知症の程度が「Ⅲ」、「Ⅳ」または「M」のいずれかであると医師の資格をもつ者によって判定されていることをいいます。

別表3 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表4 要介護1以上の状態

要介護1以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表5 認知症介護一時金および認知症診断一時金

契約成立日からその日を含めて2年以内に認知症介護一時金または認知症診断一時金の支払事由に該当したときは、つぎの算式によって計算される金額を支払います。（認知症介護一時金額に対する月払保険料）×（保険料を払い込んだ回数）

1. 上記の「保険料を払い込んだ回数」とは、被保険者が契約成立日から器質性認知症と医師により診断確定された日までに払い込むべき回数とします。
2. 年払契約または半年払契約の場合、「月払保険料」は、保険料の払込方法（回数）を月払とした場合の保険料とします。
3. 団体保険料率が適用されている場合には、団体特約Dの規定にかかわらず、「月払保険料」は、基準保険料率を用いて計算します。
4. 認知症介護一時金額の減額が行われた場合には、保険契約の締結時から、認知症介護一時金および認知症診断一時金の支払事由該当時の保険料であったものとして計算します。

別表6 認知症介護一時金、認知症診断一時金および死亡給付金の支払いの請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 認知症介護一時金の支払い	(1) 認知症介護一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度（別表3）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 認知症介護一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 認知症介護一時金の受取人の印鑑証明書 (7) 認知症介護一時金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 認知症診断一時金の支払い	(1) 認知症診断一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 認知症診断一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 認知症診断一時金の受取人の印鑑証明書 (6) 認知症診断一時金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) (2) (3)	(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めるごとに、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることができます。 (2) 一時金等の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることができます。 (3) 1. および2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D普通保険約款目次

この保険の特色	86
1 保険契約の型について	
第1条 保険契約の型	86
2 保障の開始について	
第2条 保険期間開始の時	86
第3条 責任開始の時	87
3 一時金等の支払いについて	
第4条 一時金等の支払い	87
第5条 死亡給付金の免責事由	92
4 一時金等の支払請求手続について	
第6条 一時金等の支払請求手続	93
第7条 一時金等の支払時期	93
5 保険料払込期間中の被保険者の死亡について	
第8条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	94
6 保険料の払込みについて	
第9条 保険料の払込み	94
第10条 保険料の払込方法（経路）	95
第11条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等 が生じた場合の取扱い	95
7 失効、失効取消および復活について	
第12条 保険契約の失効	95
第13条 保険契約の失効取消	95
第14条 保険契約の復活	96
8 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定時の取扱い	
第15条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定 時のⅠ型の取扱い	96
第16条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定 時のⅠ型の申出による無効	97
第17条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定 時のⅢ型の取扱い	97
9 取消しと無効について	
第18条 詐欺による取消し	98
第19条 不法取得目的による無効	98
別表1 がん	108
別表2 1. 6大疾病一時金の支払対象となる「6大疾病」 2. 急性心筋梗塞、脳卒中の定義	109
別表3 入院日数が1日以上の入院	110
別表4 1. 急性心筋梗塞、狭心症、脳卒中、大動脈瘤等についての6大疾病一時金の支払対象となる手術 2. 糖尿病性網膜症についての6大疾病一時金の支払対象となる手術 3. 糖尿病性壞疽についての6大疾病一時金の支払対象となる切断術	110
別表5 がん診断一時金、6大疾病一時金および死亡給付金の支払いの請求に必要な書類	110
10 告知義務と解除について	
第20条 告知義務	98
第21条 告知義務違反による解除	99
第22条 告知義務違反による解除ができないとき	99
第23条 重大事由による解除	99
11 契約内容の変更および更新等について	
第24条 保険料払込方法の変更	100
第25条 保険契約の更新	101
第26条 保険期間が終身の保険契約への変更	102
第27条 生活習慣病一時金の減額	103
12 解約等について	
第28条 保険契約の解約	103
第29条 返戻金	104
第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	104
第31条 一時金等の受取人による保険契約の存続	104
13 一時金等の受取人および保険契約者について	
第32条 会社への通知による一時金等の受取人の 変更	104
第33条 遺言による一時金等の受取人の変更	105
第34条 死亡給付金の受取人の死亡	105
第35条 保険契約者の権利義務の承継	105
第36条 保険契約者の代表者および一時金等の受取 人の代表者	105
14 契約年齢の計算等について	
第37条 契約年齢の計算	105
第38条 契約年齢の誤りの処理	106
第39条 性別の誤りの処理	106
15 その他	
第40条 社員配当金	106
第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	106
第42条 保険契約者の住所の変更	106
第43条 時効	106
第44条 管轄裁判所	106
16 特則について	
第45条 特別条件を付ける場合の特則	106

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D普通保険約款

(実施 2020.10.2／改正 2023.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	生活習慣病による所定の診断・入院・手術に対する保障
一時金等の種類	(1) がん診断一時金 (2) 6大疾病一時金 (3) 死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。）
配当タイプ	無配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 保険契約の型について

第1条 保険契約の型

1. 保険契約の型は、一時金等の組合せにより、次のⅠ型からⅢ型の3つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

保険契約の型 一時金・給付金	I型	II型	III型
がん診断一時金	○	—	○
6大疾病一時金	○	○	—
死亡給付金	○	○	○

(注) ○：当該一時金等が組み込まれていることを表します。

ただし、死亡給付金については、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。

2. 本条の1. により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。ただし、Ⅰ型の場合で、第15条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定時のⅠ型の取扱い）が適用される場合には、Ⅱ型への変更を取り扱います。

2 保障の開始について

第2条 保険期間開始の時

1. この保険契約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第20条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日を保険期間開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第37条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.6参照）。

第3条 責任開始の時

この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
(1) 別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）を直接の原因とするがん診断一時金（以下「がん給付」といいます。）	保険期間開始の日（第2条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日*1
(2) 別表2★に定める6大疾病（以下「6大疾病」といいます。）を直接の原因とする6大疾病一時金（以下「6大疾病給付」といいます。）	保険期間開始の時*2（第2条）

★別表1（P.108参照）、別表2（P.109参照）

第3条 補足説明

* 1 保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日

「がん給付の責任開始の時」といいます。

* 2 保険期間開始の時

「6大疾病給付の責任開始の時」といいます。

3 一時金等の支払いについて

第4条 一時金等の支払い

- 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、がん診断一時金、6大疾病一時金および死亡給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応してがん診断一時金、6大疾病一時金または死亡給付金をその受取人に支払います。ただし、死亡給付金については、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金額	受取人	第4条 補足説明
がん診断一時金	<p>「がん給付」の責任開始の時^{*1}前にがんと診断確定（別表1★に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時^{*1}以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1回目のがん診断一時金 がんと診断確定されたとき ② 2回目以後のがん診断一時金 次のいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> ア. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、新たながん^{*2}と診断確定されたとき イ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき ウ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき 			<p>* 1 「がん給付」の責任開始の時</p> <p>第3条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この保険契約の復活（第14条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。</p> <p>* 2 新たながん</p> <p>原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。</p> <p>* 3 「6大疾病給付」の責任開始の時</p> <p>第3条（責任開始の時）の規定により、「6大疾病給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活が行われた場合には、最終の復活の時とします。</p>
6大疾病一時金	<p>被保険者が、次のいずれかに該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 急性心筋梗塞または狭心症 「6大疾病給付」の責任開始の時^{*3}以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> ① 1回目の6大疾病一時金 <ul style="list-style-type: none"> ア. 急性心筋梗塞（別表2★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病的治療を直接の目的として入院日数が1日以上の入院（別表3★）を開始したとき、もしくは手術（別表4★）を受けたとき イ. 狹心症（別表2★）（以下「狭心症」といいます。）を発病した場合で、その疾病的治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき ② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、本条1. 6大疾病一時金(1)–①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、急性心筋梗塞または狭心症をそれぞれ新たに発病していることを必要とします。 	生活習慣病一時金額	生活習慣病一時金受取人	

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金額	受取人
6大疾病一時金	(2) 脳卒中 「6大疾病給付」の責任開始の時 ^{*3} 以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 1回目の6大疾病一時金 脳卒中（別表2★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾患の治療を直接の目的として入院日数が1日以上の入院（別表3★）を開始したとき、もしくは手術（別表4★）を受けたとき ② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、本条1.6大疾病一時金(2)-①に該当したとき ただし、脳卒中を新たに発病していることを必要とします。		
	(3) 慢性腎不全 「6大疾病給付」の責任開始の時 ^{*3} 以後保険期間中に、慢性腎不全（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① 1回目の6大疾病一時金 ア. 慢性腎臓病のステージ4またはステージ5（別表2★）と医師によって診断されたとき イ. その疾病的治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき ② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、本条1.6大疾病一時金(3)-①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、本条1.6大疾病一時金(3)-①のア. については、保険期間を通じて1回の給付を限度とします。	生活習慣病一時金額	生活習慣病一時金受取人
	(4) 肝硬変 「6大疾病給付」の責任開始の時 ^{*3} 以後保険期間中に、肝硬変（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① 1回目の6大疾病一時金 ア. 肝硬変（別表2★）と医師によって診断されたとき イ. その疾病的治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき ② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、本条1.6大疾病一時金(4)-①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、本条1.6大疾病一時金(4)-①のア. については、保険期間を通じて1回の給付を限度とします。		

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金額	受取人
6 大 疾 病 一 時 金	<p>(5) 糖尿病 「6大疾病給付」の責任開始の時^{*3}以後保険期間中に、糖尿病（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金 ア. 糖尿病性網膜症（別表2★）と医師によって診断されたとき イ. その疾病により糖尿病性網膜症または糖尿病性壞疽（別表2★）を発病し、その治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、本条1.6大疾病一時金(5)-①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、本条1.6大疾病一時金(5)-①のア. については、保険期間を通じて1回の給付を限度とし、イ. の糖尿病性壞疽については新たに生じていることを必要とします。</p>		生活習慣病一時金受取人
	<p>(6) 高血圧性疾患 「6大疾病給付」の責任開始の時^{*3}以後保険期間中に、高血圧性疾患（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金 ア. その疾病により生じた大動脈瘤（別表2★）もしくは解離性大動脈瘤（別表2★）（以下、「大動脈瘤等」といいます。）と医師によって診断されたとき イ. その疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、本条1.6大疾病一時金(6)-①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、本条1.6大疾病一時金(6)-①のア. については、保険期間を通じて1回の給付を限度とし、イ. については新たに大動脈瘤等が生じていることを必要とします。</p>	生活習慣病一時金額	
死 亡 給 付 金	<p>保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき （注）保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。</p>	生活習慣病一時金額の10%	死亡給付金受取人

2. 一時金等の支払いについて、次のとおり取り扱います。

(1) がん診断一時金および6大疾病一時金について

項目	内容
① 生活習慣病一時金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。

項目	内容
② 保険期間満了日の1年以内にがん診断一時金および6大疾病一時金を支払ったとき	この保険契約の更新または終身変更が取扱われない場合で次のとき、この保険契約は消滅します。 ① I型契約で保険期間満了日の1年以内にがん診断一時金および6大疾病一時金のいずれもが支払われたとき ② II型契約で保険期間満了日の1年以内に6大疾病一時金が支払われたとき ③ III型契約で保険期間満了日の1年以内にがん診断一時金が支払われたとき

(2) がん診断一時金について

項目	内容
① 被保険者が、同時にがん診断一時金の支払事由に複数該当したとき	がん診断一時金を重複しては支払いません。
② がん診断一時金の支払事由が生じ、支払うべきがん診断一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 生活習慣病一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん診断一時金を死亡給付金受取人に支払います。ただし、死亡給付金受取人が指定されていない場合は保険契約者に支払います。 イ. 生活習慣病一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われないときは、支払うべきがん診断一時金を保険契約者に支払います。 ウ. 生活習慣病一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われず、被保険者と保険契約者が同一のときは、支払うべきがん診断一時金を戸籍上の配偶者または子（戸籍上の配偶者または子がないときは、法定相続人の協議により定めた代表者1人）に支払います。

(3) 6大疾病一時金について

項目	内容
① 被保険者が、その他の疾病または傷害の治療を直接の原因とする入院中に、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を開始したとき	急性心筋梗塞または脳卒中の治療を開始した日に、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。
② 被保険者が、同時に6大疾病一時金の支払事由に複数該当したとき	6大疾病一時金を重複しては支払いません。

項目	内容
(3) 被保険者が、「6大疾病給付」の責任開始の時 ^{*3} 前に発病した「6大疾病」を原因として、6大疾病一時金の支払事由に相当する状態に該当したとき	<p>次のいずれかの場合には、「6大疾病給付」の責任開始の時^{*3}以後の「6大疾病」によるものとみなします。</p> <p>ア. この保険契約の締結の際^{*4}に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかつこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合には、「6大疾病給付」の責任開始の時^{*3}以後の「6大疾病」によるものとみなしません。</p> <p>イ. その原因について、この保険契約の「6大疾病給付」の責任開始の時^{*3}前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、「6大疾病給付」の責任開始の時^{*3}以後の「6大疾病」によるものとみなしません。</p>
(4) 6大疾病一時金の支払事由が生じ、支払うべき6大疾病一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	<p>次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. 生活習慣病一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき6大疾病一時金を死亡給付金受取人に支払います。ただし、死亡給付金受取人が指定されていない場合は保険契約者に支払います。</p> <p>イ. 生活習慣病一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われないときは、支払うべき6大疾病一時金を保険契約者に支払います。</p> <p>ウ. 生活習慣病一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われず、被保険者と保険契約者が同一のときは、支払うべき6大疾病一時金を戸籍上の配偶者または子（戸籍上の配偶者または子がないときは、法定相続人の協議により定めた代表者1人）に支払います。</p>

(4) 死亡給付金について

項目	内容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表1 (P.108参照)、別表2 (P.109参照)、別表3 (P.110参照)、別表4 (P.110参照)

第5条 死亡給付金の免責事由

- 死亡給付金の支払事由（第4条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても死亡給付金を支払わない場合）	
死亡給付金	<p>被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき</p> <p>(1) 保険契約者の故意</p> <p>(2) 死亡給付金受取人の故意</p> <p>(3) 戦争その他の変乱</p>

- 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

第4条 補足説明

* 4 この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項目	内容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないとときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	<p>① 保険契約者に責任準備金^{*1}を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。</p> <p>② この保険契約は被保険者が死亡した時に消滅します。</p>

第5条 補足説明

* 1 責任準備金

生活習慣病一時金額の10%の金額を限度とします。

4 一時金等の支払請求手続について

第6条 一時金等の支払請求手続

- 一時金等の支払事由（第4条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 一時金等の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等^{*1}として死亡退職金等^{*1}の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等^{*1}の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体 ^{*2}
死亡給付金受取人	当該団体 ^{*2}
被保険者	当該団体 ^{*2} から給与の支払いを受ける従業員

必要書類

- 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表5★）
- 次のいずれかの書類
 - 死亡退職金等^{*1}の受給者の請求内容確認書
 - 死亡退職金等^{*1}の受給者に死亡退職金等^{*1}を支払ったことを証明する書類
- 死亡退職金等^{*1}の受給者本人であることを当該団体^{*2}が確認した書類

★別表5 (P.110参照)

第7条 一時金等の支払時期

- 会社は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で一時金等を支払います。
- 会社は、一時金等を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から一時金等請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認^{*1}を行います。この場合、本条の1. の規定にかかわらず、一時金等を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

第7条 補足説明

* 1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 一時金等の支払事由（第4条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 死亡給付金支払いの免責事由（第5条）に該当する可能性がある場合	死亡給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2), (3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1.-(4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは一時金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは一時金等請求の意図に関する保険契約の締結時から一時金等請求時までにおける事実

第7条 補足説明

* 2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

* 3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、一時金等を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

- (1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または一時金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、一時金等の受取人（一時金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知（電磁的方法を含む。）します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または一時金等の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金等を支払いません。

★別表5 (P.110参照)

5 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第8条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したこととすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

6 保険料の払込みについて

第9条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険

料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日(第2条)の応当日*1(年単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1(月単位)までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1(半年単位)を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1(月単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第10条(保険料の払込方法(経路))の1.に定める払込方法(経路)に従い、本条の1.に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1.に定める猶予期間があります。

第10条 保険料の払込方法(経路)

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。

- (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (2) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*1
- (4) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法

2. 保険料の払込方法(経路)について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
本条の1.-(1)から(3)の方 法において、この保険契約 が会社の定める保険料の払 込方法(経路)に関する取 扱いの範囲外となったとき	<ul style="list-style-type: none"> ① 保険契約者は、保険料の払込方法(経路)を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第11条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

- 保険料が払込期月(第9条)の契約成立日(第2条)の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの保険契約が消滅したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(がん診断一時金または6大疾病一時金を支払うときはその受取人)に払い戻します。
- 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日(第9条)までに、一時金等の支払事由(第4条)が生じたときは、未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないとときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第12条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかつたときは、この保険契約は、第9条(保険料の払込み)の1.に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第13条 保険契約の失効取消

- 第12条(保険契約の失効)の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかつたものとして取り扱います。

第9条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日(月単位)までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第10条 補足説明

*1 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第11条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第13条 補足説明

*1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

*2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月(第9条)が到来している未払込保険料の合計額とします。

*3 効力を失った日

猶予期間満了日(第9条)の翌日をいいます。

- 本条の1.の場合、保険契約者が延滞保険料²の払込みをした時に保険契約者から本条の1.の取扱いの請求があったものとみなします。
- 延滞保険料払込期間¹中に一時金等の支払事由（第4条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間¹中に延滞保険料²が払い込まれないときは、会社は、一時金等の支払いを行いません。
- 本条の3.の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料²が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間¹中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかつたものとして、次のとおり取り扱います。

項目	内容
延滞保険料払込期間 ¹ 中に一時金等の支払事由（第4条）が生じたとき	一時金等を支払うときは、延滞保険料 ² を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料 ² に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第14条 保険契約の復活

- 保険契約者は、第12条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日¹からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活²の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。
- 会社がこの保険契約の復活²の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活²の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料³を払い込むことを必要とします。
- この保険契約は、延滞保険料³の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
- この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.57参照）。

8 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定時の取扱い

第15条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定時のI型の取扱い

- 第1条（保険契約の型）に定めるI型について、被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第20条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時¹前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この保険契約を保険期間開始の時に遡ってII型に変更します。
- 本条の1.の場合には、それまでに会社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	<p>① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかつたときは、I型からII型への変更に伴う差額保険料を保険契約者に払い戻します。</p> <p>② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。</p>

第14条 補足説明

- * 1 効力を失った日
猶予期間満了日（第9条）の翌日をいいます。
- * 2 保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- * 3 延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことを行います。

第15条 補足説明

- * 1 「がん給付」の責任開始の時
第3条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

項目	内容
(2) 告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時から「がん給付」の責任開始の時 ^{*1} の前日までにがんと診断確定されていたとき	I型からII型への変更に伴う差額保険料を保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この保険契約の復活（第14条）の場合に準用します。ただし、本条の1. および2. を次のとおり読み替えます。
1. 第1条（保険契約の型）に定めるI型について、被保険者がこの保険契約の復活の際の告知（第20条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時^{*1}前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この保険契約をその復活の日に遡ってII型に変更します。
 2. 本条の1. の場合には、その復活の時からそれまでに会社に払い込まれた保険料^{*2}は次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	<p>① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかつたときは、I型からII型への変更に伴う差額保険料を保険契約者に払い戻します。</p> <p>② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。</p>
(2) 告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時から「がん給付」の責任開始の時 ^{*1} の前日までにがんと診断確定されていたとき	I型からII型への変更に伴う差額保険料を保険契約者に払い戻します。

4. 本条の規定にかかわらず、第21条（告知義務違反による解除）または第23条（重大事由による解除）に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

第16条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定時のI型の申出による無効

1. 第15条の1. の場合、がんと診断確定された日から起算して180日以内に保険契約者から申出があったときは、この保険契約を無効とし、それまでに会社に払い込まれた保険契約（II型）の保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、6大疾病により、会社がこの保険契約の6大疾病一時金の請求を受け、その6大疾病一時金を支払うときは本項の規定は適用しません。
2. 第15条の3. の場合、がんと診断確定された日から起算して180日以内に保険契約者から申出があったときは、この保険契約の復活を無効とし、復活の時から無効とする時までに会社に払い込まれた保険契約（II型）の保険料^{*1}を保険契約者に払い戻します。この場合、この保険契約は解約（第28条）されたものとして取り扱います。ただし、6大疾病等により、会社がこの保険契約の6大疾病一時金等の請求を受け、その6大疾病一時金等を支払うときは本項の規定は適用しません。

第17条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定時のIII型の取扱い

1. 第1条（保険契約の型）に定めるIII型について、被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第20条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時^{*1}前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかつた場合のいずれについても、この保険契約は無効とします。

第15条 補足説明

- * 2 その復活の時からそれまでに会社に払い込まれた保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

第16条 補足説明

- * 1 その復活の時から無効とする時までに会社に払い込まれた保険契約（II型）の保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

第17条 補足説明

- * 1 「がん給付」の責任開始の時
第3条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

2. 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。なお、返戻金（第29条）がある場合には、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
(2) 告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時から「がん給付」の責任開始の時 ^{*1} の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この保険契約の復活（第14条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの保険料^{*2}とします。
4. 本条の3. の場合、この保険契約はその復活が行われずに、解約（第28条）されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第21条（告知義務違反による解除）または第23条（重大事由による解除）に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

第17条 補足説明

- * 2 その復活の時から無効とする時までの保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

9 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第14条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第14条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 一時金等を不法に取得する目的
- (2) 他人に一時金等を不法に取得させる目的

10 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第14条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を告知書等で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、一時金等の支払事由（第4条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち告知を求められた事項について、告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第14条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、一時金等の支払事由（第4条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 一時金等は支払いません。
 - (2) すでに一時金等を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 本条の2. の規定にかかわらず、一時金等の支払事由の発生が解除の原因となつた事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または一時金等の受取人が証明したときは、会社は、一時金等を支払います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知（電磁的方法を含む。）します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または一時金等の受取人に通知（電磁的方法を含む。）します。
 - (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合
5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。
 - (1) この保険契約の締結または復活（第14条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかつたとき
 - (5) 保険期間開始の日^{*2}からその日を含めて2年以内に一時金等の支払事由（第4条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第23条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

約

款

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D

第22条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であつて、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 保険期間開始の日

第2条（保険期間開始の時）に規定する保険期間開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または一時金等の受取人が一時金等を詐取する目的もしくは他人に一時金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 一時金等の請求に関し、一時金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる一時金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または一時金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不當に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または一時金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または一時金等の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または一時金等の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、一時金等の支払事由（第4条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、一時金等の支払事由が生じていたときは、その一時金等の支払いについて、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 一時金等^{*1}は支払いません。
- (2) すでに一時金等^{*1}を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、一時金等の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し一時金等^{*1}を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない一時金等に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

11 契約内容の変更および更新等について

第24条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第9条（保険料の払込み）および第10条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第9条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第23条 補足説明

* 1 一時金等

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが一時金等の受取人のみであり、その一時金等の受取人が一時金等の一部の受取人であるときは、一時金等のうち、その受取人に支払われるべき一時金等をいいます。

第25条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があつたものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日^{*1}に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日^{*1}における被保険者の年齢（第37条）が79歳以下であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 更新後契約の保険料	<ul style="list-style-type: none">① 更新日^{*1}の保険料率が適用されます。② 更新日^{*1}の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	<ul style="list-style-type: none">① 第1回保険料は、更新日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第9条(保険料の払込み)の1. および第11条(払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い)の2. の規定を準用します。② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の生活習慣病一時金額	更新前契約の保険期間満了日の生活習慣病一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の生活習慣病一時金額を減額して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	<ul style="list-style-type: none">① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. - (3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	<ul style="list-style-type: none">① 一時金等の支払い（第4条・第5条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた一時金を含んで取り扱います。② 更新日^{*1}の普通保険約款が適用されます。③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日 ^{*1} の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。

第25条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項目	内容
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	<p>① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。</p> <p>② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)ー①に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の生活習慣病一時金額について、更新前契約の保険期間満了日の生活習慣病一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第25条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約に変更することができます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 変更日*1における被保険者の年齢（第37条）が75歳以下であること

2. 保険期間が終身の無配当生活習慣病一時保険（返戻金なし型）D契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 変更後契約*2の保険料	<p>① 変更日*1の保険料率が適用されます。</p> <p>② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。</p> <p>③ 保険料の払込方法（回数）（第9条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。</p>
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	<p>① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第9条（保険料の払込み）の1. および第11条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。</p> <p>② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第9条）までに、変更後契約*2の一時金等の支払事由（第4条）が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかつたものとします。</p> <p>③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかつたものとします。</p>
(3) 変更後契約*2の生活習慣病一時金額	変更前契約の保険期間満了日*3の生活習慣病一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の生活習慣病一時金額を減額することができます。

第26条 指定説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

* 2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約をいいます。

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項目	内容
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	<p>① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。</p> <p>② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。</p> <p>③ 一時金等の支払い（第4条・第5条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。</p> <p>（注）変更後契約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた一時金を含んで取り扱います。</p> <p>④ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。</p> <p>⑤ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。この場合、保険証券は発行しません。</p>
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	<p>① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。</p> <p>② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)～(3)に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)および(2)を満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の生活習慣病一時金額について、変更前契約の保険期間満了日*3の生活習慣病一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 生活習慣病一時金の減額

- 保険契約者は、将来に向かって生活習慣病一時金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の生活習慣病一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 生活習慣病一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。
 - 減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
 - 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
 - 生活習慣病一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.57参照）。

12 解約等について

第28条 保険契約の解約

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
- この保険契約が解約された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.57参照）。

第29条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（生活習慣病一時金額の10%の金額）と同額とします。
 - (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること
3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅^{*1}した場合、第15条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定時のⅠ型の取扱い）の2.-(1)-(2)に該当した場合または第17条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定時のⅢ型の取扱い）の2.-(1)-(2)に該当した場合で、保険料の未経過分に相当する返還金^{*2}があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 一時金等の支払事由（第4条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第30条 準備説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第9条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第31条 一時金等の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす一時金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額^{*1}を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること
3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、一時金等の支払事由（第4条）が生じ、会社が一時金等を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、一時金等の受取人に支払います。

第31条 準備説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

13 一時金等の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による一時金等の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知^{*}により、一時金等の受取人を変更することができます。ただし、生活習慣病一時金の受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金等の支払事由（第4条）が

発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、一時金等の受取人を変更することはできません。

2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の一時金等の受取人に一時金等を支払ったときは、その支払い後に変更後の一時金等の受取人から一時金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.57参照)。

第33条 遺言による一時金等の受取人の変更

1. 第32条(会社への通知による一時金等の受取人の変更)に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、一時金等の受取人を変更することができます。ただし、生活習慣病一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金等の支払事由(第4条)が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、一時金等の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の一時金等の受取人の変更是、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による一時金等の受取人の変更是、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 死亡給付金の受取人の死亡

1. 死亡給付金の受取人が死亡給付金の支払事由(第4条)の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により死亡給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により死亡給付金の受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により死亡給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知(電磁的方法を含む)します。

第36条 保険契約者の代表者および一時金等の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 一時金等について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。

14 契約年齢の計算等について

第37条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日(第2条)の応当日(年単位)*1ごとに1歳加えて計算します。

第37条 補足説明

- *1 契約成立日の応当日(年単位)
保険期間中の毎年の契約成立日に応する日をいいます。

第38条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または生活習慣病一時金額を調整して処理します。

第39条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または生活習慣病一時金額を調整して処理します。

15 その他

第40条 社員配当金

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒お客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第43条 時効

一時金等（第4条）または返戻金（第29条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第44条 管轄裁判所

この保険契約における一時金等の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または一時金等の受取人^{*1}の住所地と同一の都道府県内にある支社^{*2}の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

16 特則について

第45条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合^{*1}には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)または(2)のうち1つまたは2つの特別条件を付けることがあります。

第44条 補足説明

* 1 一時金等の受取人

一時金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第45条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

第45条 補足説明

* 2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約をいいます。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) がん診断一時金および6大疾病一時金の削減支払

契約成立日（第2条）から会社の定める削減期間中に被保険者ががん診断一時金および6大疾病一時金の支払事由（第4条）に該当した場合、がん診断一時金および6大疾病一時金を支払うべきときは、生活習慣病一時金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) この保険契約が効力を失ったとき（第12条）は、第14条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。

(2) この保険契約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② がん診断一時金および6大疾病一時金の削減支払	A. 削減期間中は、第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていたがん診断一時金および6大疾病一時金の削減支払の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② がん診断一時金および6大疾病一時金の削減支払	A. 削減期間中は、第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約 ^{*2} には変更前契約に適用されていたがん診断一時金および6大疾病一時金の削減支払の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

別表1 がん

1. がん診断一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

がん診断一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.5
子宮頸（部）の異形成（N87）のうち、	
高度子宮頸（部）の異形成、他に分類されないもの（CIN 3の診断に限る。）	N87.2
腔のその他の非炎症性障害（N89）のうち、	
高度腔異形成、他に分類されないもの（VAIN 3の診断に限る。）	N89.2
外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、	
高度外陰異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N90.2

2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
- (2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学（NCC監修）第3.1版（2018年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
/2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
/3……悪性、原発部位
/6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

注 子宮頸部、腔、および外陰の高度異形成は、「がん」に含めます。

別表2

1. 6大疾病一時金の支払対象となる「6大疾病」

6大疾病一時金の支払対象となる「6大疾病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版) 準拠」によるものとします。ただし、「(1) 急性心筋梗塞」および「(2) 脳卒中」については、2. によって定義づけられる疾病であることを必要とします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
(1) 急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I 20- I 25）のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	I 21 I 22
	虚血性心疾患（I 20- I 25）のうち、 狭心症 アテローム硬化性心血管疾患と記載されたもの アテローム硬化性心疾患 陳旧性心筋梗塞 無痛性心筋虚血 その他の型の慢性虚血性心疾患 慢性虚血性心疾患、詳細不明	I 20 I 25.0 I 25.1 I 25.2 I 25.6 I 25.8 I 25.9
(2) 脳卒中	脳血管疾患（I 60- I 69）のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I 60 I 61 I 63
	高血圧性腎疾患（I 12）のうち、 腎不全を伴う高血圧性腎疾患 慢性腎不全（N18）のうち 慢性腎臓病、ステージ4 慢性腎臓病、ステージ5	I 12.0 N18.4 N18.5
	アルコール性肝疾患（K70）のうち、 アルコール性肝硬変 肝線維症および肝硬変（K74）のうち、 原発性胆汁性肝硬変 続発性胆汁性肝硬変 胆汁性肝硬変、詳細不明 その他および詳細不明の肝硬変	K70.3 K74.3 K74.4 K74.5 K74.6
(5)	糖尿病	E10-E14
	糖尿病性網膜症	E10.3、E11.3、E12.3、E13.3、E14.3
	糖尿病性壞疽	E10.5、E11.5、E12.5、E13.5、E14.5
(6)	高血圧性疾患	I 10- I 15
	大動脈瘤、 解離性大動脈瘤	I 71

2. 急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすことを必要とします。）
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病（画像診断所見により、脳内に器質的な病変あるいは損傷が認められることを必要とします。）

別表3 入院日数が1日以上の入院

次の1.から3.のすべてを満たすことを必要とします。

1. 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3-2.）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

2. 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

(2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

3. 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

別表4

1. 急性心筋梗塞、狭心症、脳卒中、大動脈瘤等についての6大疾病一時金の支払対象となる手術

開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

2. 糖尿病性網膜症についての6大疾病一時金の支払対象となる手術

網膜または硝子体に対する手術をいいます。

3. 糖尿病性壞疽についての6大疾病一時金の支払対象となる切断術

手指については、末節の2分の1以上の切断術、足指については、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術をいいます。

別表5 がん診断一時金、6大疾病一時金および死亡給付金の支払いの請求に必要な書類

項目	必要書類
1. がん診断一時金の支払い	(1) がん診断一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、病理組織検査報告書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) がん診断一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) がん診断一時金の受取人の印鑑証明書 (6) がん診断一時金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 6大疾病一時金の支払い	(1) 6大疾病一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 6大疾病一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 6大疾病一時金の受取人の印鑑証明書 (6) 6大疾病一時金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)	会社は、上記以外の書類の提出を求めるごとに、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることができます。
(2)	がん診断一時金、6大疾病一時金もしくは死亡給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることができます。
(3)	1. および2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。

保険契約者代理特約目次

第1条 特約の付加	112
第2条 保険契約者代理人による手続き	112
第3条 保険契約者代理人の変更および指定の取消 し	113
第4条 告知義務違反による解除に関する取扱い	114
第5条 告知義務違反または重大事由による解除の 通知	114
第6条 この特約の消滅	114
第7条 普通保険約款の規定の準用	114
第8条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	114
第9条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと 利差配当付生存給付金付定期保険契約に付 加する場合の特則	114
第10条 新こども保険契約に付加する場合の特則	114
第11条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差 配当付長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則	115
第12条 この特約が付加された主契約に長期生活保 障特約または5年ごと利差配当付長期生活 保障特約が付加されている場合の特則	115
別表 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に必要な書類	116

保険契約者代理特約

(実施 2021.4.2／改正 2023.4.1)

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者（年金開始日以後の保険契約にこの特約を付加するときは年金受取人とします。以下同じ。）の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、保険契約者代理人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	次のいずれか早い日 ① 主契約の責任開始の日 ② 主契約の保険期間開始の日*1
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第2条 保険契約者代理人による手続き

- 保険契約者に次のいずれかの事情があるため、保険契約者が自ら本条の2.に定める手続きを行うことができないと会社が認めたときは、保険契約者代理人が保険契約者に代わって以後の手続きを行うことができます。

- (1) 傷害または疾病により、本条の2.に定める手続きを行う意思表示ができないこと
(2) その他(1)に準じた状態であること

- 保険契約者代理人が行うことができる手続き（以下「代理手続き」といいます。）は、次のものとします。
 - 主契約の普通保険約款および特約に定める保険契約者が行うことができる手続きとします。この場合、保険契約者代理人は、保険契約者と保険金等*1の受取人が同一人である場合における保険金等*1の受取人が行うことができる手続き*2については会社の取扱いの範囲内で行うことができるものとします。
 - (1)にかかわらず、次の手続きは代理手続きの対象外とします。

- (1) 保険金等*1の受取人の変更手続き
(2) 保険契約者の変更手続き
(3) 告知を要する手続き
(4) 保険契約者代理人の変更手続き
(5) 保険契約者、被保険者および保険金等*1の受取人が同一人である場合で、被保険者が行うことができる保険金等*1の請求手続き

- 保険契約者代理人が代理手続きを行った際に、会社は、被保険者および保険金等*1の受取人、またはその一方から同意を求めることがあります。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行った際に、保険契約者代理人から申出があり、会社が認めたときは、会社はこの特約が付加されている保険契約に関する情報について、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者代理人に対して開示することができます。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行った場合には、保険契約者代理人は代理手続きを行う時ににおいて、次のいずれかに該当することを必要とします。

第1条 補足説明

- * 1 主契約の保険期間開始の日
次の(1)から(3)の締結の際にこの特約を付加したときは、この特約の効力は保険期間開始の日から開始します。
- 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
 - 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
 - 無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約

第2条 補足説明

- * 1 保険金等
この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。
- 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
 - 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - 社員配当金
 - すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
 - 保険料の払込免除

* 2 保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における保険金等の受取人が行うことができる手続き

以下の手続きは、この特約が付加された主契約に指定代理請求人が指定されていないときに限ります。

- 年金支払開始日前の保険契約で、保険契約者、被保険者および年金受取人が同一人の場合の保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）の請求手続き。
- 年金支払開始日以後の保険契約で、被保険者と年金受

- (1) 次の範囲内の者
 - ① 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - ② 保険契約者の直系血族
 - ③ 保険契約者の3親等内の血族
 - ④ 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために保険契約者代理人が代理手続きを行うべき適当な理由があると会社が認める者
 - ① 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ② 保険契約者との財産管理契約により財産管理を行っている者

6. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、保険契約者代理人は代理手続きを行うことができません。

- (1) 保険契約者について、法令に定める代理人に、保険契約の手続きに関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
- (2) 保険契約者代理人が故意に保険金等^{*1}の支払事由^{*3}を生じさせたとき
- (3) 保険契約者代理人が故意に保険契約者を本条の1. -(1)または(2)の状態に該当させたとき

7. 保険契約者代理人は、代理手続きを行う際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 保険契約者が自ら本条の2. に定める手続きを行うことができない事情があることを証明する書類
- (2) 別表★に定める必要書類

8. 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、本条の6. に該当する可能性がある場合は、普通保険約款および特約に定める保険金等^{*1}を支払うための確認の取扱いに準じて取り扱います。この場合、会社は、その旨を保険契約者代理人に通知します。

9. 本条の8. の取扱いに際し、保険契約者代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^{*4}は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等^{*1}の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。

10. 本条の1. から9. の規定により、会社が保険金等^{*1}を保険契約者代理人に支払ったときは、その後重複してその保険金等^{*1}の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

11. 保険契約者が本条の1. に定める状態に該当した後、保険契約者から申出があり、保険契約者が本条の1. に定める状態にないことを会社が認めたときは、それ以後再度本条の1. に定める状態に該当するまでは、保険契約者代理人は本条にもとづく代理手続きを行うことはできません。

★別表 (P.116参照)

取人が同一人の場合の保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）の請求手続き。（ただし、主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険または利率変動型終身保険がある場合を除きます。）

* 3 保険金等の支払事由

保険料の払込免除事由を含みます。

* 4 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。

第3条 保険契約者代理人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更すること、または保険契約者代理人の指定を取り消すことができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者代理人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
3. 本条の1. および2. の規定による保険契約者代理人の変更等を行った後は、変更等を行う前に手続き可能な代理手続きがあっても、変更等を行う前の保険契約者代理人は代理手続きを行うことはできません。

第4条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、保険金等^{*1}の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者、保険金等^{*1}の受取人または保険契約者代理人が証明したときは、会社は、保険金等^{*1}の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第5条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等^{*1}の受取人、または保険契約者代理人に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
- (2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第6条 この特約の消滅

1. 次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者が死亡したとき
- (2) 保険契約者が変更されたとき
- (3) 第3条（保険契約者代理人の変更および指定の取消し）の規定により保険契約者代理人の指定を取り消したとき
- (4) その他の法令に定める代理権の消滅事由に該当したとき

2. 本条の1. の(4)に該当した場合には、すみやかに会社に通知することを必要とします。

第7条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第8条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

2. 本条の1. にかかわらず、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払った時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第2被保険者」と読み替えます。

第9条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、被保険者が変更されたときは、保険契約者代理人の指定は取り消され、この特約は消滅します。

- (1) 生存給付金付定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約

第4条 補足説明

* 1 保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金額を含みます。）
 - ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - ② 社員配当金
 - ③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

第5条 補足説明

* 1 保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金額を含みます。）
 - ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - ② 社員配当金
 - ③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

第10条 新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱い

ます。

- (1) 第1条（特約の付加）の規定にかかわらず、保険契約者代理人は保険契約者の死亡時以後の教育資金受取人とします。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、第1条（特約の付加）の2. の規定により保険契約者代理人を指定することを必要とします。
- (2) 第3条（保険契約者代理人の変更および指定の取消し）の1. 中、「被保険者の同意と会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更すること、または保険契約者代理人の指定を取り消すことができます」とあるのを「保険契約者代理人の指定を取り消すことができます」と読み替えます。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合を除きます。
- (3) 普通保険約款の規定により保険契約者の権利義務が承継されたときは、この特約は消滅します。

第11条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約

第12条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に次の特約が付加されている場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障特約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約

別表 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に必要な書類

項目	必要書類
代理手続き	(1) 普通保険約款および各特約に定める手続き等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 保険契約者と保険契約者代理人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 保険契約者代理人の印鑑証明書 (5) 保険契約者代理人の住民票 (6) 保険契約者または保険契約者代理人の健康保険被保険者証の写し (7) 保険契約者代理人が保険契約者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (9) 保険契約者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類 (10) 保険契約者代理人が代理手続きを行う目的等を確認する書類
	(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることができます。 (2) 保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることができます。

指定代理請求特約D目次

1 特約の付加について	5 特約の消滅について
第1条 特約の付加.....	第7条 この特約の消滅.....
	118 120
2 一時金等の請求について	6 その他
第2条 特約の対象となる一時金等.....	第8条 普通保険約款の規定の準用.....
第3条 指定代理請求人による一時金等の請求手続き.....	第9条 主契約に保険契約者代理特約を付加する場合の特則.....
	118 120
3 指定代理請求人の変更等について	
第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し.....	
	119
4 保険契約等の解除に関する取扱いについて	
第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い.....	
第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知.....	
	119

別表 指定代理請求人による一時金等の請求に必要な書類.....	121

指定代理請求特約D

(実施 2020.10.2 / 改正 2023.4.1)

1 特約の付加について

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。
- 本条の1. にかかわらず、主契約または主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「付加特約」といいます。）に、第2条（特約の対象となる一時金等）に定める一時金等がないときは、この特約を付加することはできません。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任開始の日
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含みます。）します。

2 一時金等の請求について

第2条 特約の対象となる一時金等

この特約の対象となる一時金等は、この特約が付加された主契約および付加特約における被保険者が受け取ることとなる給付*1（名称の如何を問いません。）とします。

第3条 指定代理請求人による一時金等の請求手続き

- 一時金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が一時金等を自ら請求できないと会社が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって一時金等を請求することができます。

- (1) 傷害または疾病により、一時金等を請求する意思表示ができないこと
- (2) 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- (3) その他(1)または(2)に準じた状態であること

- 指定代理請求人が本条の1. の請求を行う場合には、指定代理請求人は請求時ににおいて、次のいずれかに該当することを必要とします。

- (1) 次の範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の血族
 - ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認める者
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ② 被保険者との財産管理契約により財産管理を行っている者

第2条 補足説明

* 1 被保険者が受け取ることとなる給付

被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を含みます。また、給付とともに支払われる金銭を含みます。

3. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、指定代理請求人は一時金等を請求することができません。

- (1) 被保険者について、法令に定める代理人に、一時金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
- (2) 指定代理請求人が故意に一時金等の支払事由を生じさせたとき
- (3) 指定代理請求人が故意に一時金等の受取人を本条の1. -(1)から(3)の状態に該当させたとき

4. 指定代理請求人は、一時金等の請求をする際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 被保険者が一時金等を請求できない事情があることを証明する書類
- (2) 別表★に定める必要書類

5. 普通保険約款に規定する一時金等を支払うための確認を行うときは、会社は、指定代理請求人に通知します。

6. 普通保険約款に規定する一時金等を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^{*1}は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金等を支払いません。

7. 本条の1. から6. の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその一時金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★別表 (P.121 参照)

3 指定代理請求人の変更等について

第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます。
2. 本条の1. の規定により指定代理請求人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電磁的方法を含みます。）を受けることを必要とします。
3. 本条の1. および2. の規定による指定代理請求人の変更等を行った後は、変更等を行う前に請求可能な一時金等があっても、変更等を行う前の指定代理請求人はその一時金等を請求することはできません。

4 保険契約等の解除に関する取扱いについて

第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、一時金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者、一時金等の受取人または指定代理請求人が証明したときは、会社は、一時金等を支払います。

第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知（電磁的方法を含みます。）します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
- (2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知（電磁的方法を含みます。）できない場合

第3条 補足説明

* 1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。

5 特約の消滅について

第7条 この特約の消滅

次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の規定により指定代理請求人の指定を取り消したとき
- (2) 一時金等の受取人の変更により、この特約の対象となる一時金等がなくなつたとき

6 その他

第8条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第9条 主契約に保険契約者代理特約を付加する場合の特則

第2条（特約の対象となる一時金等）について、次のとおり読み替えます。

第2条 特約の対象となる一時金等

この特約の対象となる一時金等は、この特約が付加された主契約および付加特約における被保険者が受け取ることとなる給付^{*1}（名称の如何を問いません。）とします。

第9条 補足説明

* 1 被保険者が受け取ることとなる給付

給付とともに支払われる金銭を含みます。ただし、被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を除きます。

別表 指定代理請求人による一時金等の請求に必要な書類

項目	必要書類
一時金等の代理請求	(1) 普通保険約款および各特約に定める一時金等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人の住民票 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (9) 被保険者について、法令に定める代理人に、一時金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることができます。 (2) 一時金等の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることができます。	

特
約

指
定
代
理
請
求
特
約
D

別
表

第1回保険料電子決済扱特約D

(実施 2020.10.2)

第1条 特約の付加

この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者から主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の第1回保険料または第1回保険料相当額（以下「第1回保険料等」といいます。）を会社の指定する電子決済で払い込む場合に、主契約に付加します。

第2条 第1回保険料等の払込み

会社は、この特約が付加された主契約の第1回保険料等について、会社の指定する電子決済による払込みを取り扱います。この場合、会社が実際に第1回保険料等を受け取る前の所定の時を第1回保険料等を受け取った時とみなして取り扱うことがあります。この取扱いを行った場合は、保険契約者に責任開始の日を通知（電磁的方法を含みます。）します。

第3条 第1回保険料等の領収証

第2条（第1回保険料等の払込み）に定める方法により払い込まれた第1回保険料等については、保険契約者からの申出がない限り、領収証は発行しません。

保険料口座振替特約D

(実施 2020.10.2)

第1条 特約の付加

- この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
- この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
 - 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が会社の指定する金融機関等（以下「取扱金融機関」といいます。）に設置してあること
 - 保険契約者が取扱金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第2条 契約成立日

- この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}からその月の末日までの間に、一時金もしくは給付金（以下「一時金等」といいます。）の支払事由^{*2}が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、基準保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

- 第2回以後の保険料は、払込期月中の会社の定めた日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とし、以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
- 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第5条 保険料の口座振替が不能の場合の取扱い

- 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため第4条（保険料の払込み）の1. の規定による保険料の払込みが行われなかつたときは、次のとおり取り扱います。
 - 年払契約および半年払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
 - 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。
- 本条の1. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第6条 指定口座の変更

- 保険契約者が指定口座を同一の取扱金融機関の他の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社およびその取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
- 保険契約者が指定口座を他の取扱金融機関の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社および変更後の取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
- 取扱金融機関が保険料の口座振替を停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の取扱金融機関に変更することを必要とします。

第7条 振替日の変更

会社および取扱金融機関の事情により、会社は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第8条 特約の失効

- 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) 第1条（特約の付加）の2. に規定する条件に該当しなくなったとき
- (2) 第6条（指定口座の変更）に規定する諸変更に際し、その変更手続が行われないまま保険料の口座振替が不能となったとき
- (3) 保険契約者が、第7条（振替日の変更）の振替日の変更を承諾しないとき
- (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (5) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

- 本条の1. -(1)から(4)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第9条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第10条 責任開始に関する特約Dとあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約Dとあわせて主契約に付加する場合、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

- この特約による取扱いを行う保険契約では、責任開始に関する特約Dの規定にかかわらず、責任開始に関する特約Dに規定する責任開始の時^{*1}を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- 本条の1. の規定にかかわらず、責任開始に関する特約Dに規定する責任開始の時^{*1}からその月の末日までの間に、一時金等の支払事由^{*2}が生じたときは、責任開始に関する特約Dに規定する責任開始の時^{*1}を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

- (2) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

- 第1回保険料および第2回以後の保険料は、払込期間中または払込期月中の会社の定めた日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。

第10条 補足説明

* 1 責任開始の時

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、保険期間開始の時とします。

* 2 一時金等の支払事由

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

2. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
4. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。
- (3) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。
- 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）
1. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第1回保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 年払契約および半年払契約にあっては、責任開始に関する特約Dに規定する第1回保険料の猶予期間中の振替日に保険料の口座振替を行います。
 - (2) 月払契約にあっては、責任開始に関する特約Dに規定する第1回保険料の猶予期間中の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた第1回保険料の口座振替を行います。
 2. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第2回以後の保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 年払契約および半年払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
 - (2) 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。
 3. 本条の1. または2. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、責任開始に関する特約Dまたは普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

団体特約D

(実施 2020.10.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
 - (1) 保険契約者は、会社と団体協約を締結した官公署・会社・工場等の団体に所属し、その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払いを受ける者であること
 - (2) 保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること。ただし、保険契約者の人数の計算にあたっては、その団体との間に事業保険特約D付保険契約があるときは、同一事業所に所属する保険契約者と事業保険特約D付保険契約の被保険者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}からその月の末日までの間に、一時金もしくは給付金（以下「一時金等」といいます。）の支払事由^{*2}が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、保険期間開始の時とします。

* 2 一時金等の支払事由

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

第3条 保険料率

1. この特約による取扱いを行う半年払契約および月払契約の保険料率は、次のとおりとします。
 - (1) 団体に所属してこの特約による取扱いを受けている保険契約者が20名以上の場合には、団体保険料率A
 - (2) 団体に所属してこの特約による取扱いを受けている保険契約者が20名未満の場合には、団体保険料率Bとします。
2. 団体との間に事業保険特約D付保険契約があるときは、本条の1. に規定する保険契約者の人数の計算にあたっては、同一事業所に所属する保険契約者と事業保険特約D付保険契約の被保険者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。
3. 本条の1. -(1)の団体保険料率Aの適用を受けている場合でも、本条の1. に規定する保険契約者の人数が20名未満となり、その後6か月を経過しても20名以上にならないときは、本条の1. -(2)の保険料率を適用します。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、団体代表者を経由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、団体代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第5条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、団体代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第6条 特約の失効

次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) この特約による保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 会社と団体代表者との間に締結された団体協約が解除されたとき
- (3) 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
- (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (5) 第1条（特約の付加）の2. -(2)に規定する保険契約者および被保険者の人数がともに10名未満となり、その後3か月（年払契約、半年払契約の場合には6か月）を経過してもそのいずれも10名以上にならないとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

第7条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第8条 第1回保険料から団体代表者を経由して払い込む場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料^{*1}から団体代表者を経由して払い込むときは、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

- (1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料^{*1}は、団体代表者を経由して払い込むことを必要とします。この場合、団体代表者が、団体に所属してこの特約の取扱いを受ける保険契約者から第1回保険料^{*1}に相当する金額を受け取った時をもって、第1回保険料^{*1}の払込みがあったものとみなします。
2. 第2回以後の保険料は、団体代表者を経由して払い込むことを必要とします。
3. 本条の2. に規定する保険料は、団体代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

- (2) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、団体代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第9条 退職者に関する特則

保険契約者が、団体を退職した場合で、会社の定める条件を満たしているときは、第1条（特約の付加）および第6条（特約の失効）の(3)の規定にかかわらず、この退職者を保険契約者とする保険契約について、団体特約Dを付加することができます。

第8条 補足説明

*1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

クレジットカード特約D

(実施 2020.10.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
 - (1) 保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定クレジットカード」といいます。）が会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「取扱カード会社」といいます。）から貸与されたクレジットカードであること
 - (2) 指定クレジットカードが有効であり、かつ保険料が指定クレジットカードの利用限度額以下であること（以下「指定クレジットカードの有効性等」といいます。）
 - (3) 指定クレジットカードの名義人は、取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人^{*1}と同一人であること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}からその月の末日までの間に、一時金もしくは給付金（以下「一時金等」といいます。）の支払事由^{*2}が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、基準保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

1. 第1回保険料または第1回保険料相当額（以下「第1回保険料等」といいます。）を指定クレジットカードにより払い込むときは、会社が指定クレジットカードの有効性等を確認した時をもって、第1回保険料等の払込みがあったものとします。
2. 第2回以後の保険料は、指定クレジットカードにより払い込むことを必要とします。この場合、会社が指定クレジットカードの有効性等を確認し、取扱カード会社に保険料を請求した時をもって、保険料の払込みがあったものとみなします。
3. 同一の指定クレジットカードから2件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は、会社に対しその払込みの順序を指定できません。
4. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。
5. 本条の1. または本条の2. の規定にかかわらず、次のすべてに該当するときは、第1回保険料または第2回以後の保険料の払込みはなかったものとして取り扱います。

- (1) 会社が指定クレジットカード発行会社から第1回保険料等または第2回以後の保険料に相当する金額を受け取ることができないとき
- (2) 指定クレジットカード発行会社が指定クレジットカードの名義人（会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。）から第1回保険料等または第2回以後の保険料に相当する金額を受け取ることができないとき

6. 本条の5. の場合、会社は保険契約者に第1回保険料等または第2回以後の保険

第1条 補足説明

- * 1 取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人
取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。

第2条 補足説明

- * 1 責任開始の時
無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、保険期間開始の時とします。

* 2 一時金等の支払事由

- 無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

料の払込みを請求することができます。

第5条 指定クレジットカードの有効性等が確認できない場合の取扱い

1. 指定クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合には、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または会社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。
2. 本条の1.の場合、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または他の保険料の払込方法（経路）に変更するまでの未払込保険料を普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第6条 指定クレジットカードの変更

1. 保険契約者が指定クレジットカードを第1条（特約の付加）の2.の条件を満たす他のクレジットカードに変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社に申し出ることを必要とします。
2. 取扱い会社が保険料の指定クレジットカードによる支払いの取扱いを停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定クレジットカードを第1条（特約の付加）の2.の条件を満たす他のクレジットカードに変更するか、または会社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。

第7条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。
 - (1) 第1条（特約の付加）の2.に規定する条件に該当しなくなったとき
 - (2) 第6条（指定クレジットカードの変更）に規定する諸変更に際し、その変更手続が行われないまま指定クレジットカードの有効性等の確認ができなかつたとき
 - (3) 払い込むべき保険料がなくなったとき
 - (4) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき
2. 本条の1.-(1)から(3)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第8条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第9条 団体特約Dとあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を団体特約Dとあわせて主契約に付加する場合、第1回保険料または第1回保険料相当額の払込みに関する規定のみこの特約を適用する。

第10条 集団特約Dとあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を集団特約Dとあわせて主契約に付加する場合、第1回保険料または第1回保険料相当額の払込みに関する規定のみこの特約を適用する。

第11条 事業保険特約Dとあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を事業保険特約Dとあわせて主契約に付加する場合、第1回保険料または第1回保険料相当額の払込みに関する規定のみこの特約を適用する。

集団特約D

(実施 2020.10.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
 - (1) 保険契約者は、会社と集団協約を締結した組合・連合会・同業団体等、その集団において保険料の一括集金のできる集団の構成員であること
 - (2) 保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}からその月の末日までの間に、一時金もしくは給付金（以下「一時金等」といいます。）の支払事由^{*2}が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、基準保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、集団代表者を経由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第5条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第6条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。
 - (1) この特約による保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないとき
 - (2) 会社と集団代表者との間に締結された集団協約が解除されたとき
 - (3) 保険契約者が死亡し、または集団を脱退したとき
 - (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
 - (5) 第1条（特約の付加）の2. -(2)に規定する保険契約者および被保険者の人がともに10名未満となり、その後3か月（年払契約、半年払契約の場合には6か月）を経過してもそのいずれも10名以上にならないとき
 - (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき
2. 本条の1. -(1)から(5)までの規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、保険期間開始の時とします。

* 2 一時金等の支払事由

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

第7条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第8条 第1回保険料から集団代表者を経由して払い込む場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料^{*1}から集団代表者を経由して払い込むときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料^{*1}は、集団代表者を経由して払い込むことを必要とします。この場合、集団代表者が、集団に所属してこの特約の取扱いを受ける保険契約者から第1回保険料^{*1}に相当する金額を受け取った時をもって、第1回保険料^{*1}の払込みがあったものとみなします。
2. 第2回以後の保険料は、集団代表者を経由して払い込むことを必要とします。
3. 本条の2. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

- (2) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第9条 責任開始に関する特約Dとあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約Dとあわせて主契約に付加する場合、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、責任開始に関する特約Dの規定にかかわらず、責任開始に関する特約Dに規定する責任開始の時^{*1}を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、責任開始に関する特約Dに規定する責任開始の時^{*1}からその月の末日までの間に、一時金等の支払事由^{*2}が生じたときは、責任開始に関する特約Dに規定する責任開始の時^{*1}を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

- (2) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 保険料は、集団代表者を経由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

- (3) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

- (4) 第8条（第1回保険料から集団代表者を経由して払い込む場合の特則）は適用しません。

第8条 補足説明

* 1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

第9条 補足説明

* 1 責任開始の時

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、保険期間開始の時とします。

* 2 一時金等の支払事由

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

事業保険特約D

(実施 2020.10.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
 - (1) 保険契約者は、会社と事業保険協約を締結した事業団体であること
 - (2) 被保険者は、その団体に所属する者であること
 - (3) 被保険者の数が20名以上あること。ただし、被保険者の人数の計算にあたっては、その団体に所属する者との間に団体特約D付保険契約があるときは、同一事業所に所属する事業保険の被保険者と団体特約D付保険契約の保険契約者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}からその月の末日までの間に、一時金もしくは給付金（以下「一時金等」といいます。）の支払事由^{*2}が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、団体保険料率Aとします。

第4条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、被保険者別に個々の保険料領収証を発行せず、一括領収証を発行します。

第5条 特約の失効

この特約が付加された保険契約が次のいずれかに該当したときは、その保険契約については、この特約は効力を失います。

- (1) 保険料が猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 被保険者が団体を脱退したとき
- (3) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (4) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、保険期間開始の時とします。

* 2 一時金等の支払事由

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

第6条 特約の解除

この特約を解除して、引き続き保険契約を継続させようとするときは、会社の承諾を得て団体特約Dの取扱いを受けるか、または第5条（特約の失効）に準じて個々の年払、半年払または月払契約とすることができます。

第7条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

責任開始に関する特約D

(実施 2020.10.2)

第1条 特約の付加

この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加します。

第2条 責任開始の時

1. 主契約の締結の際に、この特約を付加するときは、主契約の普通保険約款の責任開始の時の規定にかかわらず、保険契約者が主契約の申込みをした時または会社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を責任開始の時とし、責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 特約の中途付加の際に、この特約を付加するときは、中途付加する特約の責任開始の時の規定にかかわらず、保険契約者が特約の申込みをした時または会社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を特約の責任開始の時とし、特約の責任開始の時を含む日を特約の責任開始の日とします。

第3条 第1回保険料の払込みおよび猶予期間

1. 第1回保険料（特約の中途付加の際に、この特約を付加するときは、中途付加する特約の第1回保険料に相当する金額とします。以下同じ。）は、払込期間中に払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の払込期間は、責任開始の日からその日を含めて責任開始の日を含む月の翌月末日までの期間とします。
3. 第1回保険料の払込みについては、本条の2. に定める払込期間の翌月1日から末日までの猶予期間があります。
4. 第1回保険料が本条2. に定める払込期間中に払い込まれなかった場合、会社は保険契約者にその旨、猶予期間および猶予期間満了日までに第1回保険料が払い込まれないときは保険契約を無効とすることを通知（電磁的方法を含みます。）します。

第4条 第1回保険料の払込み前に支払事由等が生じた場合の取扱い

第1回保険料が払い込まれないまま、第1回保険料の猶予期間満了日（第3条）までに、一時金等^{*1}の支払事由が生じたときは、第1回保険料^{*2}を差し引いて支払います。ただし、会社が支払うべき金額が第1回保険料^{*2}に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに第1回保険料^{*2}を払い込むことを必要とします。第1回保険料^{*2}の払込みがないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第5条 第1回保険料の払込みがない場合の取扱い

1. 第1回保険料の猶予期間満了日（第3条）までに第1回保険料の払込みがないときは、主契約およびこれに付加された特約^{*1}は無効とします。ただし、第4条に該当する場合は無効としません。
2. 本条の1. の規定によって主契約およびこれに付加された特約^{*1}を無効とした場合、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第6条 特約の解約

この特約のみの解約は取扱いません。

特
約

責任開始に関する特約D

第4条 補足説明

* 1 一時金等

主契約の普通保険約款および主契約に付加された特約の規定に基づいて支払われる一時金・給付金をいい、その名称の如何を問いません。

* 2 第1回保険料

第2回以後の保険料について、主契約の普通保険約款または主契約に付加された特約の規定に基づいて差引くべき未払保険料があるときは第2回以後の払込保険料を含みます。

第5条 補足説明

* 1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第7条 第1回保険料の払込み前の保険契約の返戻金

第1回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約^{*1}には返戻金はありません。

第8条 第1回保険料の払込み前の保険契約の減額

普通保険約款の減額の規定にかかわらず、第1回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約^{*1}は減額できません。

第9条 第1回保険料の払込み前の主契約に付加された特約の解約

主契約に付加された特約^{*1}の解約の規定にかかわらず、第1回保険料の払込み前に、主契約に付加された特約^{*1}を解約するときは、主契約と合わせて解約することを必要とし、主契約に付加された特約^{*1}のみを解約することはできません。

第10条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

第11条 無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約に付加する場合の特則

この特約を無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約に付加するときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（責任開始の時）中、「責任開始の時」とあるのを「保険期間開始の時」に、「責任開始の日」とあるのを「保険期間開始の日」に、それぞれ読み替えます。
- (2) 第3条（第1回保険料の払込みおよび猶予期間）の2. 中、「責任開始の日」とあるのを「保険期間開始の日」と読み替えます。

第7条 補足説明

* 1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第8条 補足説明

* 1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第9条 補足説明

* 1 主契約に付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

電磁的方法による保険契約申込みに関する特約D

(実施 2020.10.2)

第1条 特約の適用

保険契約者から、電磁的方法（第4条に定めるところによります。以下同じ。）により、保険契約の申込み（復活の申込みを含みます。以下同じ。）があり、かつ、会社がこれを承諾した場合には、この特約を適用します。

第2条 保険契約の申込に関する事項

この特約を付加するときは、保険契約者または被保険者（以下「保険契約者等」といいます。）と会社は、保険契約の申込みについて、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 会社は、保険契約の申込みに係る事項を電磁的方法により、保険契約者または被保険者に対して表示することができるものとします。
- (2) 保険契約者等は、電磁的方法により、(1)で表示された事項を入力し、会社に送信することができるものとします。ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者が意思表示すべき事項については被保険者本人が入力することを必要とします。
- (3) 会社は、(2)により保険契約者等から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込みがあつたものとして取扱うものとします。この場合、会社は、保険契約者等から送信された事項の受信を確認したうえで、電磁的方法により、保険契約の申込みを受け付けた旨を表示します。
- (4) 会社は、保険契約の申込みに対する諾否について、保険契約者に対し、電磁的方法により、通知できるものとします。ただし、電磁的方法による通知が困難な場合には、その他の方法を用いる場合があります。

特
約

電磁的方法による保険契約申込みに関する特約D

第3条 電磁的方法による告知

主たる保険契約の普通保険約款または特約の規定にかかわらず、告知について、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 会社は、保険契約の申込みを受けたときは、保険契約者等に対して、会社所定の告知書等（保険契約復活告知書を含みます。以下同じ。）に代えて、被保険者に関する告知（以下、「告知事項」といいます。）を、電磁的方法により、表示することができるものとします。
- (2) 保険契約者等は、電磁的方法により、(1)で表示された告知事項を入力し、会社に送信することにより、告知することができるものとします。ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者が告知すべき事項については被保険者本人が入力することを必要とします。
- (3) 会社は、(2)で送信された告知事項を受信したときは、保険契約者等から告知があつたものとして取扱うことができるものとします。この場合、会社は、送信された告知事項の受信を確認したうえで、告知を受けた旨を、電磁的方法により、表示します。

第4条 電磁的方法

この特約における「電磁的方法」とは、以下に掲げる場合に応じて、それぞれに定める方法を指します。

- (1) 会社から保険契約者等に対して、通知、表示または意思表示（以下、「通知等」といいます。）を行う場合

- ① 会社の使用に係る電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器（以下「電子計算機」といいます。）と、保険契約者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録する方法
- ② 会社の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に当該事項を記録する方法
- ③ 保険契約者等ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。以下同じ。）に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
- ④ 会社の閲覧ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するための通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。）に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法

(2) 保険契約者等から会社に対して通知等を行う場合

- ① 保険契約者等ファイルに、保険契約者等が通知等を行うべき事項を記録する方法
- ② 保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続きにしたがつて、保険契約者等がその使用に係る電子計算機を用いて送信する方法

第5条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

朝日生命からのお願い

○転居、町名変更その他ご契約に関する諸手続き（名義変更、改姓など）の場合には、お手数ですが朝日生命お客様サービスセンター（**0120-714-532**）まですみやかにお知らせください。

○ご契約に関するご照会やご通知の際には保険証券のご契約記号番号、保険契約者と被保険者のお名前およびご住所をお知らせください。

○ご契約をお引き受けした際にお送りする保険証券は大切に保管してください。

○諸手続きをされる場合には、お申し出された方が一時金等の受取人、または保険契約者ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証等）をご用意ください。

○保険契約についてのお問い合わせやご相談は、朝日生命お客様サービスセンター（**0120-714-532**）までご連絡ください。

指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことなどを記載しています。必ずご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申込みください。

- 特に● クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)について 17ページ
● 健康状態などの告知義務について 12ページ
● 責任開始の時について 14ページ
● 一時金等をお受取りいただけない場合について 22ページ
● 保険料の払込方法について 48ページ
● 保険料払込みの猶予期間と失効、失効取消、復活について 48ページ
● 解約・減額と返戻金について 53ページ

などは、ご契約に際して特にご理解いただきたいことなどです。ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

朝日生命の職員または朝日生命から委託された担当者が確認のため、電話や訪問をすることがあります。その際には、ご協力くださいますようお願いいたします。この確認制度は生命保険会社各社が行っています。

●お申込時の契約確認について

ご契約のお申込みにあたり、後日、お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。

●一時金等のご請求時の確認・照会について

一時金等のお支払いのご請求に際して、後日、一時金等をお支払いするための確認・照会に、保険契約者等や医療機関・公的機関等を訪問させていただく場合があります。

一時金等のお支払いについて

一時金等の適切なお支払いには、お客様からのご連絡が重要な情報となりますので、一時金等の支払事由が生じた場合(お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等も含みます)は、すみやかに朝日生命お客様サービスセンター(☎[®] 0120-714-532)までご連絡ください。

一時金等のご請求に際し、必要書類の準備に費用が発生する場合は、お客様のご負担となります。

[引]受保険会社

 朝日生命保険相互会社

本社／〒160-8570 東京都新宿区四谷一丁目6番1号

 0120-714-532

受付時間 月曜日～土曜日 9:00～17:00
(日曜日、祝日、年末年始を除く)

◎朝日生命ホームページ <https://www.asahi-life.co.jp>